

# 第4期岩手県地域福祉支援計画

## (案)

～互いに認め合い、共に支え合いながら、  
誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現～

令和6年2月  
岩手県

現在調整中の「案」であり、今後、変更となる場合があります。



## 目 次

<b>I 計画の概要</b>	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の推進	2
<b>II 地域福祉を取り巻く状況</b>	
1 計画策定の背景	4
2 データで見た本県の地域福祉を取り巻く状況	8
<b>III 計画の基本的考え方</b>	
1 基本理念	2 1
2 基本方針	2 1
3 施策の基本方向	2 2
4 多様な主体に期待される役割	2 6
<b>IV 施策の基本方向</b>	
1 福祉を支える人づくり	3 2
(1) 地域福祉を担う人材の育成	
(2) 地域福祉の意識の醸成	
2 福祉サービスの基盤づくり	3 9
(1) 地域における包括的支援体制の構築	
(2) 権利擁護の推進	
(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス	
3 福祉サービス提供の仕組みづくり	5 4
(1) 生活に困難を抱える方への支援	
(2) 家族等への支援	
4 福祉でまちづくり	7 1
(1) 地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり	
(2) 多様な担い手（主体）による地域福祉活動の取組	
(3) 地域福祉活動における多様な財源の活用	
5 被災経験を活かした支援体制づくり	8 0
(1) 東日本大震災津波における被災者支援	
(2) 今後の災害への備え	
6 市町村の体制づくり	8 6
(1) 地域福祉計画に基づいた施策の推進	
(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援	
<b>V 計画推進の評価・検証</b>	
評価・検証の目安とする主な項目	8 9
<b>《実践事例集》</b>	
<b>《資料編》</b>	
・関連計画・条例の概要	
・本計画における具体的施策を所管する室課一覧	
・用語解説	
・社会福祉法（抄）	
・都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項	
・第4期岩手県地域福祉支援計画策定経過	
・岩手県地域福祉推進協議会設置要綱	
・岩手県地域福祉推進協議会委員名簿	



## 1 計画策定の趣旨

- 平成 12 年に社会福祉事業法が改正・改称された社会福祉法は、その目的に「地域福祉の推進」を明記し、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、(中略) 地域福祉の推進に努めなければならない」と規定しています。また、県及び市町村が、地域住民の合意を形成し、地域の実情に応じて地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組む方策として、「都道府県地域福祉支援計画」及び「市町村地域福祉計画」の策定が規定され、平成 15 年 4 月に施行されました。
- 本県では、平成 21 年 3 月に第 1 期岩手県地域福祉支援計画を、平成 26 年 3 月には第 2 期計画、平成 31 年 3 月には第 3 期計画を策定し、「互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を基本方針に、地域福祉の推進に取り組んできたところです。
- 国では、地域や個人の抱える課題を多様な主体が『我が事』として受け止め、『丸ごと』支えていく『地域共生社会』の実現を今後の福祉改革の基本コンセプトに位置づけ、平成 29 年の社会福祉法改正により、住民主体による地域づくりや市町村による包括的な支援体制の整備を、令和 3 年改正においては、それを具体的に推進するため重層的支援体制整備事業を創設し、『地域共生社会』の実現に向けた取組を進めています。
- 本県では、令和 2 年度に県内全市町村において地域福祉計画が策定されたところですが、高齢者、障がい者、児童など要援護者への福祉サービス提供の実施者であり、地域福祉推進の中核である市町村の役割はますます重要となっています。
- 第 3 期計画策定後、本県の少子化等の影響による人口減少及び高齢化の進行等に加え、新型コロナウイルス感染症の流行、原油価格や物価の高騰など、社会生活への大きな影響により、地域の住民同士による支え合いや助け合いなどの相互扶助機能は弱体化するとともに、子どもの貧困やダブルケア、生活困窮者への支援など、地域住民が抱える課題や福祉ニーズは増加するとともに多様化・複合化しています。
- 東日本大震災津波による被災地では、インフラ整備など復興が進む一方、人口の減少、高齢化による要援護者の増加が続き、発災から（13）年が経過してもなお、住民の生活環境の変化など様々な生活・福祉課題に対応した中長期的な見守り支援体制の充実が必要であり、災害公営住宅や移転先における新たな「福祉コミュニティ」を支え続ける取組も求められています。
- こうしたことを踏まえ、県計画に基づくこれまでの取組状況を評価・検証とともに、国が進めている『地域共生社会』の実現に向けた取組や東日本大震災津波の被災地を含め地域の状況の変化等を勘案して計画改定を行い、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に基づいた地域社会の実現を目指し、「他人とのかかわ

り」や「つながり」を大切にし、県民の幸福を守り育てる、岩手らしい地域福祉を推進するため、「第4期岩手県地域福祉支援計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

- この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものです。
- この計画は、県の地域福祉推進の理念、基本方針を定めるとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の推進を支援するための計画です。
- この計画は、県民、地域団体、福祉事業者、市町村等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本的方向を示すものです。
- この計画は、令和5年3月に策定された「いわて県民計画（2019～2028）」第2期政策推進プランのほか、「いわていきいきプラン」、「岩手県障がい者プラン」、「いわて子どもプラン」等、保健、医療、福祉に関して、各領域別に策定されている計画との整合や調和を図るとともに、岩手県社会福祉協議会が策定する「岩手県社会福祉協議会活動計画」と連携しながら、本県の地域福祉の総合的な推進を図る計画です。
- 各領域別の具体的施策については、個別の計画において推進されることを基本とします。
- この計画の推進にあたっては、地域共生社会の実現に向け、生活に関わる他の分野の施策とも連携を図ります。

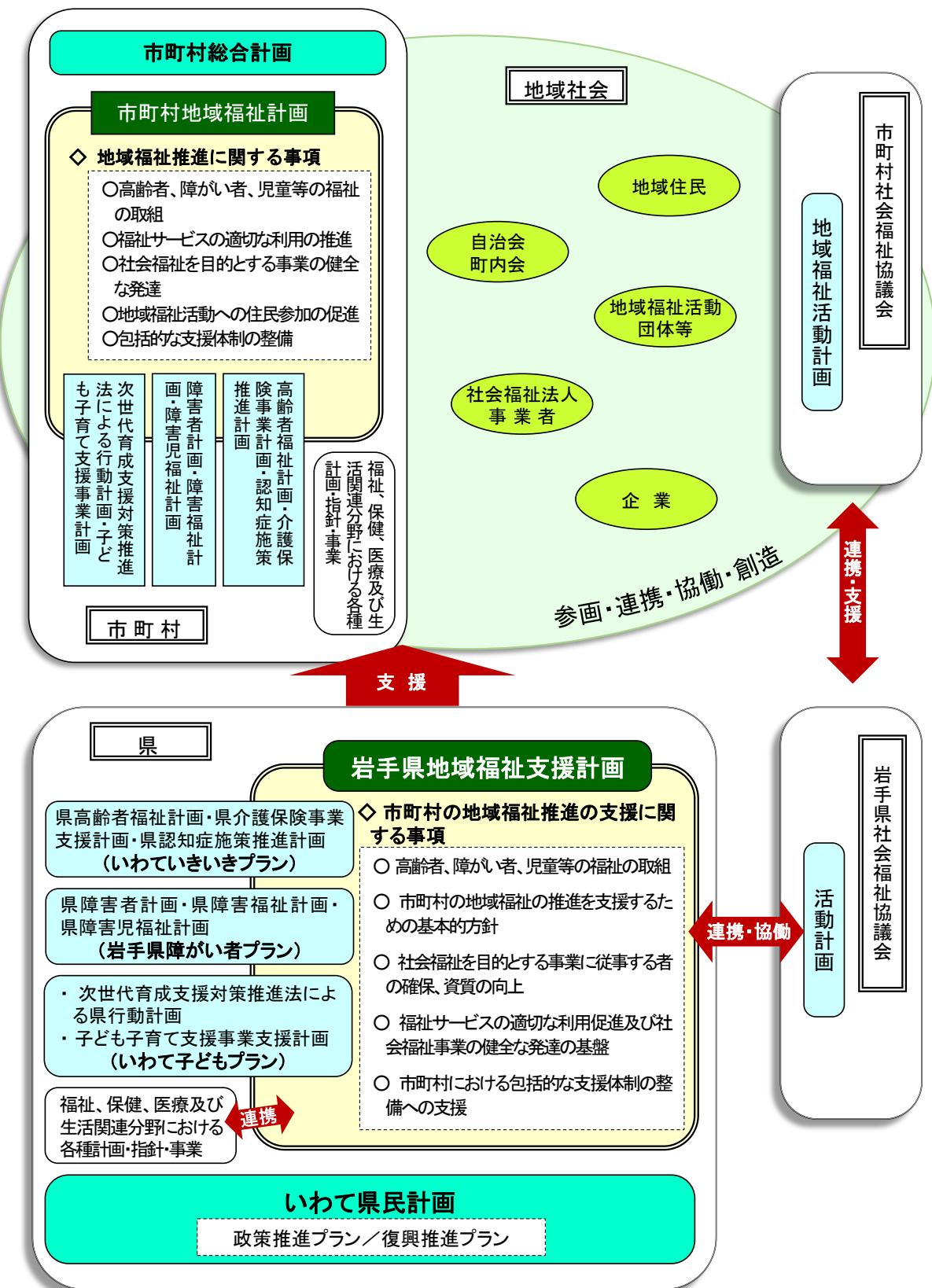
## 3 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とします。

## 4 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進状況を把握・評価するため、評価の目安とする項目の現状値の比較や施策、各事業の取組状況等について、県において自己評価するとともに、評価結果について、岩手県地域福祉推進協議会において検証し、地域福祉推進に向けた施策等へ反映します。

## 岩手県地域福祉支援計画の概念図



## 1 計画策定の背景

### (1) 生活を取り巻く情勢の変化

- 少子化、未婚化・晩婚化の進行に伴い、平成 20 年をピークに日本の総人口は減少へと転じました。本県では昭和 36 年をピークとし、その後若干の増減を経て、平成 13 年以降は減少し続けています。とりわけ、東日本大震災津波で被災した沿岸部の減少が顕著となっています。若年者の転出により、高齢化がさらに進行し、地域の担い手が減少しています。
- これまで生活を支えてきた家族、地域、企業の機能が変化する中、個人や家族化抱えるリスクが多様化し、経済的な困窮や心身の不調のほか、高齢者と未婚の子どもが同居する 8050 問題や、育児や介護のダブルケアなど、複数の支援課題が複合化・複雑化し、家族全体に対する包括的な対応が求められています。
- ひきこもりや社会的孤立など、個々の制度の支援対象となっていなかつたり、軽度認知機能障害や精神障害など、様々な課題がありながらもこれまで公的な支援につながっていなかつたニーズへのアウトリーチ型の支援が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人と人との関わりや地域のつながりがさらに希薄化する中、潜在していた課題の顕在化や、既に抱えていた課題がより重度化することや、その後の原油価格・物価高騰による生活困難さと相まって、問題が遷延化することが懸念されています。

### (2) 地域福祉施策の変遷

- 少子高齢化の進展などにより、社会福祉サービスの利用が特定の人だけでなく、誰もが利用する状況となってきたことから、「(1) 個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、(2) 質の高い福祉サービスの拡充、(3) 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実」を基本的方向として、平成 12 年にいわゆる「社会福祉基礎構造改革」として社会福祉事業法等の改正が行われ、福祉サービスの利用形態が措置から契約へと転換されるとともに、権利擁護や苦情解決等の利用者保護の仕組みが導入されました。また、社会福祉事業法の名称が社会福祉法へと改められ、地域における社会福祉（＝地域福祉）の推進を図ることが社会福祉の目的として明確に規定されたほか、地域福祉（支援）計画策定の法定化、市町村社会福祉協議会が地域福祉を推進することを目的とする団体と規定されるなどの改正が行われました。
- 平成 12 年に児童虐待防止法が制定されました。これ以後、平成 13 年に配偶者暴力防止法、平成 17 年に高齢者虐待防止法、平成 23 年に障がい者虐待防止法と各分野において虐待等を防止する法律が制定されています。

- 平成 16 年に発達障害者支援法、平成 17 年に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）が制定され、従来の身体・知的・精神の 3 障害の支援制度を一元化するとともに、施設や在宅サービス体系の再編、地域移行への支援、実施主体を市町村に一元化、障害程度（支援）区分の導入などが行われました。また、平成 24 年の改正においては「難病」が対象として追加されました。
- 年間の自殺者数が 3 万人を超える状況に対処するため、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、翌年に自殺総合対策要綱が閣議決定されました。それ以降、3 回改正が行われ、保健・医療・福祉・教育・労働等関連施策との有機的な連携により、生きることの包括的支援の推進を基本方針とした取組が進められています。
- 平成 24 年に子ども・子育て支援三法が制定され、幼児期の学校教育や保育支援等の向上に向け、認定こども園制度の改善や地域型保育給付の実施、利用者支援や地域子育て支援拠点、放課後児童クラブの充実などを盛り込んだ子ども・子育て支援新制度が平成 27 年からスタートしました。
- 平成 25 年に生活困窮者自立支援法が制定され、官民協働の支援体制を構築し、相談支援事業、住居確保給付金の支給のほか、就労準備支援事業や子どもの学習支援など、包括的な取組が行われることになりました。また、同年に子どもの貧困対策推進法、翌年に子どもの貧困対策大綱が示され、教育支援、生活・経済支援、保護者の就労支援などにより、貧困の世代間連鎖を防止するとともに、子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることがないよう、学校をプラットフォームとした支援の推進を図ることとされました。
- 障害者差別解消法が平成 25 年に制定され、障がいを理由とした不当な差別取扱いを禁止するとともに、障がいがある方からの申出を踏まえた合理的配慮の提供を行うこととされました。また、令和 3 年改正により、すべての事業者に合理的配慮が義務付けられました。（令和 6 年 4 月施行）本県では、平成 22 年に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を制定し、障がいについての理解促進と不利益な取扱いの解消に向けた取組を進めています。
- 平成 25 年の災害対策基本法改正において、市町村に対して、災害時に自ら避難できない避難行動要支援者の名簿作成が義務付けられたほか、令和 3 年改正においては個別避難計画の作成が努力義務化されました。
- 平成 26 年に医療介護総合確保推進法が制定され、一層増加する高齢者の医療や介護の総合的な確保を推進するため、病床の機能分化や在宅医療・介護の推進など地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を図ることとされました。
- 平成 28 年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体として明確に規定されたほか、社会的養育の充実、子育て世代包括支援センターなど家庭総合支援拠点の設置、児童虐待相談体制の強化を図ることとされました。また、社会的養育充実に向けた具体的な方策として、翌年に「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。本県では、平成 27 年に、「いわての子どもを健やかに育む条例」を制定し、子どもの権利を尊重しながら、子どもを健やかに育むことができる社会の実現にむけて取組を進めています。

### (3) 地域共生社会の実現に向けた制度改正の状況

#### ア 社会福祉法の改正

- これまで、その時期の社会情勢に合わせて生じた福祉的ニーズに対し、家族や地域、企業による支援をベースとしながら、貧困、子ども、障がい、高齢・介護といった対象ごとに公的な支援制度が整備され、その内容の拡充が図られてきました。
- しかし、家族や地域、企業による支援機能の低下により、これまで公的支援の対象となっていなかった、日常生活上の身近な生活課題への支援が必要となったり、制度の狭間で支援が受けられない状況、複数の制度をまたいだ支援ニーズに対応できない状況が見られるようになってきました。
- 平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定となり、「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められることとなり、厚生労働省に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、地域における課題解決能力の強化、地域を基盤とする包括的支援体制の構築などに向けた取組が進めされました。
- 平成 29 年に社会福祉法が改正され、地域住民との協働による包括的支援体制づくりや、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務とされました
- 令和 2 年の社会福祉法改正において、市町村における包括的支援体制の構築に向け、既存の相談支援事業等との取組を活かしながら、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。また、社会福祉法人間などの連携方策として、「社会福祉連携推進法人」制度が創設されました。

#### イ 関連法制度の改正状況

- 認知症や知的・精神障がいなどにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちの地域生活を支える重要な手段である成年後見制度の活用促進を図るため、平成 28 年に成年後見制度利用促進法が制定され、制度利用が必要な人の早期発見や利用に向けた支援を行う体制づくりが進められています。
- 犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進するとともに、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成 28 年に再犯防止推進法が制定されました。
- 令和元年の児童福祉法改正により親権者等による体罰禁止規定が法定化され、令和 4 年改正により、市町村における相談支援体制の強化をはかるため、「こども家庭センター」の設置が努力義務とされたほか、施設入所や里親利用している子どもの意見聴取など権利擁護のための仕組みづくり等が求められました。（令和 6 年 4 月施行）また、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法が制定され、令和 5 年 4 月にはこども家庭庁が設置されました。
- 配偶者間暴力（DV）や性被害、貧困など、様々な課題を抱える女性への支援を

強化するため、女性相談支援センターの設置や民間団体との協働による支援等を強化するため、令和4年に困難な問題を抱える女性支援法が制定されました。（令和6年4月施行）

- 令和5年、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、認知症の尊厳を維持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関連する施策を総合的・計画的に推進することとされました。（施行日未定）

#### (4) 第3期計画における評価・検証の目安とする項目の状況

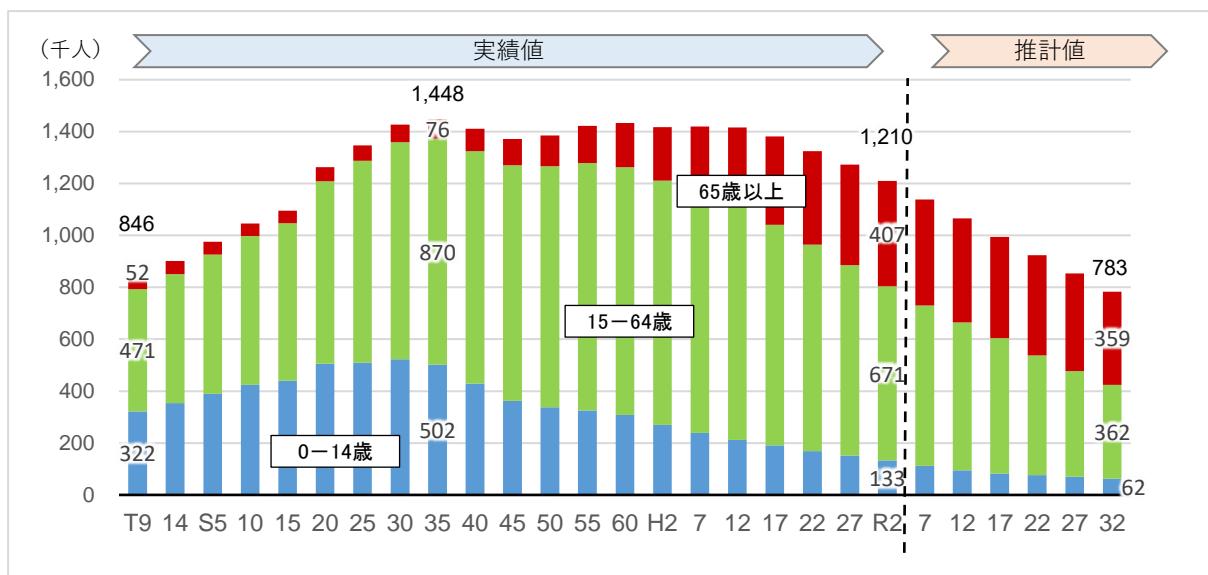
基本方向	項目名	現状値 (H29)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
市町村の体制づくり	市町村地域福祉計画策定市町村数	28 市町村	32 市町村	33 市町村	33 市町村	33 市町村
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している市町村数	4 市町村	4 市町村	4 市町村	—	—
福祉を支える人づくり	福祉活動ボランティア数（ボランティア保険加入者数）	51,025 人 (H28)	36,419 人 (H30)	39,261 人 (R1)	29,307 人 (R2)	27,915 人 (R3)
	地域福祉活動コーディネーター養成者数（人）	319 人	397 人	421 人	448 人	476 人
福祉サービス提供の仕組みづくり	福祉の総合相談の場を設置している市町村数	22 市町村	25 市町村	26 市町村	30 市町村	33 市町村
	いわておげんきみまもりシステム延べ利用者数（人）	1,130 人	1,224 人	1,260 人	1,290 人	1,323 人
	生活困窮者自立支援制度新規相談件数のうちプランを作成した割合（%）	28.3%	26.0%	18.1%	指標変更↓	
	人口10万人当たりの生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数（件/月）	5.5 件/月 (R2)	—	—	6.3 件/月	5.1 件/月
福祉サービス提供の仕組みづくり	成年後見制度の利用促進に係るネットワークを構築している市町村数	—	21 市町村	29 市町村	33 市町村	33 市町村
	支え合いマップ作成に取り組んでいる市町村社協数	—	20 社協	20 社協	21 社協	21 社協
福祉でまちづくり	地域力強化推進事業を実施している市町村数	3 市町村	4 市町村	4 市町村	—	—
	避難行動要支援者の個別計画策定に取り組んでいる市町村数	17 市町村	19 市町村	26 市町村	28 市町村	31 市町村
	福祉避難所の指定箇所数	360 箇所	365 箇所	381 箇所	385 箇所	391 箇所
	地域における公益的な取組を行っている社会福祉法人数	64 法人	82 法人	83 法人	86 法人	90 法人
	ふれあい・いきいきサロン箇所数	2,200 箇所 (H28)	1,950 箇所 (H30)	1,876 箇所 (R1)	1,716 箇所 (R2)	1,598 箇所 (R3)

## 2 データで見た本県の地域福祉を取り巻く状況

### (1) 人口減少と少子・高齢化の進展

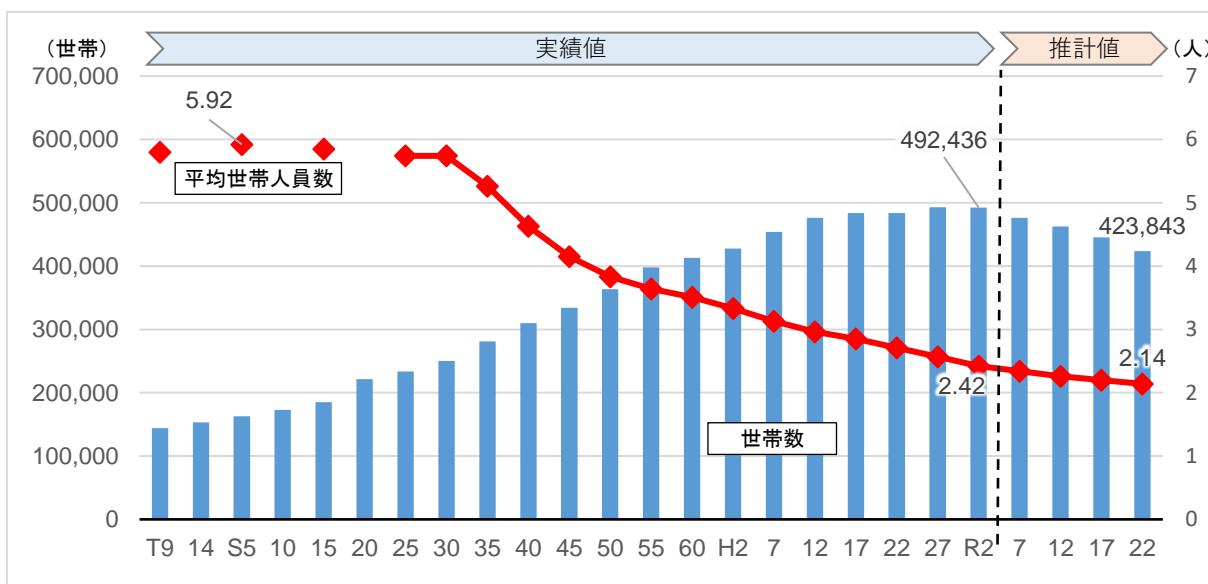
#### ア 人口減少

##### (ア) 岩手県の総人口の推移



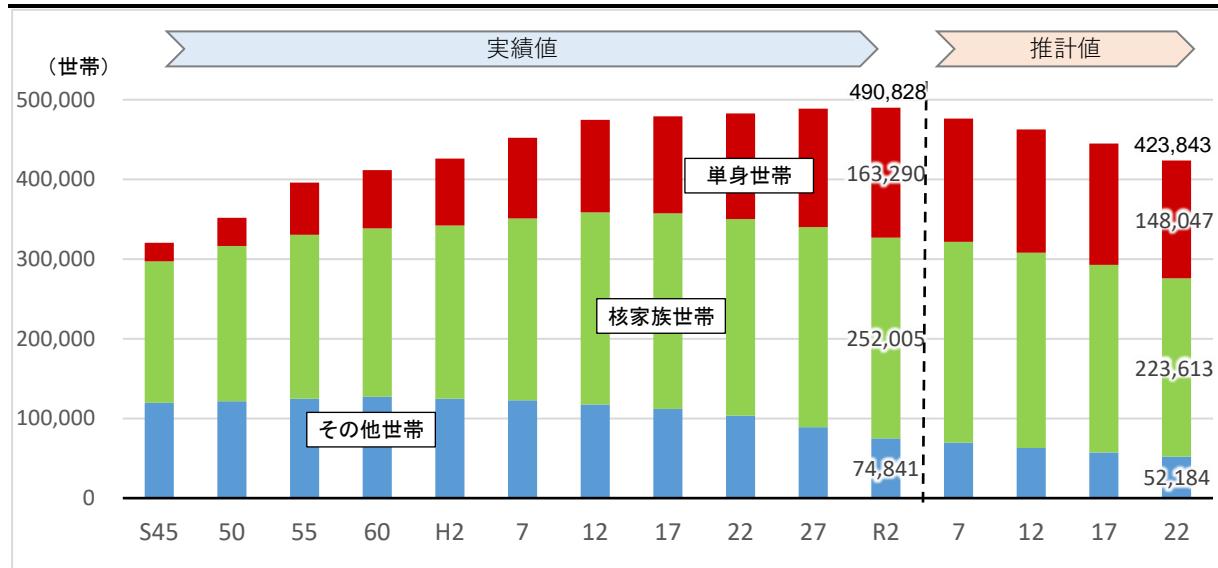
(総務省：国勢調査、社会保障・人口問題研究所：将来人口推計)

##### (イ) 岩手県の世帯数の推移

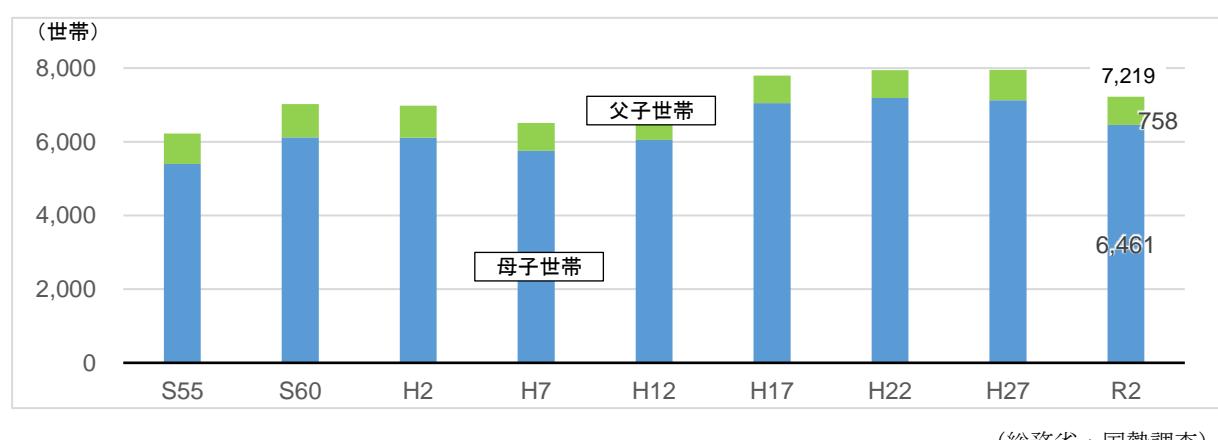


(総務省：国勢調査、社会保障・人口問題研究所：将来人口推計)

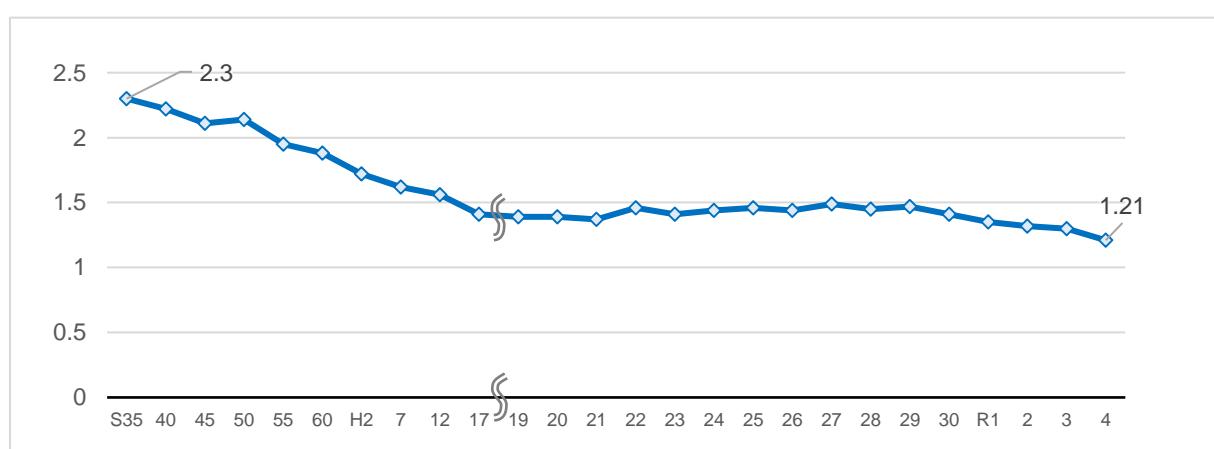
## (ウ) 世帯構成区分別の世帯数の推移



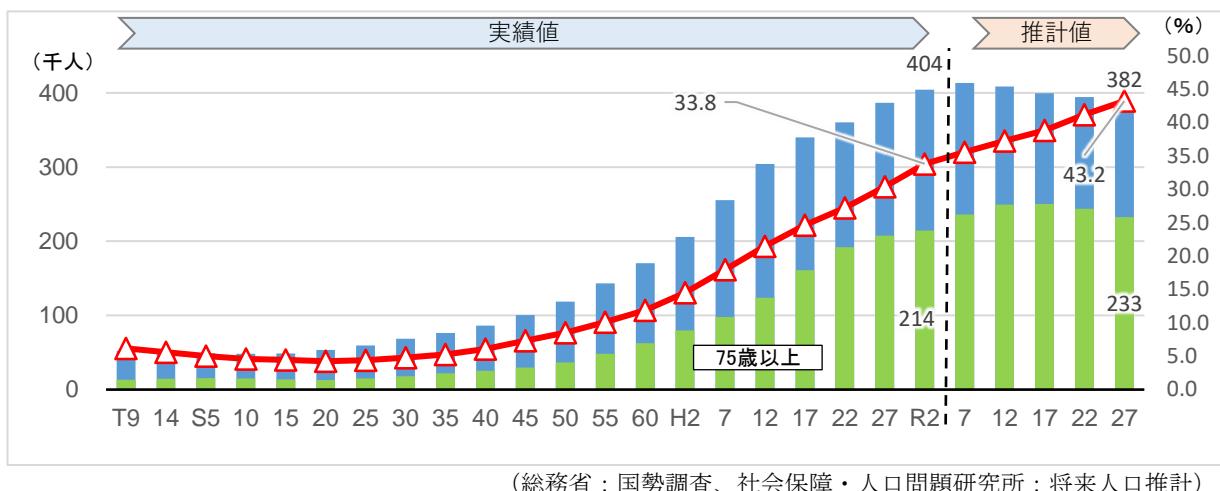
## (エ) ひとり親世帯数の推移



## イ 少子化 合計特殊出生率の推移



## ウ 高齢者人口（65歳以上）・高齢化率の推移

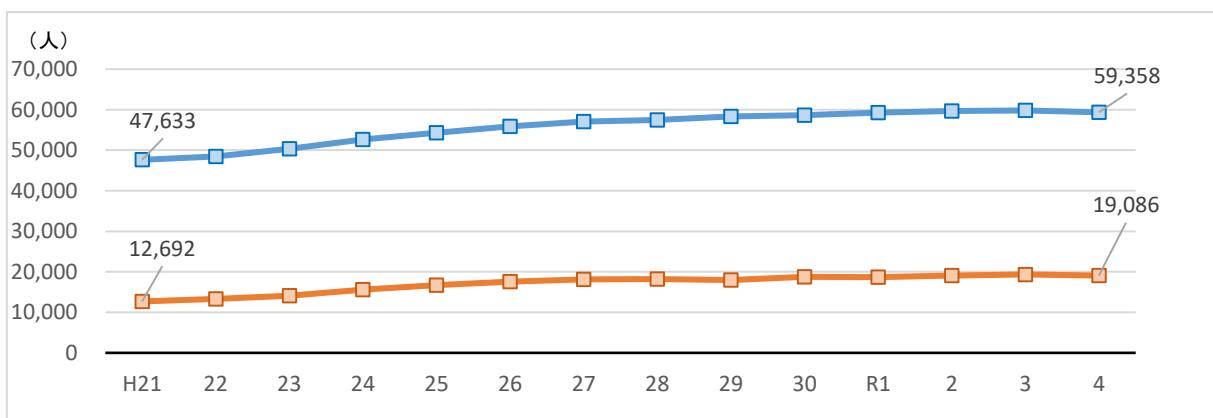


(総務省：国勢調査、社会保障・人口問題研究所：将来人口推計)

## （2）高齢者・障がい者等の福祉サービス利用状況

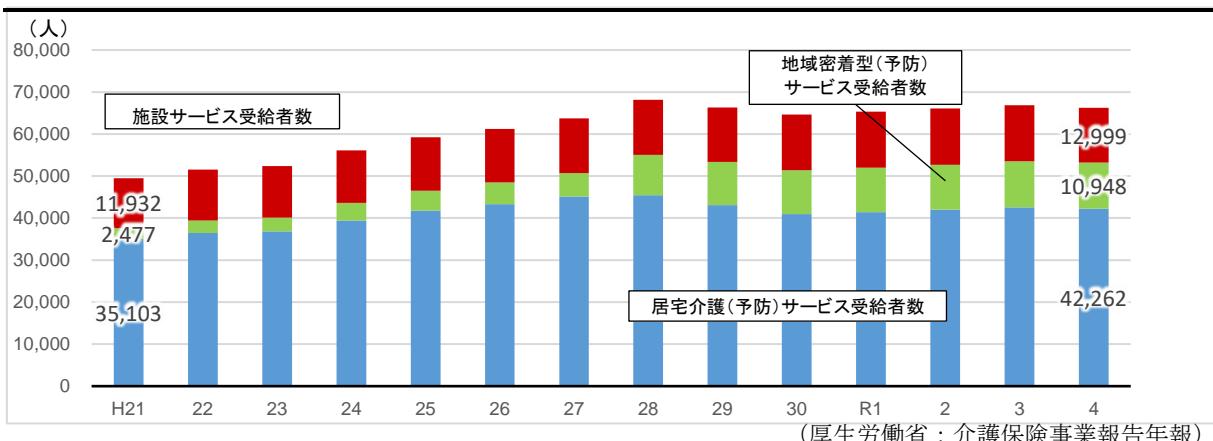
### ア 介護保険サービスの利用状況

#### （ア）要介護認定者の状況（第1号被保険者）



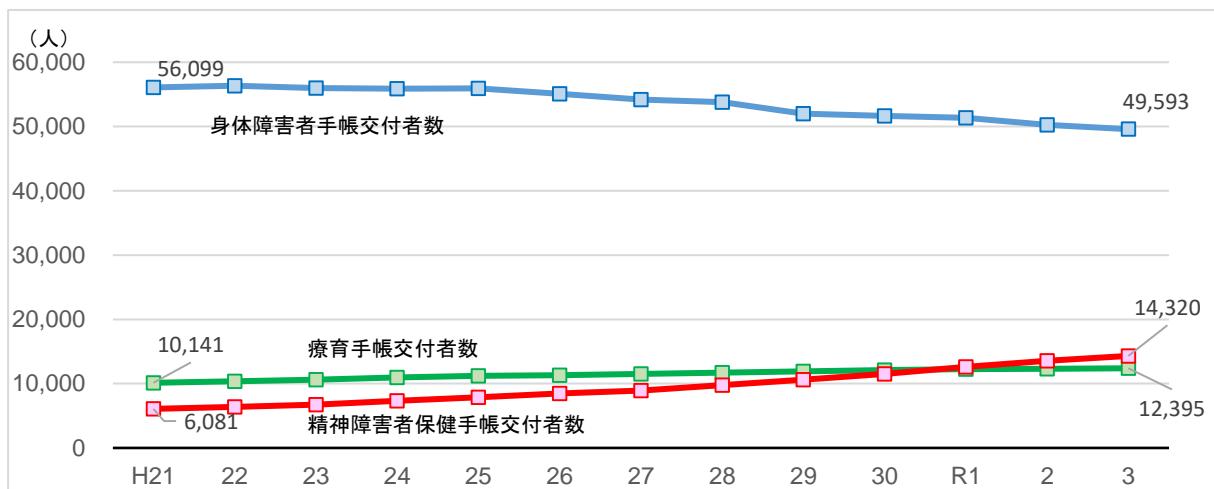
(厚生労働省：介護保険事業報告年報)

#### （イ）介護サービス利用数の状況（第1号被保険者）



(厚生労働省：介護保険事業報告年報)

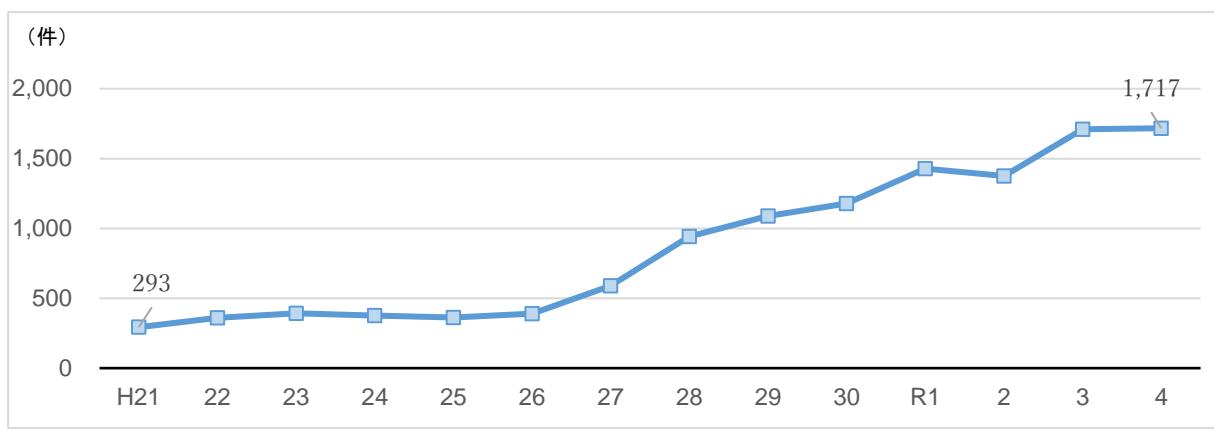
## イ 障がい者の状況



(厚生労働省：福祉行政報告例)

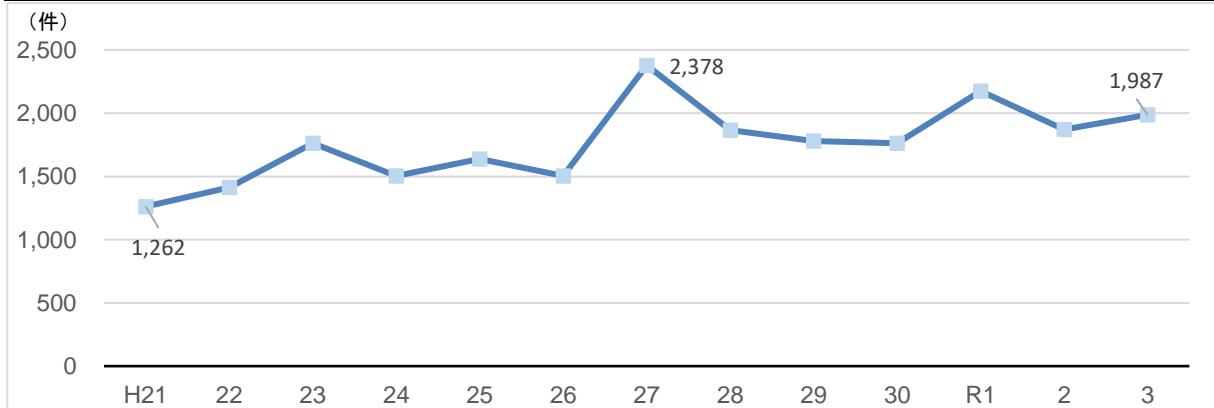
## (3) 地域の多様な福祉課題

### ア 児童虐待の状況（児童相談所における児童虐待相談対応の状況）



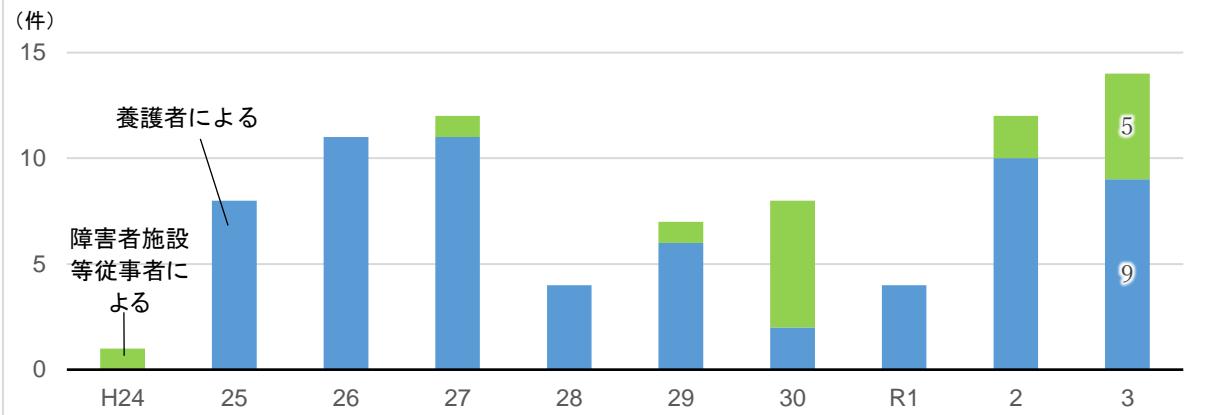
(厚生労働省：福祉行政報告例)

### イ DVの状況（配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数）



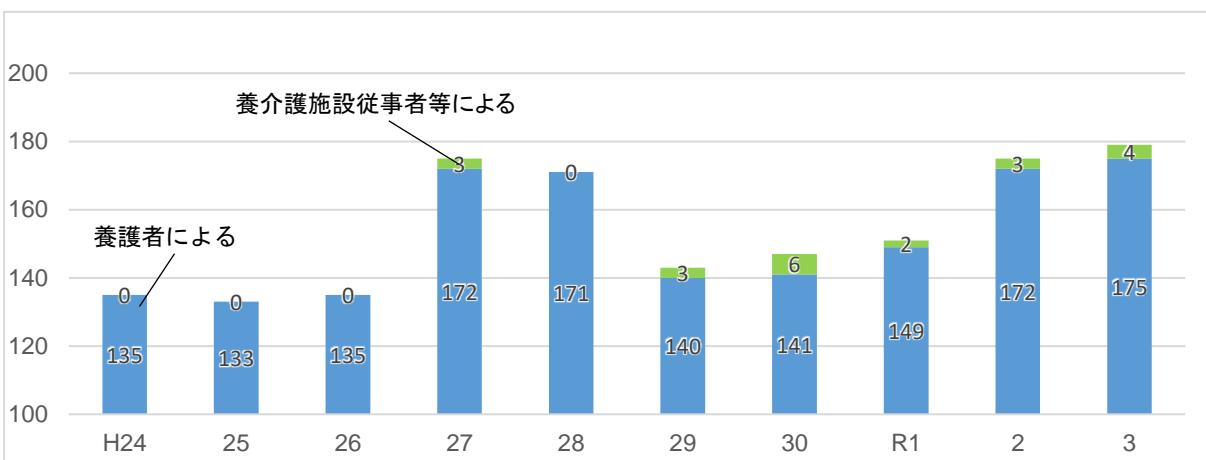
(厚生労働省：福祉行政報告例)

## ウ 障がい児・者虐待の状況



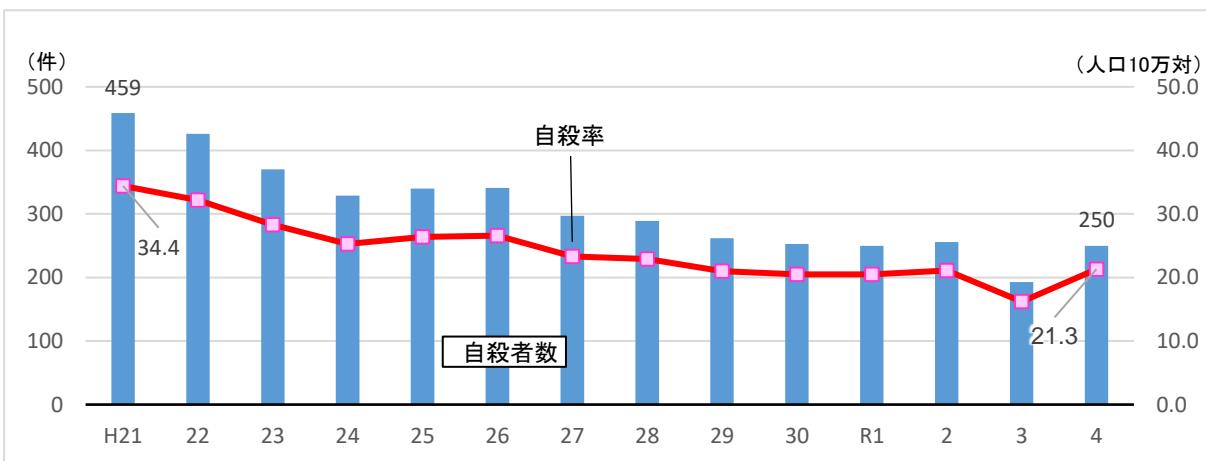
(厚生労働省：都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況調査)

## エ 高齢者虐待の状況



(厚生労働省：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査)

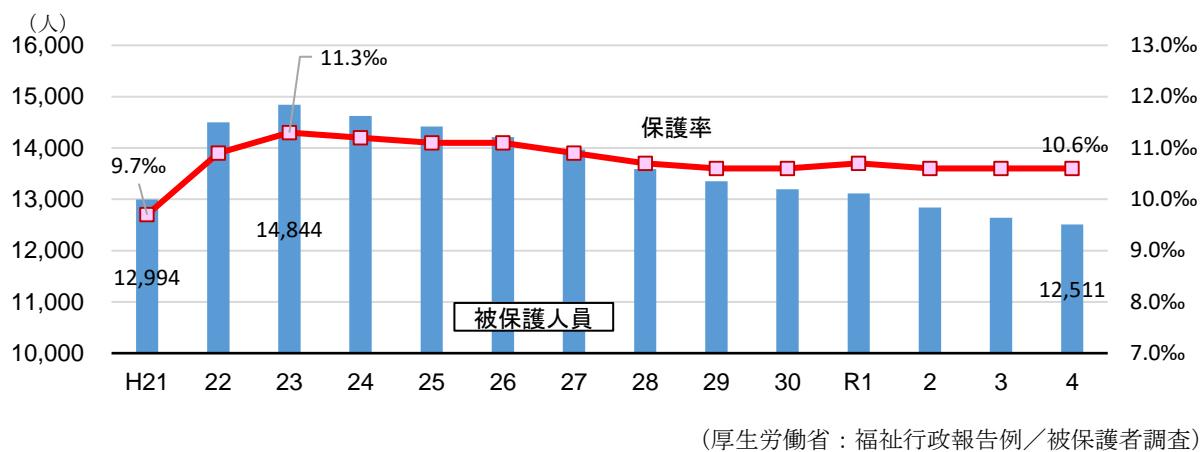
## オ 自殺の状況



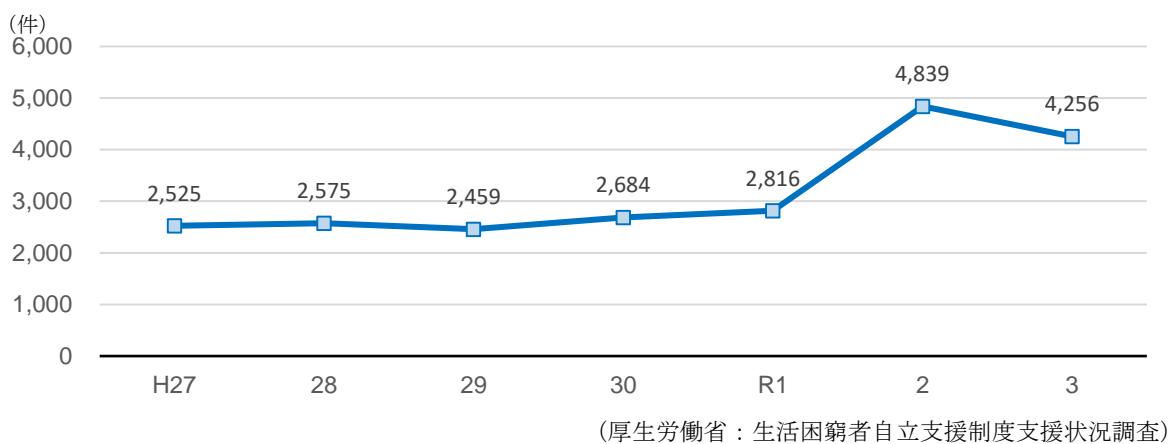
(厚生労働省：人口動態統計)

## 力 生活困窮の状況

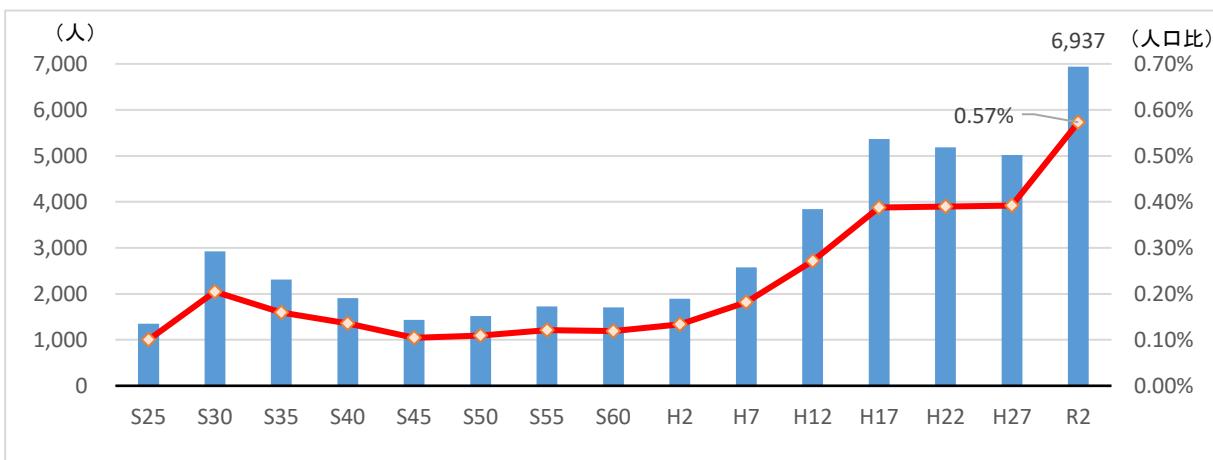
### (ア) 生活保護受給者数の状況



### (イ) 生活福祉資金の貸付状況



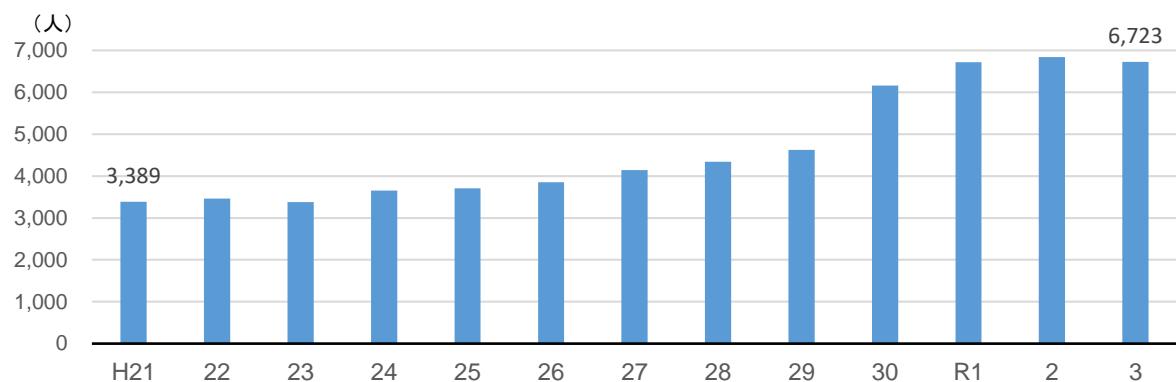
## キ 県内在住外国人の状況



## (4) 地域福祉の多様な担い手

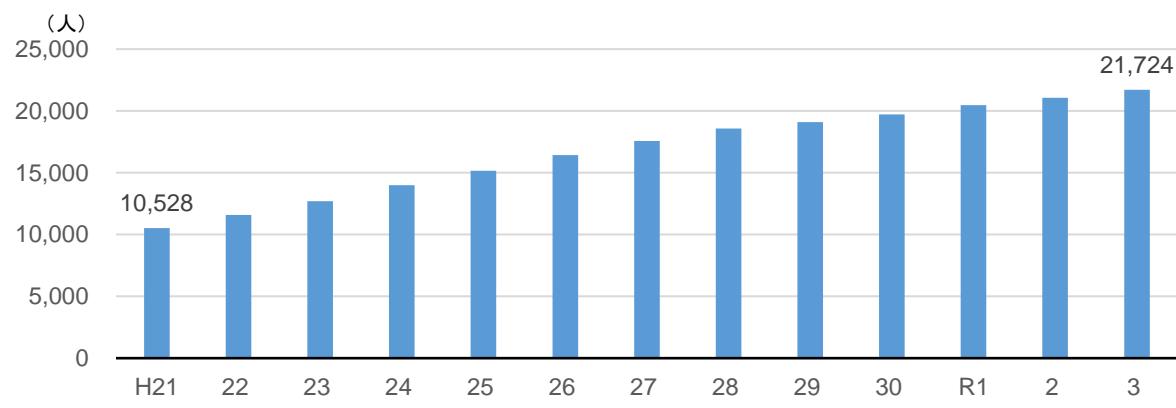
### ア 従事者の状況

#### (ア) 保育士の状況（保育所等で業務に従事している保育士数）



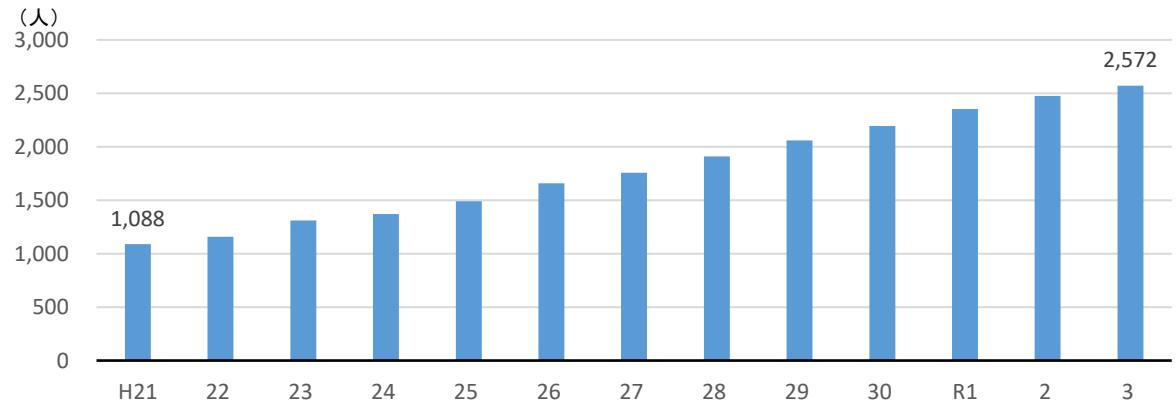
(厚生労働省：社会福祉施設等調査)

#### (イ) 介護福祉士の状況（登録者数）



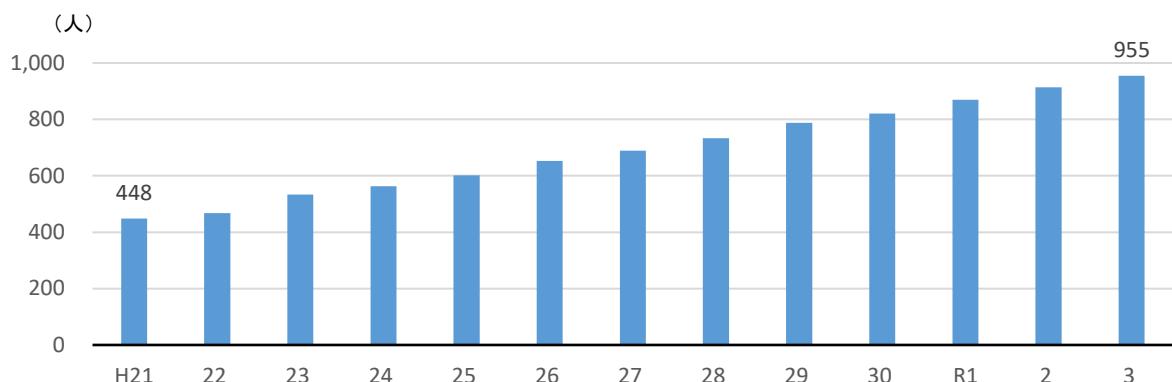
(公益財団法人社会福祉振興・試験センター)

#### (ウ) 社会福祉士の状況（登録者数）



(公益財団法人社会福祉振興・試験センター)

## (エ) 精神保健福祉士の状況（登録者数）



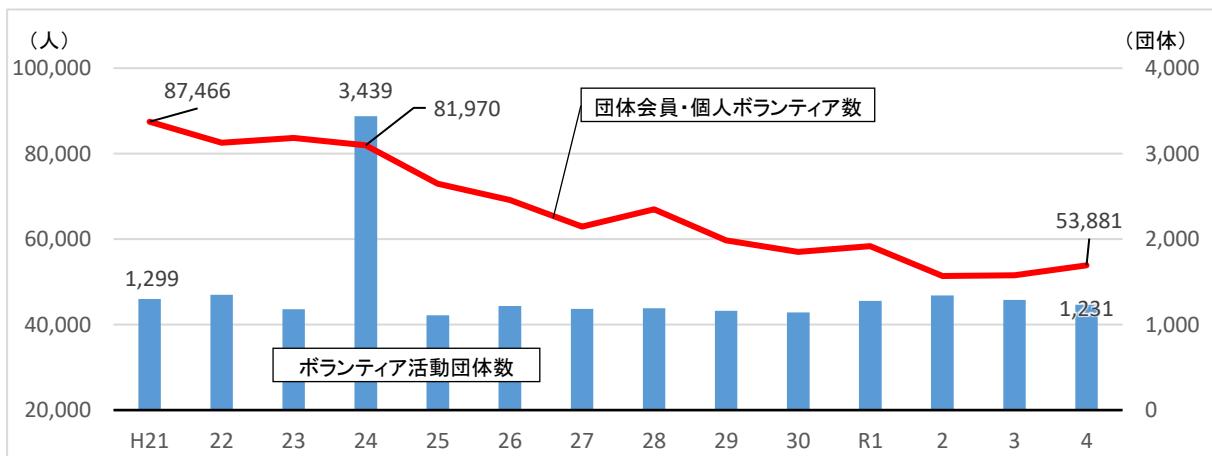
(公益財団法人社会福祉振興・試験センター)

## (オ) 民生委員・児童委員の状況

区分	定数	委嘱数 (R5. 9. 30 現在)
民生委員・児童委員	3,420 人	3,285 人
主任児童委員	355 人	348 人
計	3,775 人	3,633 人

(岩手県地域福祉課調べ)

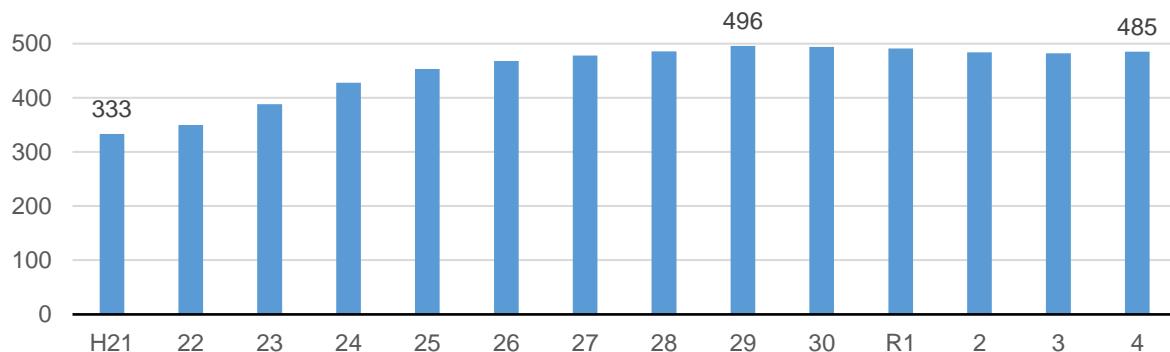
## イ ボランティアの状況



(岩手県社会福祉協議会：令和4年度市町村社会福祉協議会福祉サービス等実施状況調査)

## ウ NPO法人の認証状況 (各年度 3月 31日現在)

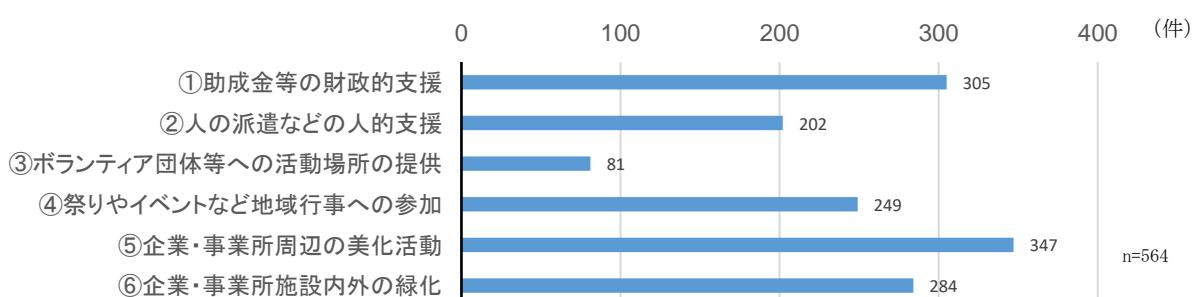
(団体)



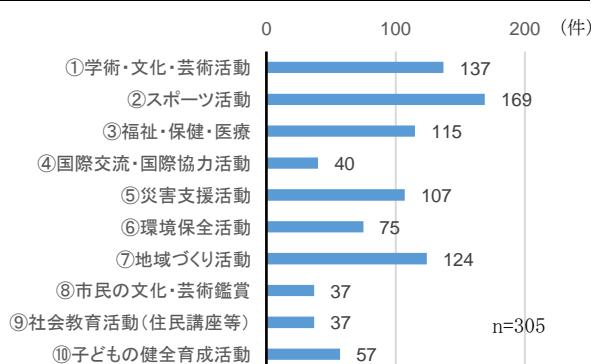
(出典 内閣府公表資料)

## エ 企業の社会貢献活動の状況 (令和4年度企業事業所行動調査：岩手県調査統計課)

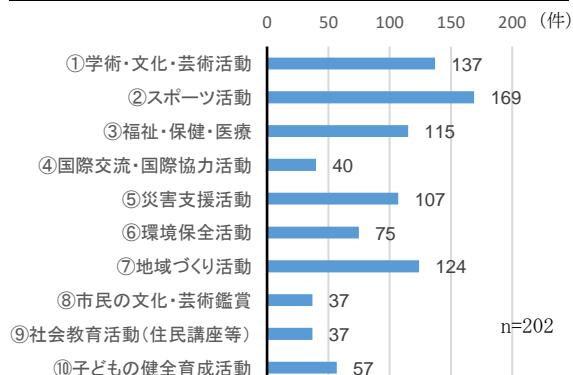
### (ア) 社会貢献活動の内容



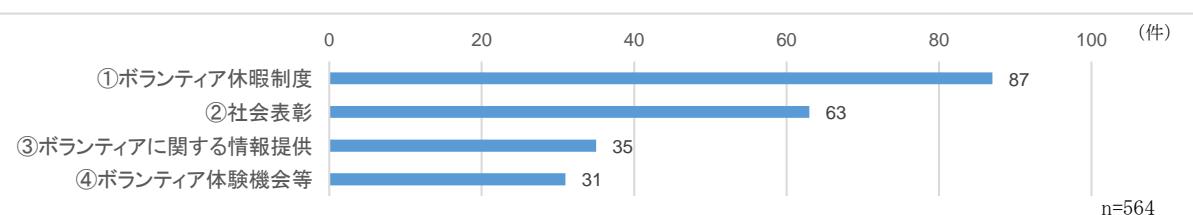
### ○財政支援先



### ○人的支援の対象

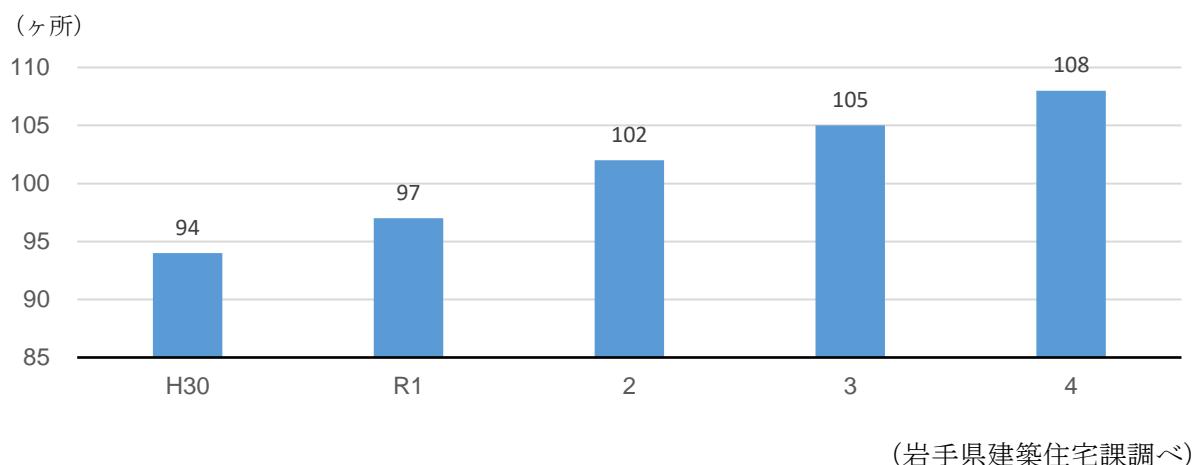


### (イ) 社会貢献活動を行う従業員への支援内容



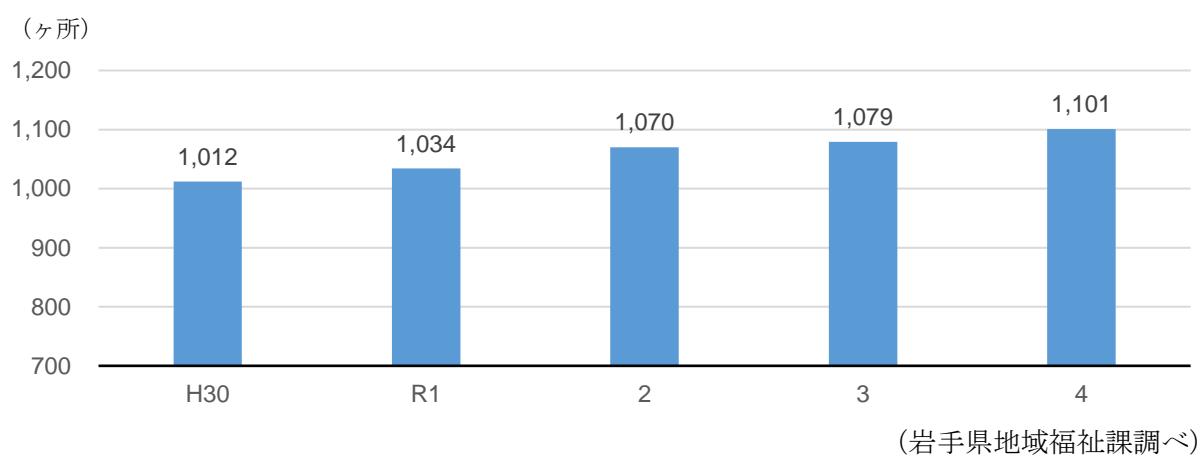
## (5) ひとにやさしいまちづくりの状況

### ア バリアフリーに対応した特定公共的施設数（累計）



(岩手県建築住宅課調べ)

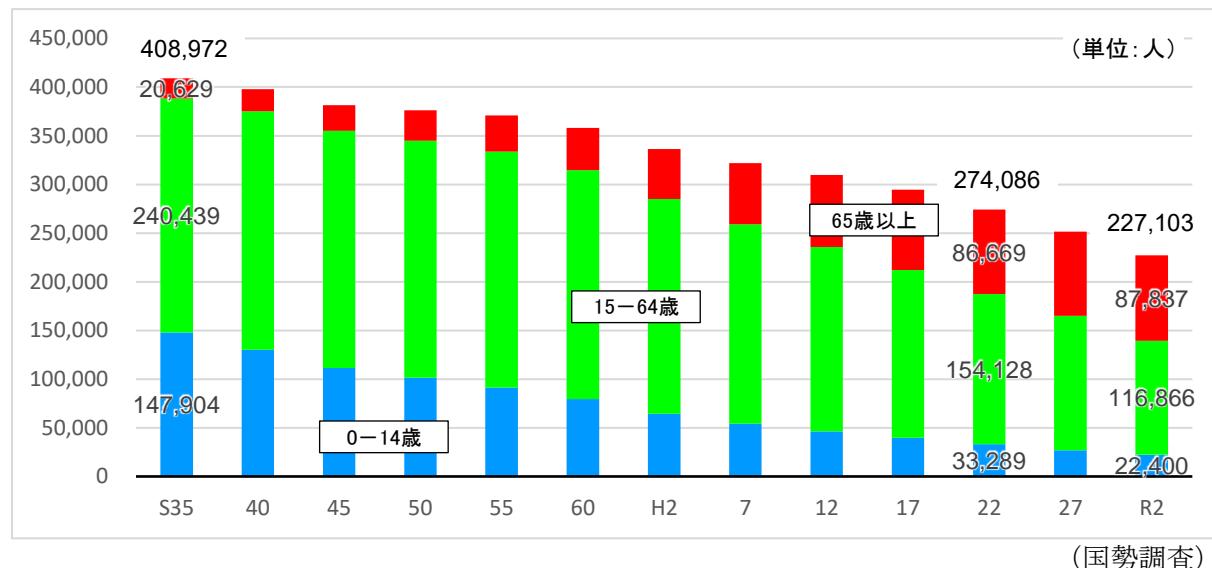
### イ ひとにやさしい駐車場利用証制度 駐車区画数



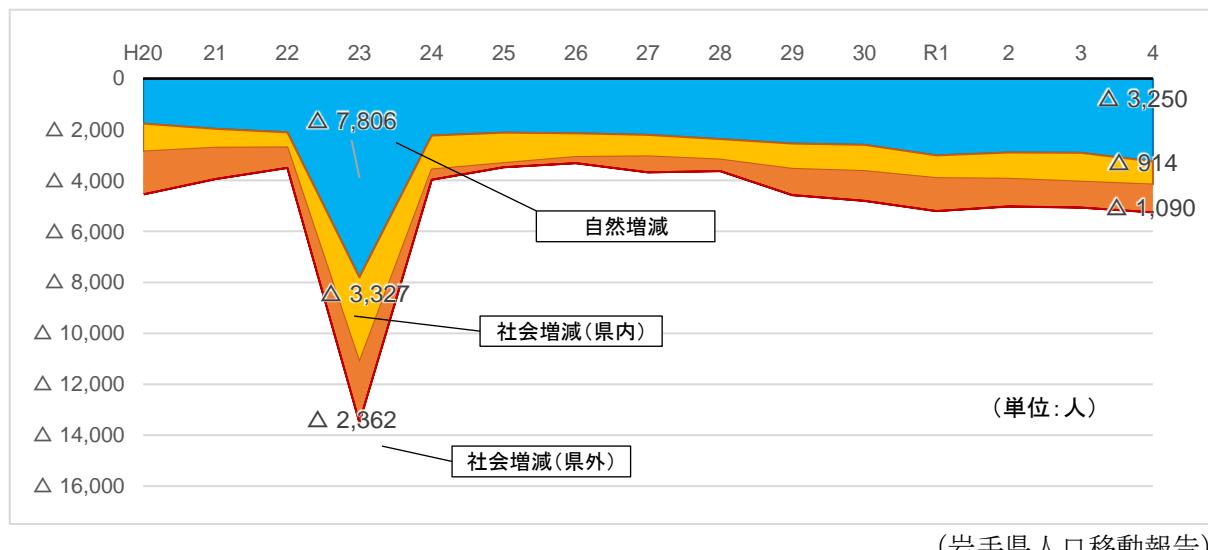
(岩手県地域福祉課調べ)

## (6) 東日本大震災津波 被災地の状況

### ア 沿岸 12 市町村の人口推移



### イ 沿岸 12 市町村の社会増減の状況



### ウ 令和4年度 東日本大震災被災者実態調査（岩手県社会福祉協議会）

生活支援相談員の関与が必要と判定された 3,258 世帯（令和3年度末時点）を対象として、相談員の訪問活動を通じて把握された世帯の状況について、岩手県社会福祉協議会が取りまとめています。

⇒ 岩手県社会福祉協議会ホームページ  
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/cgi-bin/news.cgi?fl=1680079001&f2=chiiki>

## (ア) 世帯の状況

---

単身世帯が 1,688 世帯 (51.8%) と 5割を超える状況となっており、そのうち、60 歳代以上が 1,408 世帯 (全体の 43.2%) となっています。

複数世帯 1,570 世帯 (48.2%) について、核家族 (年代不問) が 799 世帯 (全体の 24.5%) となっています。また、65 歳以上のみで構成されている世帯が、442 世帯 (全体の 13.6%) となっています。

## (イ) 住まいの状況

---

災害公営住宅が 2,278 世帯 (69.9%) と最も多く、次いで、移住再建が 559 世帯 (17.2%) となっています。

災害公営住宅の入居状況を見ると、単身世帯のうち 77.3%が、複数世帯では、ひとり親世帯 75 世帯のうち 92.0%が災害公営住宅に入居しています。

## (ウ) 支援を必要とする方の状況

---

岩手県社会福祉協議会が作成した「アセスメント基準表」に基づき、生活支援相談員の定期的な関与が必要と判定された世帯は、1,268 世帯 (38.9%) となっており、依然として支援を必要とする被災者が多く存在しています。

このうち、支援が必要な理由としては、高齢であったり孤立気味であるなど経過観察や見守りが必要な世帯が 95 世帯、病気や体調に関することが 79 件、生計に関することが 75 件となっています。

## (エ) 繼続的な支援の必要性

---

何らかの福祉・医療等サービスを利用されている世帯が 2,015 世帯 (61.8%) あるほか、気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある世帯が 597 世帯 (18.3%)、近隣住民との関わりがないとした世帯が 463 世帯 (14.2%)、ローンの残債や低収入等により生計に不安がある世帯が 304 世帯 (9.3%) となっている。被災世帯の高齢化や世帯人員の減少・単身化も予想されることから、引き続き支援が必要な状況が見受けられます。

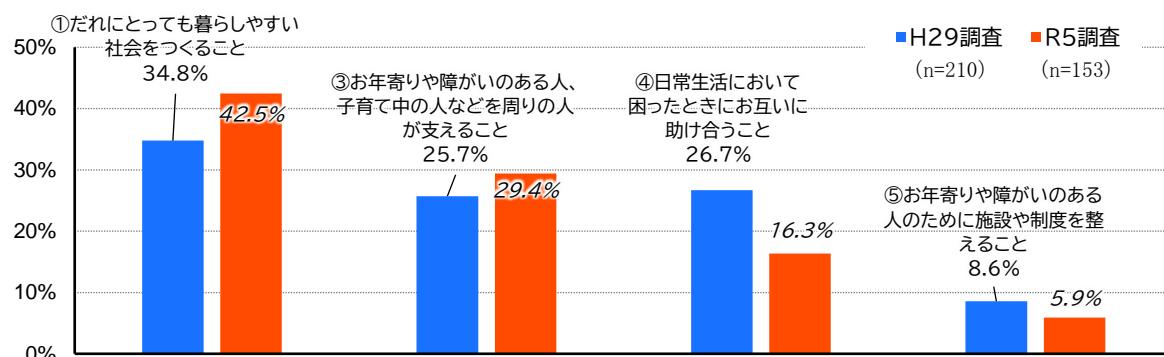
## (7) 地域福祉に関するアンケート =概要=

今後の地域福祉に関する施策の参考とともに、本計画策定の参考とするため、令和5年6月に、希望郷いわてモニターを対象とした「地域福祉に関するアンケート」を実施しました。主な調査結果は、次のとおりです。(前回・平成29年調査との比較)

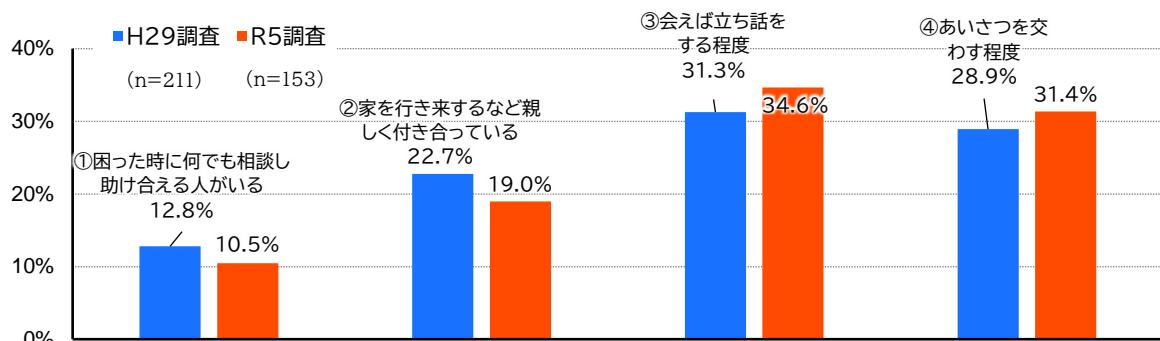
●調査対象者数：198名

●有効回答者数：153名（回答率：77.3%）

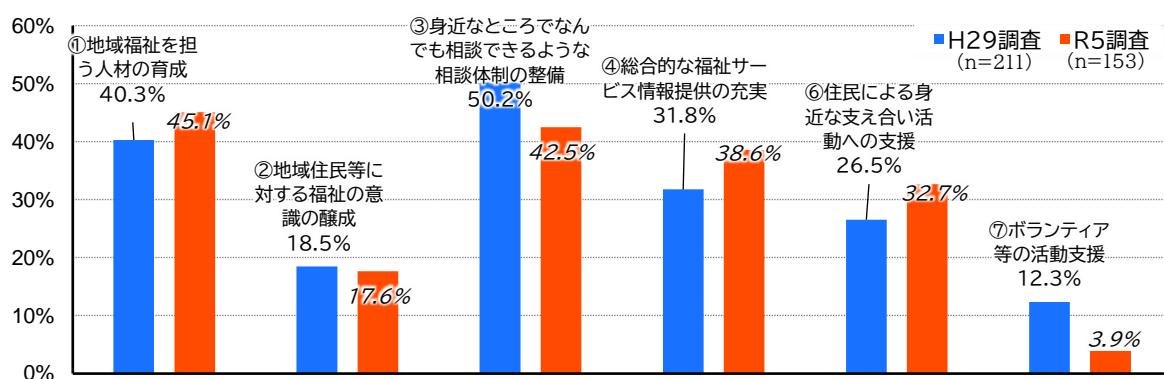
### ア 「地域福祉」の言葉のイメージについて



### イ ふだんの近所付き合いの程度について



### ウ 行政が取り組むべき課題について（複数回答）



### III

## 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

～「互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現」～

本計画では、地域住民や地域の多様な担い手が主体となり、つながり、支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を共に創っていく社会の実現を目指していきます。

### 2 基本方針

少子高齢化や人口減少の進行等により、地域力の低下が懸念されていますが、県民誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別、病気や心身の障がいの有無といったその人の属性に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めて行くことが重要です。

そのためには、県、市町村、学校区、町内会・自治会などの身近な地域の特性や実情に即しながら、従来の児童、障がい、高齢、生活困窮といった制度の分野を越え、「支え手」や「受け手」という関係性を超えて、あらゆる人が地域の課題を「我が事」として捉え、地域における包括的な支援体制を構築していく必要があります。

これらを踏まえ、本計画においては、福祉サービスや多様な地域活動の担い手となる「人づくり」や、そうした人々の参加を得ながら、地域で効果的な福祉サービスが提供できる「基盤づくり」や「仕組みづくり」に取り組むとともに、住民が主体となった福祉活動を通じた「まちづくり」、東日本大震災津波で被災された方への支援の継続と、これまでの経験を活かした今後発生する災害への備えを進め、こうした地域福祉活動を支える中核となる市町村の体制づくりを支援することにより、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現を目指します。

### 3 施策の基本方向

#### (1) 福祉を支える人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、良質な福祉サービスが提供できる人材やニーズに対応した多様な地域福祉活動の担い手の確保・育成を図るとともに、住民の福祉の意識の醸成を通じて福祉を支える人づくりを推進します。

- 地域福祉を担う人材としては、専門的能力を備えた社会福祉事業従事者をはじめ、地域の福祉課題に日常的に取り組むボランティアなどが必要であり、これらの人材の確保・育成を図るとともに、多様な担い手や社会資源をネットワークで結びながら、協働による取組を進めるコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉活動コーディネーター、以下「CSW」という）、福祉行政職員の育成を進めます。
- 子どもから大人まで住民一人ひとりが、地域福祉推進の主体として地域の生活課題の解決に取り組む住民主体の地域づくりや、高齢や障がいなどで生活上の困難を抱える人を理解し、お互いに支え合いながら、共に生きるという考え方を各ライフステージで学習できるよう、地域活動のなかに学習機会を取り入れ、社会福祉協議会活動や学校教育、生涯学習の中で実践し、住民主体の地域づくりや福祉の意識の醸成を図ります。

#### (2) 福祉サービス提供の基盤づくり

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、身近なところで気軽に相談ができる体制の整備や、権利擁護の取組など、福祉サービス提供の基盤づくりを促進します。

- 身近な地域において、様々な困り事をワンストップで相談することができ、その相談内容に応じてコーディネーター等が専門機関へつないだり、アウトリーチによる必要な支援が提供されるなど、的確なケアマネジメントが受けられる体制づくりを進めるとともに、県、市町村の相談支援機関等とのネットワークを充実させながら、地域における包括的な支援体制の構築を図ります。
- 私たちは、それぞれが尊厳を持って社会の中で安心・安全に生活するため様々な権利を有しており、それらは社会的に擁護・尊重されています。そして、地域共生社会の実現に向けた諸活動は、法律や制度により一律に決められるものではなく、地域住民が権利の主体として積極的に参画することにより、その地域の実

情に合わせて形成されていきます。

- 貧困、虐待、暴力、差別など、地域福祉における支援対象となっている人々は、様々な権利が複合的に奪われている状況にあることから、その権利を擁護するとともに、権利を適切に行使できるよう支援することにより、社会への参画を促進していきます。
- 県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人や福祉サービス事業者等が連携し、住民一人ひとりに総合的に福祉サービス情報を提供できる体制づくりを進めます。

### (3) 福祉サービス提供の仕組みづくり

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの領域別のフォーマルな福祉サービスのみならずインフォーマルな支援も含めた福祉サービス提供の仕組みづくりを促進します。

- 高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮のほか、生活における様々な課題やニーズを抱える方が、それぞれの課題に対する適切な支援が提供される地域づくりを促進します。
- 介護や支援が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における様々なサービスの充実とともに家族等の果たす役割も大きいことから、ケアを担う家族が、安心して自分らしく生活できるよう、家族支援の取組を推進します。

### (4) 福祉でまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアや障がい者の地域移行・地域生活支援など、各福祉施策の推進に加え、住民参加による生活支援の仕組みづくりや多様な福祉活動を展開するボランティア・NPOの支援、社会福祉法人などの民間団体・企業等による地域貢献活動の促進により、支援ニーズに対応した新たな福祉サービスの創出や提供など、住民が主体となった「福祉でまちづくり」を進めます。

- 住民が主体となった地域福祉の取組を促進するため、社会福祉行政の推進に住民が参画しやすい仕組みづくりや、高齢者や障がい者、子育て家庭などの日常の生活を住民参加により支援する仕組みづくりを進めます。
- 災害時に要援護者への支援を迅速かつ的確にできるよう、避難行動要支援者

名簿に基づく個別計画の策定や福祉避難所の充実など市町村の取組を促進するとともに、災害派遣福祉チームの派遣体制強化や防災ボランティアの受入体制の構築を進めます。

- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心して生活できる「ひとにやさしいまちづくり」を進めます。
- 地域の福祉的課題において、地域住民による自主的活動、ボランティアや福祉活動を行うNPOはもとより、社会福祉法人による地域公益事業や農福連携等の取組のほか、企業による地域貢献活動など、様々な担い手が主体となって地域の福祉課題に参画できるよう、その取組を支援します。
- ボランティアやNPOをはじめ、住民が任意で組織する団体などが、地域でスムーズに福祉活動ができるよう、各種基金や民間資金を活用しやすいうるようにするとともに、共同募金や歳末助け合いなどの善意による寄付の意識を高め、地域福祉活動の財源としての活用を支援します。

## (5) 被災経験を活かした支援体制づくり

東日本大震災津波の被災地域では、復興事業が進む一方で、被災された方の高齢化、地域の担い手の減少、生活の孤立化が懸念されるなど、依然として多くの課題が指摘されていることから、今後も中長期的な視点により支援を継続していきます。

また、平成28年の台風10号災害など、自然災害が繰り返し発生している状況であるため、東日本大震災津波における支援の経験を活かし、今後の災害への備えを進めます。

- 被災者の新たな生活環境において、それぞれの実情に応じた生活支援サービスが創出されるなど、被災者が安心して生活できる環境づくりが求められています。そのため、被災者の福祉的ニーズと関係機関・団体間のコーディネーター役となる人材の確保・育成を図るとともに、多職種連携の取組や関係機関・団体等の横断的なネットワークの強化を進め、被災者の生活再建のステージに応じた見守り支援や新たなコミュニティの形成・活動の定着など、中長期的な見守り支援体制の充実を促進します。
- 東日本大震災津波における地域福祉支援の経験を踏まえ、今後の災害への備えとして、全県的な視点で災害支援における専門的能力を備えた福祉・介護従事者や、施策を立案する福祉行政職員とともに、地域住民の主体的な参画や、地域福祉活動を率先して行うボランティアなどの育成が必要です。そのため、これら福祉専門職や地域住民等との協働により、被災者の実情に応じた生活支援サービスの創出と提供が行われるよう、被災者支援に従事する人材の確保・育成を進めます。

## (6) 市町村の体制づくり

地域福祉推進の中核である市町村は、地域住民の主体的な参画を得ながら、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の事業者・団体等との連携により、「地域共生社会」の実現を目指した地域づくりを進める必要があることから、県では、市町村において、それぞれの地域福祉計画に基づいた取組が進められるよう、重層的支援体制構築をはじめとした、地域における包括的な支援体制づくりを支援します。

- 地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉の主体である地域住民や市町村社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す、大変重要な計画です。県では、市町村が、保健・福祉・医療の各関係団体をはじめ、N P Oやボランティア、地域住民等との連携体制を構築し、地域の特性等に応じた地域福祉を推進できるよう支援します。
- 多様化・複雑化する地域住民の福祉ニーズに的確に対応していくため、市町村において、こうしたニーズに包括的に対応できる体制が必要です。併せて相談支援につながりやすい体制も必要です。このため、多機関、多職種と連携した総合相談窓口の設置や、課題を抱えた住民に対し各相談機関等が協働してアウトリーチにより支援を行うなどの取組ができるよう、重層的支援体制の構築など、市町村における包括的な支援体制づくりを支援します。

## 4 多様な主体に期待される役割

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域の様々な資源の活用や潜在的な資源の掘り起こしなどにより、地域福祉の推進を図っていく必要があります。そのため、地域住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政など多様な主体が参画し、それぞれが役割を担いながら協働していくことが期待されます。

### (1) 地域住民に期待される役割

#### ア 住民一人ひとりに期待される役割

住民は、サービス利用の主体であるとともに、地域福祉の担い手としての主体でもあることから、自分自身や家族のことはもとより、地域における福祉課題を「我が事」として捉え、自治会などの地域活動、ボランティア等の福祉活動、地域の福祉施策の検討場面に主体的・積極的に参画していくことが期待されます。

#### イ 自治会・町内会に期待される役割

自治会、町内会等は、住民同士が互いに支え合う最も身近な地域組織として、地域の実情を把握し、市町村や社会福祉協議会、地域の様々な団体等と連携しながら、住民交流をはじめ、地域の見守りや防犯・防災、衛生環境の整備や健康づくりなど様々な地域活動に取り組むことが期待されます。

#### ウ 民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談窓口として、それぞれの担当地区等において、住民の生活状態の把握、要支援者に対する見守り・声かけ、福祉制度等の情報提供、必要に応じて行政や専門機関等へつなぐ役割を担っています。高齢化の進行、虐待の増加、複合化・複雑化した課題への対応など、地域の状況に応じた様々な活動が期待されます。

#### エ NPO・ボランティア団体

保健・医療・福祉分野をはじめ、まちづくり、社会教育、環境保全など、各団体が取り組む様々な分野の活動を通して、地域住民との協働により、地域のニーズに応じた地域づくりや福祉的活動におけるインフォーマルな担い手として、積極的な活動が期待されます。

#### オ 民間企業・団体等

企業等は、「企業の社会的責任」や福祉的な視点から、雇用の場の提供や社会貢献活動など、地域の一員として、積極的に地域福祉活動に参画することが期待されます。

## (2) 社会福祉関係団体に期待される役割

### ア 福祉サービス事業者

福祉サービス提供を事業とする企業・団体・法人等においては、フォーマルな福祉的支援に関する地域の社会資源として、行政や関係機関と連携したサービスの提供はもとより、専門性を活かした地域貢献活動等の展開が期待されます。

### ウ 社会福祉法人

社会福祉施設や各種社会福祉事業など、地域において専門的な福祉的支援を実施していますが、平成28年の社会福祉法の改正により、地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されたことに伴い、様々な地域課題に対して各法人の特性を活かした事業を実施するなど、今後地域において更なる役割を担うことが期待されます。

### エ 職能団体・事業者団体

各団体においては、生涯研修制度や資格認定制度などの資質向上の取組や、会員等への技術的サポートなど専門職従事者への支援とともに、専門性を活かした地域住民等への相談や支援、権利擁護事業の実施など、組織としての地域福祉活動への参画が期待されます。

### オ 各種協議会

地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会など、地域における連携組織において、それぞれの専門性を活かした地域支援を展開するとともに、各組織が重層的に相互連携を図りながら、複合化・複雑化した課題の解決に取り組むことが期待されます。

## (3) 社会福祉協議会に期待される役割

### ア 市町村社会福祉協議会

社会福祉法で位置付けられている地域福祉を推進する団体として、各種社会福祉事業の企画・実施や社会福祉活動への住民参加のための援助など、市町村や関係機関等と連携を図りながら、地域住民に密着した活動を実施していくことが期待されます。

### イ 岩手県社会福祉協議会

社会福祉従事者の養成や、社会福祉事業経営者に対する指導・助言、市町村社会福祉協議会の取組を支援するほか、福祉サービス利用援助の適正運営や権利擁護の取組など、本県地域福祉の総合的な推進にあたり、指導的な役割が期待されます。

## (4) 行政の役割

### ア 市町村

住民に最も身近な基礎自治体として、住民ニーズや地域の社会資源の実情に応じて、属性にとらわれない包括的な支援体制を構築し、住民や関係団体など地域の様々な主体の参画により、地域福祉の推進を主導的に進めて行く役割を担っています。

### イ 県

専門相談機関等において、複数の市町村にまたがる課題や、地域で対応することが困難な課題への対応など、広域性・専門性が求められる課題への対応を担っています。また、府内外の関係部局各室課、関係機関・団体等との連携を図るとともに、各市町村の取組状況の把握、各種情報提供や技術的支援等により、市町村における取組を支援していきます。

## 第4期岩手県地域福祉支援計画 施策体系図



基本施策	施策の基本方向		
	(基本的方策)	(具体的方策)	
4 福祉でまちづくり	(1) 地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり	ア 社会福祉施策への住民参画の促進 イ 地域に根差した住民参加型の生活支援サービスの展開 ウ 避難行動要支援者の把握と支援 エ ユニバーサルデザインの普及・促進	
	(2) 多様な担い手(主体)による地域福祉活動の取組	ア ボランティアや福祉活動NPOの活動支援 イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進 ウ 企業の社会貢献活動の促進	
	(3) 地域福祉活動における多様な財源の活用	ア 各種基金及び民間資金の活用 イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進	

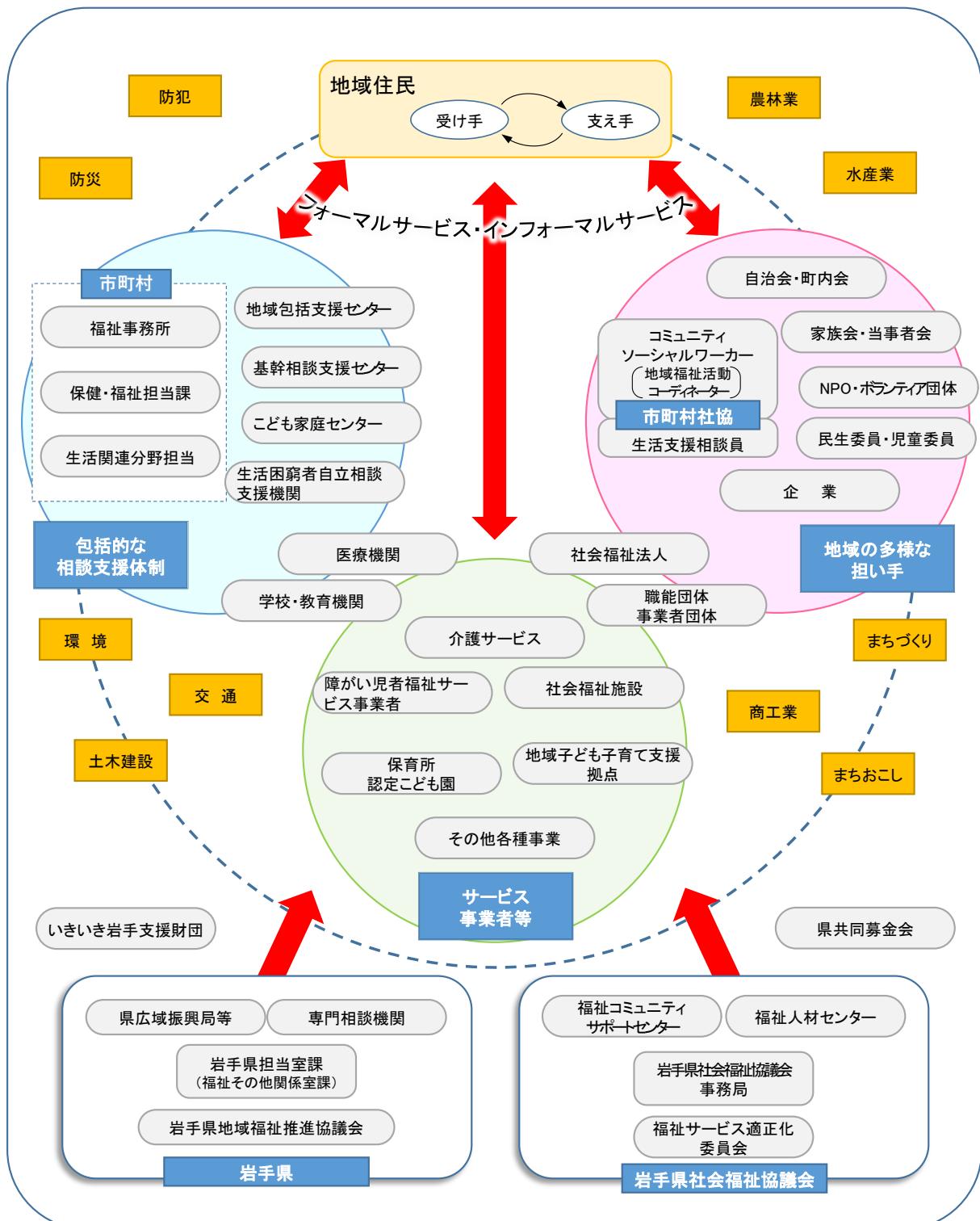
【東日本大震災津波からの復興・災害への備え】

5 被災経験を活かした支援体制づくり	(1) 東日本大震災津波における被災者支援	ア 安心して生活できる環境づくり イ 新しいコミュニティの活性化
	(2) 今後の災害への備え	ア 担い手の育成・確保 イ 日頃からの備え

【市町村における包括支援体制の構築支援】

6 市町村の体制づくり	(1) 地域福祉計画に基づいた施策の推進	市町村計画を推進するための支援
	(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援	ア 市町村が抱える課題・ニーズ イ 市町村における包括的支援体制・重層的支援体制整備に向けた支援

## 地域福祉推進の体系図



## 1 福祉を支える人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、良質な福祉サービスが提供できる人材やニーズに対応した多様な地域福祉活動の担い手の確保・育成を図るとともに、住民の福祉の意識の醸成を通じて福祉を支える人づくりを推進します。

### (1) 地域福祉を担う人材の育成

地域福祉を担う人材としては、専門的能力を備えた社会福祉事業従事者をはじめ、地域の福祉課題に日常的に取り組むボランティアなどが必要であり、これらの人材の確保・育成を図るとともに、多様な担い手や社会資源をネットワークで結びながら、協働による取組を進めるコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉活動コーディネーター、以下「CSW」という）、福祉行政職員の育成を進めます。

#### ア 社会福祉事業従事者の確保・育成

##### 【目指す姿】

資質の高い福祉サービスに従事する人材が十分に確保され、習得した専門的な知識や技術を活かし、一人ひとりの心身の状態や生活環境に応じた質の高い福祉サービスが提供されています。

##### 【課題等】

質の高い福祉サービスを提供するためには、福祉サービス従事者を対象とした、より実践的な知識・技術の研修を実施し、その普及を図っていく必要があります。

また、社会福祉事業の場においては、福祉サービスのニーズの多様化に対応できる高い資質を備えた人材を確保していく必要がありますが、若年の従事者の中には福祉・介護サービスの意義や重要性の理解が十分とはいえない人がいることや、福祉関係の専門資格を有していても待遇や勤務形態などの労働環境の問題から福祉分野に就業しない人がいる、などの課題があります。

##### 【施策の方向】

県、福祉人材センター、岩手県立大学等が連携し、次のような取組を進めます。

- ① 社会福祉事業従事者の資質向上及び人材確保を図るため、福祉人材のキャリアアップを支援する仕組みの構築に取り組みます。
- ② ハローワーク等の関係機関・団体等と連携し、福祉サービスの意義や重要性についての理解の促進、求人情報の提供などの職業紹介、福祉の就職説明会の開催などを通じて若者や異業種就労者へ働きかけるなど、福祉人材の確保・育成に取り組みます。

- ③ 地域に潜在している福祉・介護等の有資格者の掘り起しによる人材確保や、外国人介護人材に関する各制度の適切な活用を支援します。

## イ ボランティア・福祉活動NPOの人材育成

### 【目指す姿】

地域の福祉ニーズに対応して、主体的に福祉ボランティア活動を担う人材が多数養成され、活動しています。

### 【課題等】

ボランティアやNPOが継続性を持ちながら活動していくためには、主体的に福祉活動を担う人材の養成が必要です。

しかしながら、ボランティアの意欲はあるものの、実際の福祉ニーズに対応して活動できる人材が少ない、ボランティア活動にスムーズに参加できる知識や技能の習得が十分でない、ボランティアが高齢化している、などの課題があります。

### 【施策の方向】

子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるボランティアを養成するため、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会が連携して進める次のような取組を支援します。

- ① 福祉ボランティア活動を希望する人と地域の福祉ニーズとのマッチングなどをコーディネートできる仕組みづくりや人材の養成を促進します。
- ② 様々な福祉ボランティア活動を周知しながら、子どもや若者から高齢者まで幅広い年齢層を対象にしたボランティアの養成を促進します。
- ③ 福祉ボランティア活動に必要な知識・技能の習得のための研修や活動団体のリーダーの育成研修の充実を促進します。
- ④ これまでの人生で培った能力や経験を生かし、高齢者がいつまでも健康で活躍し続けられる社会環境を整えていくため、生涯を通じたボランティア活動の推進を図ります。

## ウ コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉活動コーディネーター）の育成

### 【目指す姿】

地域の社会資源を活かし、地域の福祉ニーズに対応した地域福祉活動をコーディネートできる人材が育成され、それぞれの地域で積極的に活動しています。

### 【課題等】

福祉ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うためには、地域の生活・福祉課

題を把握し、その個別課題について、市町村や社会福祉協議会、ボランティア団体、N P O、町内会・自治会、民生委員・児童委員などの関係機関・団体等のネットワークにより、支援の内容や方法などを検討するとともに、フォーマルなサービスとインフォーマルな福祉活動とをつなぎ、具体的な支援に結びつけるC S Wを育成することが必要です。

これまで、市町村社会福祉協議会職員や地域包括支援センター職員などを対象にC S Wを育成してきましたが、組織や地域の中での位置付けや役割が明確になっておらず、地域において研修の成果を十分に活かしきれていない、あるいは実践力の強化など継続的な育成・支援の体系・体制を整える必要がある、などの課題があります。

### 【施策の方向性】

C S Wを育成するため、県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が連携し、岩手県立大学等の協力を得ながら、次のような取組を進めます。

- ① 市町村社会福祉協議会のC S Wや、生活困窮者自立相談支援機関の相談支援員、生活支援コーディネーターなどが、地域住民の身近なところで、地域福祉推進の専門職として活動できるよう、地域の福祉活動団体や自治会・町内会等への周知を図るとともに、地域のネットワークを活かした効果的な連携が図られるよう支援します。
- ② C S Wが住民の個別課題に対する支援を行うとともに、同様の課題が発生した際の解決システムづくりや政策形成につなげられるよう、実践的な活動についてモデル的に取り組みます。
- ③ 市町村職員や市町村社会福祉協議会福祉活動専門員、地域包括支援センター職員、相談支援専門員などを対象として、C S W育成のための研修を行い、地域福祉活動を担う専門的な人材を確保するとともに、その研修修了者がそれぞれの分野で相談支援を行うにあたり、個別支援と地域支援を一体的に展開できるよう支援します。
- ④ C S Wの育成にあたり、住民支え合いマップを始めとする地域アセスメントや地域支援の専門的・系統的な研修等による支援を進めるため、県福祉コミュニティサポートセンターの充実・強化を図ります。

## エ 福祉行政職員の育成

### 【目指す姿】

社会福祉に携わる行政職員が、地域福祉の重要性を認識し、社会資源や地域力を活かした地域福祉の行政施策をコーディネートできる人材として育成され、配置されています。

### 【課題等】

地域福祉は、支援の対象となる高齢者、障がい者、児童などの分野別の視点に留ま

るのではなく、同居する家族、隣近所の住民など、地域で暮らすすべての住民を対象とした視点で進めるものです。

また、地域福祉施策の企画立案や取組は、制度的な福祉サービスに加えて、インフォーマルなサービスとしての住民参加による地域協働の取組をコーディネートしながら進める必要があります。

福祉行政に携わる職員には、社会福祉に関する諸制度の理解を深めるとともに、地域の生活・福祉課題を把握して、地域福祉の視点に立って施策を立案し、具体的に展開する能力が求められます。

### 【施策の方向性】

地域福祉の視点に立って行政施策を推進できる人材を育成するため、岩手県立大学等の協力を得ながら、次のような取組を進めます。

- ① 福祉行政職員を対象とした研修カリキュラムに、地域福祉に関する研修項目を組み入れて研修内容の充実を図ります。
- ② 県、市町村は、高齢者、障がい者、児童などの個別の制度の運用に当たり、地域福祉の視点に基づいた運用や施策の立案が行われるよう職員の意識啓発を図ります。
- ③ 福祉マップづくりなど地域福祉活動の実務的な経験を通じた市町村の福祉行政職員育成の取組を支援します。
- ④ 社会福祉法人指導監査要綱等の必要な見直しや法人監査を行う所轄庁（市）職員に対する研修を実施します。
- ⑤ 福祉サービス事業者の指定や指導の平準化が図られるよう、研修会の開催等により市町村の事業者指導を支援するなど、指導担当職員の資質の向上に努めます。

## オ 支援者への支援

### 【目指す姿】

福祉・介護人材の確保・定着や経験の積み重ねによる専門性の向上が図られ、質の高い福祉サービスが提供されています。

### 【課題等】

多様なニーズへ対応するためには、社会福祉事業従事者の量的な確保に加え、職場内での育成や待遇改善等を通じた人材の定着や職務経験の積み重ねによる専門性の向上も求められます。

しかし、人員や経験不足による業務負荷、対応困難な事例への支援や抱え込みによるバーンアウト（燃え尽き症候群）、外傷体験を負った来談者の相談支援における代理受傷（二次受傷）、サービス利用者等からの暴力・暴言、大規模災害や事故等への支援における「惨事ストレス」など、支援者自身も心身に大きな影響を受けているもの

の、支援者ケアが後回しになりがちであり、早期離職につながる場合もあります。

### 【施策の方向性】

県、福祉人材センター、岩手県立大学等が連携し、次のような取組を進めます。

- ① 社会福祉事業従事者の資質を高めるため、地域の福祉ニーズや対象者の特性に対応した研修の実施や研修情報の提供に取り組みます。
- ② 社会福祉法人や福祉サービス事業者等の経営層を対象とした研修の実施等を通じて、社会福祉事業従事者の待遇、労働環境及び研修機会の改善に向けた啓発・指導に取り組みます。
- ③ 社会福祉事業従事者の負担軽減のため、介護ロボットや情報通信技術（ICT）の活用の普及を図ります。
- ④ それぞれの職場における従事者へのメンタルヘルスや職能団体等におけるスーパービジョン・コンサルテーションの取組に加え、専門相談機関による技術的助言や、支援従事者を対象とした研修を実施し、質の向上を図ります。
- ⑤ 保育士や介護福祉士等の潜在的な有資格者の就職や、育児や介護等で離職された方の復職支援、福祉人材の育成確保のため、福祉人材センターにおける研修の開催や職場とのマッチング支援を行います。

## （2）地域福祉の意識の醸成

子どもから大人まで住民一人ひとりが、地域福祉推進の主体として地域の生活課題の解決に取り組む住民主体の地域づくりや、高齢や障がいなどで生活上の困難を抱える人を理解し、お互いに支え合いながら、共に生きるという考えを各ライフステージで学習できるよう、地域活動のなかに学習機会を取り入れ、社会福祉協議会活動や学校教育、生涯学習の中で実践し、住民主体の地域づくりや福祉の意識の醸成を図ります。

### ア 地域の福祉課題を捉える

#### 【目指す姿】

地域住民が、地域の生活課題を自らの課題として主体的に捉え、市町村や地域の様々な団体と連携を図りながら、地域の実情を把握するとともに、課題解決に向けた取組を行っていくという意識が醸成されています。

#### 【課題等】

住民一人ひとりが、「我が事」として地域社会へ主体的に参画し、高齢者や障がい者、子育て中の親子など様々な事情を抱えた方々の生活上の困難を理解し、お互いに支え合って生活することが大切です。

また、年齢に関わりなく、いつまでも健康で生きがいを持って、それまで培った知

識や経験を活かした様々な地域福祉活動への参加が大切です。

しかしながら、その実現のためには、住民主体の地域づくりの意識や、地域で生活上の困難を抱える人を理解し、支え合い、共に生きるという福祉の意識のさらなる醸成が必要であるなどの課題があります。

### 【施策の方向性】

地域で福祉的な支援を必要としている人たちへの理解を深めるとともに、「我が事」として地域の課題を捉えることにより、お互いに支え合って生活することができるよう、次のような取組を進めます。

- ① 市町村、市町村社会福祉協議会、町内会・自治会、公民館等が連携し、地域座談会や研修会・学習会等を通じて、地域福祉活動への関心を高め、参加を促し、地域住民が抱える生活・福祉課題や地域にある福祉サービス、地域の社会資源の活用などを理解し合う学習の場づくりを促進します。
- ② 地域住民、町内会・自治会、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、市町村が協力し、地域で支援を必要とする人たちの情報や社会資源などの情報を盛り込んだ「福祉マップ」の作成及びその定期的な見直し作業等の取組を促進します。
- ③ 個々の住民が培ってきた知識・技術を活かした地域福祉活動ができるよう支援します。

## イ 地域で育む福祉教育の推進

### 【目指す姿】

地域住民が、地域の生活課題を自らの課題として主体的に捉え、健康状態や生活機能の状況、年齢、性別等に関わりなく、お互いに個性を認め合い、共に支え合うことの重要性を理解し、実践しようとする気持ちが育まれています。

### 【課題等】

障がいの有無や年齢等に関わりなく、命の大切さや人への思いやり、いたわりの気持ちを持ち、社会の中で共に支え合って生きるという「福祉のこころ」や「人権の大切さ」を育むことが重要です。

小・中学校では、授業での学びの他、ボランティア活動、施設訪問やキャップハンディ体験などの福祉教育活動が行われていますが、学校卒業後は、地域で福祉に関する学びを深める機会が少なくなります。

次代を担う子どもたちの学びをさらに充実させるとともに、福祉活動を行っている企業・団体、社会福祉協議会などと連携し、大人も含めた地域における多様な福祉教育の機会を作っていく必要があります。

### 【施策の方向性】

- ① 地域を主体とした福祉教育の取組を進めるため、地域の関係機関・団体が連携

し、福祉体験学習メニューづくりを進めるとともに、地域の福祉活動等と一緒に  
なった実践活動の取組を促進します。

- ② 地域に根ざした活動を通じて、子どもの福祉のこころの醸成が、効果的・実践的  
的に推進・実施できるよう、学校と福祉関係機関・団体とのコーディネート機能  
の充実を図ります。
- ③ 市町村における「市民大学講座」や地域への出前講座、人権擁護委員等による  
「人権の花運動」や「人権教室」の開催など、地域全体で、福祉のこころや人権  
意識を高める活動を支援します。

## 2 福祉サービス提供の基盤づくり

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、身近なところで気軽に相談ができる体制の整備や、権利擁護の取組など、福祉サービス提供の基盤づくりを促進します。

### (1) 地域における包括的支援体制の構築

身近な地域において、様々な困り事をワンストップで相談することができ、その相談内容に応じてコーディネーター等が専門機関へつないだり、アウトリーチによる必要な支援が提供されるなど、的確なケアマネジメントが受けられる体制づくりを進めるとともに、県、市町村の相談支援機関等とのネットワークを充実させながら、地域における包括的な支援体制の構築を図ります。

#### ア 相談・支援のワンストップ体制の整備促進

##### 【目指す姿】

身近な所に、いつでも様々な生活・福祉の相談を包括的に受け止め、必要な支援を一体的に提供できる、総合的な相談・支援窓口が配置されています。

##### 【課題等】

地域の相談体制は、市町村窓口、県の専門相談機関や各種福祉サービス事業者等、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの領域別に法制度の整備が進んできました。

しかし、地域住民が抱える生活・福祉課題は、支援をする個人への対応だけではなく家族全体への支援が必要であったり、一人で複数の課題を抱えるなど、複合的で複雑な支援ニーズがみられることから、課題の早期発見・解決のためには、年齢や障がいの有無等によらず、身近なところで生活福祉に関する相談から支援まで、ワンストップで受けられる総合相談体制が必要です。

また、各種福祉サービスや、日常生活自立支援事業・成年後見制度などの様々なサービスを一体的に提供するため、CSWなどの専門職が、アウトリーチなどにより、地域の社会資源を活用・調整し、必要な支援をコーディネートする、包括的な支援体制を確保する必要があります。

##### 【施策の方向】

身近なところで相談・支援のワンストップのサービスが受けられるよう、次のような取組を進める市町村を支援します。

- ① 保健センターや地域包括支援センター、障がい者の基幹相談支援センター、こども家庭センター、生活困窮者自立相談支援機関などの各相談支援機関の機能の統合化やネットワーク化を進めるため、重層的支援体制整備事業の活用を促すほ

か、その取組事例や先進事例を情報提供するなどして、市町村における体制整備を促進します。

- ② 子ども、障がい、高齢などの分野にとらわれない総合的な支援を展開するため、属性を問わない共生型・多機能型のサービス提供など、重層的支援体制整備事業を活用した取組を促進します。
- ③ 市町村単独でワンストップの相談支援体制の整備が難しい場合には、近隣市町村等に所在する相談・支援機関による広域連携体制の構築など、地域の状況に合わせた支援体制の整備を支援します。
- ④ 医学的な管理や処置を必要とする高齢者や障がい者、重症心身障がい児・者なども地域で安心して生活できるよう、医療・介護の連携による支援体制の構築を促進します。

## イ 市町村の相談支援機能の充実

### 【目指す姿】

地域住民が抱える様々な課題に対応できるよう、ワンストップの相談体制、行政、サービス事業者その他地域の各種支援団体等との多機関協働による支援体制が構築され、それぞれの相談ニーズに応じた包括的な支援が行われていま

### 【課題等】

8050 問題やダブルケアなど地域の多様な福祉ニーズや福祉問題を抱える住民への迅速かつ適切な相談支援を行うためには、地域の相談機関、窓口等と県設置の専門相談機関との情報共有や各相談機関の機能を活かした相談支援ネットワークの構築など、多機関の協働による支援体制が必要です。

このため、県では、高齢者、障がい者、児童、女性などのそれぞれの福祉分野における専門相談機関を設置し、市町村の相談支援機関等と連携しながら多様な福祉ニーズに対応した相談支援を行っていますが、これまでの領域ごとのネットワーク構築に加え、領域を越えた横断的なネットワークの構築が必要であり、また、それぞれの相談機関の専門性に応じた役割を明確にしながら、各機関の相談・支援機能を総合的に発揮するためのコーディネート機能を強化し、支援関係機関の協働による支援体制を確保していく必要があります。

### 【施策の方向】

地域における包括的な相談支援体制を構築し、住民の相談に迅速・的確に対応するため、県と市町村が連携し、次のような取組を進めます。

- ① 複合した問題を抱える相談等があった場合でも、各相談機関やサービス事業者等の役割や支援機能を活かし、ワンストップ相談や多機関協働による支援が行われるよう、重層的支援体制事業の実施など、包括的相談支援体制の構築を促進します。
- ② 高齢者、障がい者、児童、女性などの各専門分野における相談支援のさらなる

資質向上を図るとともに、分野を横断したネットワーク構築や相談支援の協働について、認識の共有化を進めます。

- ③ C SW研修などを通じて、各分野の領域や支援機関の機能、専門性や役割の理解と、支援者全体での共有化を図り、地域住民の抱える課題に合わせた適切な相談支援機関とつながるなどの確な対応ができる人材の育成を促進します。

## ウ ケアマネジメント機能の充実・強化

### 【目指す姿】

保健・医療・福祉などの多職種連携により、支援を必要とする住民が、一人ひとりの心身の状態や生活環境に応じた適切なケアマネジメントを受けながら、住み慣れた地域で安心して自立して生活しています。

### 【課題等】

高齢者や障がい者などが、住み慣れた地域で安心して生活するためには、相談から保健・医療・福祉サービスの利用まで、生活環境や心身の状態に応じて地域生活を支援する総合的なケアマネジメントが行われなければなりません。

そのため、保健・医療・福祉などの多職種連携により、公的サービスとインフォーマルなサービス等を組み合わせた総合的なケアマネジメント機能をさらに充実させる必要があります。

### 【施策の方向性】

多職種連携による総合的なケアマネジメント機能の充実・強化のため、次のような取組を進めます。

- ① 多職種・多機関の協働による包括的支援体制の構築など、保健・医療・福祉等の支援機関の連携に加え、地域住民等の参画による総合的なケアマネジメントシステムの構築を進めます。
- ② 市町村において、市町村社会福祉協議会や地域の保健・医療・福祉などの相談支援機関等とのネットワークを構築し、地域の生活・福祉課題などの早期解決に向けたコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図ることを支援します。
- ③ 重層的支援体制整備事業による重層的支援会議の他、地域の相談機関における地域ケア会議等既存のネットワークを活用し、コミュニティソーシャルワークの視点を必要とする多問題や複合的課題を抱える地域住民への支援体制を強化します。
- ④ 専門職による従来の公的な相談支援に加え、家族や地域住民等によるインフォーマルな支援も取り入れたケアマネジメントの仕組みづくりを促進します。

## エ 民生委員・児童委員活動の充実・強化

### 【目指す姿】

民生委員・児童委員が市町村等と必要な情報を共有し、相談支援機関や地域住民と協力しながら、地域住民の生活上の課題などに応じて適切な相談・支援を行っています。

### 【課題等】

社会構造や情勢の変化に伴い、地域住民や家族が抱える生活・福祉課題が複雑・多様化する中、民生委員・児童委員は、地域住民の生活状態の把握や相談支援、福祉サービスの利用援助など様々な活動を行っており、最も身近な相談相手として、期待される役割が大きくなっています。

このため、訪問活動や関係機関等との連携強化など民生委員・児童委員活動の充実・強化に取り組んでいますが、個人情報保護の観点から地域住民の情報が得にくく、支援活動が思うように進められないことが指摘されているほか、関わりが難しい世帯への対応による負担感が大きいことや、地域によっては委員の扱い手不足により欠員が生じるなどの課題があります。

### 【施策の方向性】

住民が抱える生活・福祉課題などの早期発見や迅速かつ適切な相談支援などの民生委員・児童委員活動の充実・強化を図るため、次のような取組を進めます。

- ① 県、市町村、民生委員・児童委員協議会が連携し、事例を取り入れたワークショップ方式の研修などを通じて、住民の福祉ニーズに対応した実践的相談援助技術の習得等を進めます。
- ② 民生委員・児童委員と町内会・自治会等が連携し、地域住民の生活課題の早期発見や相談支援活動などの充実・強化を図ります。
- ③ 市町村と民生委員・児童委員協議会が連携し、地域で支援を必要としている住民が民生委員・児童委員の援助を適切に受けることができるよう、個人情報保護の観点を踏まえながら、民生委員・児童委員への支援を要する住民に関する情報等の適切な提供を進めます。
- ④ 平常時から災害発生などの緊急時に對応できるよう、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」による民生委員・児童委員と自治会・町内会等との避難行動要支援者に係る情報共有が図られるよう支援します。
- ⑤ 市町村、市町村社会福祉協議会が民生委員児童委員協議会と連携し、「協力員制度」等民生委員・児童委員の活動を支援する地域のボランティアの活用や、その他地域で行われている活動支援の取組について情報提供するなど、民生委員・児童委員の活動を地域でサポートする仕組みづくりの取組を支援します。
- ⑥ 市町村、市町村社会福祉協議会が民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員の役割や社会的な重要性について啓発活動を促進するとともに、委員の扱い手確保のため、地域の各団体等への周知などに取組みます。

## オ 見守り体制の充実・強化

### 【目指す姿】

地域住民同士が、民生委員・児童委員や市町村、支援機関などと協力して、見守りや声掛けを日常的に行うなど、お互いを気遣い、支え合う関係が構築されています。

### 【課題等】

一人暮らしの世帯、障がい者・高齢者だけの世帯、ひとり親世帯の親子、ひきこもり、生活困窮、虐待・暴力など、家庭内の状況はなかなか見えにくく、外からではも気付きにくいことから、支援につながりづらい状況にあります。

また、自らの生活のしづらさへについてSOSを発信したり、近隣住民がちょっととした異変や福祉的支援の必要性に気づいても、どこに相談すればよいか分からずなどの課題があります。

### 【施策の方向性】

近隣住民等による普段からの見守りや声掛けなど地域での支援体制づくりのため、市町村が市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会・町内会等と協働して次のような取組を進めることを支援します。

- ① 見守りが必要な方等を調査・把握し、関係者間で情報共有を図ります。
- ② 普段から見守りや声掛けなどをを行い、支援が必要な方が相談しやすい地域の支援体制づくりを促進します。
- ③ 見守りによる問題発見時の連絡体制や、地域住民が把握した地域生活課題等を包括的に受け止め、必要な支援を行う相談支援体制の整備を進めます。
- ④ 見守りなどの支援が必要な方や地域の福祉資源などの情報を盛り込んだ「福祉マップ」づくりや小地域福祉ネットワークづくりなど地域福祉活動への地域住民の参加を促す取組を促進します。
- ⑤ 継続的かつきめ細やかな活動を展開するため、地域住民を主体とする取組に加えて、宅配を行う民間事業者等の協力を得ながら多彩な見守り体制の整備を促進します。
- ⑥ 「いわて“おげんき”みまもりシステム」をはじめ、民間事業者など多様な主体によるICT（情報通信技術）を活用した安否確認見守りシステムの活用を図ります。
- ⑦ 高齢者や障がい者など生活支援のため、市町村、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人等の地域の関係機関が連携し、本人の意思確認や尊重を踏まえた、福祉サービスや日常生活支援サービス、成年後見制度等の支援が一体となった、自立生活支援のための仕組みづくりを促進します。

## (2) 権利擁護の推進

私たちは、それぞれが尊厳を持って社会の中で安心・安全に生活するため様々な権利を有しております、それらは社会的に擁護・尊重されています。そして、地域共生社会の実現に向けた諸活動は、法律や制度により一律に決められるものではなく、地域住民が権利の主体として積極的に参画することにより、その地域の実情に合わせて形成されていきます。

その中にあって、貧困、虐待、暴力、差別など、地域福祉における支援対象となっている人たちは、様々な権利が複合的に奪われている状況にあることから、その権利を擁護するとともに、権利を適切に行使できるよう支援することにより、社会への参画を促進していきます。

### ア 権利擁護の推進

#### (ア) 権利に基づいたアプローチ

##### 【目指す姿】

支援を要する人たちの権利が尊重され、その人の状況に応じて権利が適切に行使されるよう支援が受けられることにより、それぞれのウェルビーイング(Well-being)の向上が図られています。

##### 【課題等】

これまでの社会福祉援助は、支援を要する人の課題解決を目指した「ニーズに基づいたアプローチ」を基本とし、貧困、高齢者、障がい児者、子ども家庭といった各分野別の施策が進められてきましたが、一人で複数の分野にまたがる課題を有していたり、家族がそれぞれ課題を抱えている等、従来の枠組みでは対応が難しい事案がみられています。

そのため、個々の課題解決だけでなく、その人や家族を包括的に捉え、安心・安全に暮らしていくための「権利に基づいたアプローチ」の視点から、課題の解決とともに、権利の擁護と適切な行使の支援により、ウェルビーイング(Well-being)を高めて行くことが必要とされています。

##### 【施策の方向】

支援を必要とする人や家族が抱える課題解決だけでなく、包括的な視点からウェルビーイングの向上が図られるよう、次のような取組を進めます。

- ① 自分が持つ権利についての理解やお互いに権利を尊重することについて、各種講座や人権擁護活動を通じて、普及啓発を進めます。
- ② 社会福祉事業従事者等が、支援を要する人やその家族の包括的なアセスメントに基づき、既存の分野や制度の枠組みを超えて、多職種・多機関協働による支援が行われることで、その人や家族のウェルビーイングが向上されるよう、専門研修による支援者の資質向上や市町村における相談支援体制の確保に関する取り組

みを支援する等、包括的な支援体制の構築を支援します。

- ③ 人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）など、支援プロセスへの当事者の参画を推進するとともに、病気や障がいなどにより自らの意思表示が難しい方の意思決定支援やアドボカシー（代弁）などの取組を促進します。
- ④ 地域住民は、権利擁護を必要とする人への身近な支援者にもなり得ることから、市民後見講座等を通じて、地域における権利擁護の取組を支援します。

## （イ） 子どもの権利

---

### 【目指す姿】

地域福祉活動における子どもに関する場面において、子どもの声を聴き、その子どもの最善の利益が優先して考慮されています。

### 【課題等】

1989年児童の権利に関する条約が2005年に批准され、平成28年の児童福祉法の改正、令和4年のこども基本法の制定に至り、「子どもの権利」についての認識は高まってきたところですが、子どもの最善の利益を考慮した支援を促進するため、子どもの声を直接聴き、支援内容等へ反映させる仕組みづくりを進める必要があります。

### 【施策の方向】

子どもの最善の利益を優先して考慮した支援を充実させるため、次のような取組を進めます。

- ① 学校等における子どもの権利の学びを通じて、子ども自身が自らの権利について学びます。
- ② 地域住民全体が子どもの権利について理解を深めるため、啓発を行います。
- ③ 一時保護、里親委託や施設入所など、社会的養護を必要とする子どもの支援にあたって、その子どもの最善の利益を考慮するとともに、意見表明権を保障するための取組を推進します。
- ④ 子どもが直接的な支援対象者でない場合であっても、子どもがいる家庭への支援にあたっては、子どもの状況把握や支援における子どもの意見が考慮されるよう、社会福祉事業従事者等の理解の促進に努めます。

## （ウ） 合理的配慮の推進

---

### 【目指す姿】

障がいのある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する権利を尊重します。

## 【課題等】

障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいある人の活動などが制限されてしまう場合があるため、障壁となっているものを取り除くための取組が必要です。

また、障害者差別解消法の改正により、すべての事業者に合理的配慮が義務付けされたことから（令和6年4月～）、引き続き県民や事業者の理解促進に努める必要があります。

## 【施策の方向性】

障がいのある人が地域で円滑に生活できるよう支援するため、次のような取組を進めます。

- ① パンフレットの作成配付や広報媒体の活用、様々な広報媒体による積極的かつ広範囲にわたる周知及び民間団体等に対する出前講座等を通じて、県民や事業者に対し、障害者差別解消法や『障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例』の普及啓発を進めます。
- ② 市町村ごとに相談窓口を設置し、市町村や関係団体、支援者等と連携を図りながら、個別事案の解決に向けた助言・調整を行います。
- ③ 相談窓口職員に対する研修の実施により、相談窓口職員の対応力の強化を図ります。

## (エ) 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進

[第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づく担い手育成方針]

### 【目指す姿】

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、様々な判断に支援が必要な状態であっても、どの地域においても成年後見制度や日常生活自立支援事業等が適切に利用できる体制が整備され、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

## 【課題等】

○ 全市町村において、利用促進の方策を検討するためのネットワークが構築されました。しかし、成年後見制度が十分に利用されていないことから、制度の周知、担い手の確保や関係機関等の連携による支援体制の強化を図る必要があります。

また、市民後見人の養成・登録の取組が一部の市町村に止まっていることから、市町村における取組を支援するとともに、広域連携の観点から、全県を圏域とした支援を開拓する必要があります。

○ 社会福祉協議会では、日常の金銭管理や福祉サービスの利用に必要な契約手続を援助するために、日常生活自立支援事業を行っていますが、利用者の増加に十分対応しきれない状況にあります。

## 【施策の方向性】

判断能力が十分でないなど権利擁護支援を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの支援体制を県内全域に整備するため、次のような取組を進めます。

- ① 権利擁護の推進に係る意見交換等の場として設置する「岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」を通じ、関係機関・団体等との連携・協力関係を強化します。
- ② 多様な分野・主体による権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村に構築するため、市町村における中核機関の設置・運営を支援します。
- ③ 養成研修の実施による市民後見人の養成に取り組むとともに、独自に人材養成に取り組む市町村とも連携し、必要な市民後見人の養成・確保を推進します。
- ④ 法人後見実施団体の活動を支援するため、実施団体による活動・支援状況の情報共有の場を設置します。
- ⑤ 市町村長申立てが適切に実施されるよう、研修会の開催により市町村の取組を支援します。
- ⑥ 権利擁護支援において本人の特性に応じた適切な配慮が行われるよう、研修会の開催等により意思決定支援の普及・啓発に取り組みます。
- ⑦ 権利擁護支援の利用促進を図るため、県民に対する成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知に取り組みます。

## イ 権利侵害への対応

### (ア) 児童虐待の防止

#### 【目指す姿】

子どもや家庭の支援に関わる支援者の専門性の向上が図られるとともに、地域の見守り体制や関係機関等の連携体制が構築され、児童虐待の発生予防、早期発見、再発防止の取組が進められ、子どもの安心・安全が守られています。

#### 【課題等】

児童虐待の相談対応件数が増加しています。

## 【施策の方向性】

- ① 「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に至るまで、関係機関と連携して取り組みます。
- ② 市町村要保護児童対策地域協議会を中心とし、地域の関係機関が連携して対応が進められるよう、調整担当職員に対する研修の実施や、児童相談所による定例支援等により、市町村職員の対応力の強化に取組みます。

- ③ 児童福祉司等専門職員の適正な配置、研修やスーパービジョンによる専門性の向上に努める等児童相談所の体制強化を図り、児童虐待相談の迅速、適切な対応に努めます。
- ④ 児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設等が連携を図り、虐待の再発防止の取組を推進します。

#### (イ) 障がい児・者虐待の防止、差別の解消

##### 【目指す姿】

障がい児・者が家庭、福祉施設、職場等において虐待を受けることがなく、権利が擁護されています。

また、障がい児・者が不利益な取扱いを受けることがなく、一個人として尊重されながら、安心して生活しています。

##### 【課題等】

障がい児・者に対する虐待の未然防止や早期発見及び発見時の適切な対応を図るため、県、市町村及び労働局において設置している相談窓口の周知や、県民等への意識啓発、関係機関の職員を対象とした研修に、継続して取り組む必要があります。

また、障がい者への不利益な取扱いの解消について県民や事業者に対する普及啓発を図るとともに、相談に迅速かつ適切に対応できるよう相談支援体制を強化する必要があります。

##### 【施策の方向性】

###### 《障がい児・者虐待の防止について》

- ① 障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、使用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者による虐待に対応する市町村への情報提供、市町村相互の連絡調整等を行います。また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置し、虐待の早期発見と発見時の適切な対応を図ります。
- ② 障がい福祉サービス事業所等の従事者や管理者を対象とした研修を実施するとともに、県民を対象とした障害者虐待防止法に関する普及啓発を行うことにより、障がい者虐待の未然防止と早期発見を図ります。
- ③ 市町村や相談支援事業所等を対象とした研修を行うことにより、障がい者虐待に関する相談、通報・届出があった際に迅速・適切な対応ができるよう、相談窓口職員の対応力の強化を図ります。
- ④ 市町村は養護者の負担を軽減するため、養護者に対する相談、指導、助言等を行うほか、必要があるときは障がい者に対し短期入所できる居室の確保を行うこととされており、県では市町村に対する情報提供や市町村相互間の連絡調整等を行います。

## 『障がい者への不利益の解消について』

- ① 様々な広報媒体による積極的かつ広範囲にわたる周知及び民間団体等に対する出前講座等各種研修会の開催等を通じて、県民や事業者に対し、障害者差別解消法や『障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例』の普及啓発を進めます。
- ② 市町村ごとに相談窓口を設置し、市町村や関係団体、支援者等と連携を図りながら、個別事案の解決に向けた助言・調整を行います。
- ③ 相談窓口職員に対する研修の実施により、相談窓口職員の対応力の強化を図ります。

## (ウ) 高齢者虐待の防止

### 【目指す姿】

高齢者が要介護状態や認知症になっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳をもって安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

### 【課題等】

厚生労働省が実施した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」によると、関係機関等によるネットワークの構築やアドバイザーの配置、研修の充実など虐待対応に係る体制の整備が進んでいる市町村ほど、高齢者人口比当たりの相談・通報件数、虐待認定件数が多い傾向が見られており、高齢者虐待の早期発見、実態の把握のためにも、市町村の体制整備を一層進めていく必要があります。

また、高齢者虐待防止に向け、養護者及び養介護施設従事者に限らず、広く県民に対し普及啓発を行う必要があります。

### 【施策の方向性】

- ① 養護者及び養介護施設従事者に限らず、広く県民に対し高齢者虐待防止に関する理解の促進・普及啓発を図るため、広報・研修等の充実を図ります。
- ② 市町村や地域包括支援センター職員を対象とする、高齢者虐待への対応力向上に向けた研修の充実を図ります。

また、市町村や地域包括支援センターが抱える対応困難事例等に対応するため、岩手県高齢者総合支援センターに設置している弁護士等の専門家による相談窓口の活用を促進します。

- ③ 養護者の介護疲れ等による高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センターや介護支援専門員による相談、働きかけを通じて、必要な介護保険サービスや市町村が実施する家族介護支援事業の利用を円滑に行うことができるよう制度の周知を図ります。

- ④ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、市町村が適切に養護老人ホーム等への入所措置を講じるよう支援します。

## (エ) 配偶者間暴力等（DV）の防止

### 【目指す姿】

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護が図られ、暴力のない家庭や社会づくりが進められています。

### 【課題等】

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内で行われるために潜在化しやすいうえに、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

### 【施策の方向性】

- ① DV対策が総合的かつ効果的に実施できるよう、DVは重大な人権侵害であることの普及啓発を図るとともに、民間支援団体を含め、広く関係機関が協力・連携できる体制を構築します。
- ② 被害者が、安心して身近なところで相談でき、安全に保護されるよう、配偶者暴力相談支援センターと警察や児童相談所などの関係機関とが連携し、相談・保護体制の充実を図ります。

### (3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービスの質の向上

県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人や福祉サービス事業者等が連携し、住民一人ひとりに総合的に福祉サービス情報を提供できる体制づくりを進めます。

#### ア 福祉サービス情報提供の充実

##### 【目指す姿】

住民に様々な福祉サービスの情報が的確に提供され、利用したいサービス情報を容易に知ることができ、また、サービスの詳しい内容や利用方法などを知りたいときにいつでも相談できる総合窓口があります。

##### 【課題等】

住民が利用したい福祉サービスの情報を、いつでも、簡単に取得できるよう、公的な福祉サービスや地域で提供されるインフォーマルな福祉サービスの情報も含めて、総合的に情報提供できる手段や仕組みづくりが必要です。

##### 【施策の方向】

総合的な福祉サービス情報の提供や住民の特性に配慮した情報伝達手段の活用などを推進するため、次のような取組を進めます。

- ① 市町村が市町村社会福祉協議会と連携し、総合的な福祉サービスの情報を提供できる窓口の設置を促進します。
- ② 県、市町村、県・市町村社会福祉協議会が連携し、難聴者や視覚障がい者など、サービス利用者の特性に配慮した情報提供手段の活用を進めます。
- ③ 県、市町村、県・市町村社会福祉協議会が連携し、それぞれが開設するホームページのリンク機能の活用等により、行政、社会福祉協議会、地域福祉活動団体等の福祉サービスの情報取得を支援します。
- ④ 子ども・子育て支援、障がい福祉サービス、介護サービスについて、事業者情報の適切な更新や利用者等への普及に継続して取り組みます。

#### イ 苦情解決制度の周知促進

##### 【目指す姿】

福祉サービスの利用に当たって、サービスの質や内容、提供の仕方等に不満を感じた利用者からの苦情を解決する福祉サービス事業者、市町村、県、福祉サービス運営適正化委員会、国民健康保険団体連合会のシステムが整備され、利用者への周知が図られることにより、誰もが安心して福祉サービスを選択し、苦情解決制度を利用できるようになっていきます。

## 【課題等】

福祉サービス利用者等が、サービスの内容、提供方法などに不満などがあるときは、利用者が福祉サービス事業者と対等の立場に立って解決されることが重要です。

民間福祉サービス事業者の参入が進み、福祉サービスの提供主体が多様化するとともに、事業者と利用者も増加しています。一方、新規事業者の福祉サービス利用者については、苦情解決制度が周知されているかどうかについて、十分に把握されていません。そのため、苦情が潜在化している可能性もあることから改善が求められます。

また、苦情に対応する職員のメンタルヘルスに影響を及ぼす過剰な要求を伴う苦情や解決困難な苦情が増えつつあることから、適切な研修機会や助言を提供する必要があります。

## 【施策の方向】

福祉サービスの利用に関する苦情を適切に解決するため、次のような取組を進めます。

- ① 社会福祉法人、民間企業、NPO 法人などの福祉サービス事業者が、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置などの体制整備を図ると共にサービス提供に係る重要事項説明書に苦情解決体制や市町村、県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会、国民健康保険団体連合会等の苦情解決窓口を明記し、利用者等に周知を図ることを支援します。
- ② 困難な苦情に適切に対応できるようにするため、事業者に適切な研修機会が提供されるよう支援します。
- ③ 福祉サービス事業者が第三者委員の設置を図るよう、県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会や国民健康保険団体連合会と連携して支援します。

## ウ 福祉サービス評価の推進

### 【目指す姿】

福祉サービス事業者自らがサービスの質の評価を行うほか積極的に第三者評価を受け、質の向上に努めているとともに、受審結果が公表されて、利用者が安心して福祉サービスを利用できるようになっています。

## 【課題等】

福祉サービスの利用者が、安心して生活していくよう、サービス事業者は質の高い利用者本位の福祉サービスを提供することが求められています。

そのため、福祉サービス事業者は、自ら福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上に努めることとされているとともに、福祉サービス事業者の取組を支援するため、第三者評価制度があり、県内では県社会福祉協議会をはじめとして二つの評価機関が第三者評価を行っています。

しかしながら、第三者評価の受審（利用）が少ない、受審結果の公表がサービスの

選択や利用にかかる有効な情報源として十分活かされていない、などの課題があります。

### 【施策の方向性】

利用者本位の良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、次のような取組を進めます。

- ① 福祉サービス事業者が、自ら提供するサービスの質の評価を行うことなどにより、サービスの改善に努めることを支援します。
- ② 福祉サービス事業者が積極的に第三者評価を受審するよう普及啓発を図るとともに、第三者評価機関が評価能力の向上に取り組むことを支援します。
- ③ 福祉サービス事業者の第三者評価の受審を促進し、福祉サービスの向上を図るため、受審結果を適切に公表した事業者に受審証を交付するとともに、福祉サービスの利用者あるいは利用予定の者に対する制度の効果的な周知方法の検討などに取り組みます。
- ④ 福祉サービス事業者の指定や指導の平準化が図られるよう、研修会の開催等により市町村の事業者指導を支援します。

### 3 福祉サービス提供の仕組みづくり

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの領域別のフォーマルな福祉サービスのみならずインフォーマルな支援も含めた福祉サービス提供の仕組みづくりを促進します。

#### (1) 生活に困難を抱える方への支援

高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮のほか、生活における様々な課題やニーズを抱える方が、それぞれの課題に対する適切な支援が提供される地域づくりを促進します。

##### ア 生活困窮者への支援

###### 【目指す姿】

就労や心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援が行われるとともに、関係機関等との連携強化により、支援につながっていない生活困窮者が自立相談支援窓口につながり、適切な支援が実施されています。

###### 【課題等】

生活困窮者に対する自立相談支援事業は、令和2年度をピークに、相談件数は減少傾向にあり、自立生活のためのプランの作成件数は全国平均を下回っていますが、生活保護申請件数は令和2年度以降増加傾向にあります。

また、包括的な支援を実施するために、自立相談支援事業と併せて就労準備支援事業や家計改善支援事業を一体的に実施することが必要ですが、実施できていない自治体があります。

###### 【施策の方向】

生活保護受給者や生活困窮者がその状態から早期に脱却し、自立した生活を送れるよう、福祉事務所等が関係機関とのネットワークによる相談支援体制を充実し、生活保護受給者や生活困窮者一人ひとりの状況に応じた自立・就労支援を行うため、次のような取組を進めます。

- ① 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度間の一層の連携強化を図り、セーフティネットとして切れ目のない、一体的な支援を目指します。
- ② 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度による相談支援が機能するためには、適切な人員配置とあわせて相談対応を行う職員への支援が必要であることから、従事者研修の充実、管轄を越えたネットワークづくりを進めます。

- ③ 生活困窮者に対する包括的な支援体制を強化するため、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施を促進します。
- ④ 貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や保護者への養育支援により、家庭全体への支援に取り組んでいきます。
- ⑤ 自治体の各部局において生活困窮者を把握した場合、生活福祉担当課への情報提供、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨や担当課へつなぐなど、日常的な庁内連携により、支援を必要とする生活困窮者が抱える課題の早期解決と自立に向けた支援を展開します。
- ⑥ 福祉事務所を設置していない町村について、広域振興局保健福祉環境部等との連携により生活困窮者に対する相談対応を行うとともに、町村独自の支援事業の実施にあたり、その取組を支援します。

## イ 居住確保が困難な方への支援

### 【目指す姿】

住宅確保への配慮が必要な方が、賃貸住宅等の確保や入居にあたって支援が受けられ、安心して生活することができます。

### 【課題等】

高齢者、障がい者など、賃貸住宅への入居を希望しても、保証人が確保できないことや孤独死・事故等との懸念から入居を断られる場合があります。

また、低所得による家賃滞納や離職、被災、DVから避難された方など、居住の安定が確保されるよう支援が必要です。

### 【施策の方向】

- ① 離職等により住宅を失ったり失うおそれがある人が住宅確保できるよう、生活困窮者自立支援制度（住宅確保給付金事業）において、一定期間、家賃相当額を支給します。
- ② 長期入院や施設退所後に住宅を確保する際、身元保証人確保制度、日常生活自立支援事業、成年後見制度等を活用するなど、住宅の賃貸借契約の締結や家賃支払い手続き等を支援します。
- ③ 公営住宅において、高齢者、障がい者、母子世帯等の優先入居を実施する他、建て替えや改修時のバリアフリー化の促進、地域の関係機関と連携した見守り支援などの取組を促進します。
- ④ 岩手県居住支援協議会との連携により、民間賃貸住宅を活用した入居支援の促進に向けた取組を推進します。
- ⑤ 高齢者や障がい者の住まいの安心を確保するため、心身の状況に合わせた多様なニーズに応えることのできる住まいの確保や、住宅のバリアフリー化を促進します。

## ウ 失業・就職困難な方への支援

### 【目指す姿】

生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親世帯の方など、就労に困難を抱える方の就労を実現するため、求職者一人ひとり状況に応じた就労支援を受けることができています。

### 【課題等】

高齢、障がい、育児や介護など、様々な事情により、就職や就労継続が困難な方がいます。

また、求職者側の就労ニーズと、企業等が募集する分野や就労形態等とのミスマッチにより、就職につながらない場合があります。

### 【施策の方向性】

県、市町村、福祉サービス事業者、ハローワーク、企業等が連携し、次の取組を行います。

- ① 失業された方や就労の継続が困難な方について、就労の妨げとなっている福祉的なニーズに対して、各種相談支援やサービス利用により、改善に向けた支援を行います。
- ② 就労することが困難な生活困窮者等について、生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）の活用により、生活を維持しながら職業訓練や就労体験の場を提供するなど、求職者一人ひとりの状況やニーズを踏まえた支援を行います。
- ③ 高齢者がこれまで培ってきた経験を活かし、就労を通じた生きがいや健康づくり、地域貢献活動への参画が促進されるよう、シルバー人材センターにおける就業機会の提供や高齢者社会貢献活動サポートセンターにおける活動支援に取り組みます。
- ④ 障がいを持つ人が、それぞれの障がい特性や生活支援ニーズに適した就労につながるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業、就労継続支援事業といった障がい者サービス等による支援を行います。
- ⑤ ひとり親家庭は就労形態や収入が不安定な場合もあることから、各種手当や子育て支援事業の活用に加え、ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて個々の状況や職業適性などに配慮しながら就業支援を行います。

## エ 移動困難な方への支援

### 【目指す姿】

一人ひとりの心身の状況や地域交通の状況に合わせた、移動手段が確保されています。

## 【課題等】

人口減少による利用者や運賃収入の減少により、公共交通機関の路線の縮小、減便、廃止が進んでおり、生活が不便になることによる人口流出の増加という悪循環が発生することが懸念されます。

公共交通が縮小、廃止した地域では、自家用車・運転免許がない方の移動手段が制限され、通院や買い物が困難になるおそれがあります。

高齢者や障がい者が安心して外出できるよう、交通機関や施設のユニバーサルデザイン化の推進が必要です。

## 【施策の方向性】

県、市町村、地域団体、各交通機関等が連携・協働し、地域の状況に合わせた交通移動手段の確保に向け、以下の取組を行います。

- ① 過疎地域や公共交通機関の利用が困難な地域において、デマンド型交通やNPO等による自家用有償旅客運送の導入や、移動販売など代替策の確保など、地域の住民や団体の参画により、地域の状況に合わせた取組が進められるよう支援します。
- ② 高齢者や障がい者などが安心して移動できるよう、建物や道路、交通施設の整備や、乗り降りしやすいように配慮された車両の導入等のユニバーサルデザイン化を図ります。
- ③ 要介護高齢者や障がい者などが自動車で移動しやすい環境整備のため、ひとにやさしい駐車場区画の増加に向けた取組を促進します。

## オ 子ども・子育て家庭への支援

### 【目指す姿】

- 若者や子育て中の親が、安心して家庭を持ち、子どもを生み育てることができる、家庭や子育てに希望を持てる環境づくりが進んでいます。  
また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、周産期医療提供体制の整備や妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援体制の構築などにより、安全・安心な出産環境を整備されています。
- 生まれ育った環境に左右されることなく、子どもが成長していくよう、子どもの貧困対策などにより、子どもが健やかに成長できる環境が整備されています。

## 【課題等】

- 子どもの出生数は長期的減少傾向にあり、合計特殊出生率も低下している状況となっています。

また、保育所や放課後児童クラブの利用を希望しても入所できない、待機児童が発生しています。

○ 子どもの居場所づくりに対するニーズが高まっています。

### 【施策の方向性】

- ① 家庭や子育てに希望を持てる環境づくりを進めるため、家庭や子育ての大切さについての意識啓発や情報提供を行うとともに、子育てを応援する企業の取組を推進するなど、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。
- ② 安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児などについて総合的な支援を行うことでも家庭センターの設置を促進するとともに、産後ケア事業、産前・産後サポート事業などの取組を促進します。
- ③ 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携し、保育所等の利用定員の拡大や、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援するほか、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に努めるなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。
- ④ 地域において見守り活動を行っている主任児童委員や民生委員・児童委員と日頃から連携を図りやすい体制づくりに努め、子育て家庭への地域での見守り体制の充実を図ります。
- ⑤ 「岩手県子どもの幸せ応援計画」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てるよう、子どもの貧困対策に向けて、学習環境の整備や福祉部門との連携強化などの教育の支援、相談事業の充実などの生活の支援、金銭の給付や奨学金の貸与などの経済的支援、保護者に対する就労支援等に取り組みます。
- ⑥ 子ども食堂や学習支援など地域において子どもの支援に取り組んでいる団体の活動を支援し、官民一体となって地域における子どもの居場所づくりを推進します。
- ⑦ 家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちに対して、家庭的環境での養育を促進するため、「岩手県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託等の推進や児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実を図るとともに、施設を退所した子ども等への相談援助や就労支援などの充実を図ります。
- ⑧ 地域やコミュニティにおいて、子どもの育ちと学びを支えるため、地域学校協働活動の充実等により、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを進めます。

### 力 障がい児・者福祉の推進

#### 【目指す姿】

障がい児・者が、地域において必要な支援を受けながら安心して生活できるよう、障害福祉サービスや相談支援体制が整備されています。

また、障がいの有無や程度に関わらず、すべての人がその適性に応じて能力を十分に發揮し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、その機会の確保と参加支援の充実が図られています。

## 【課題等】

障がい児・者一人ひとりが、必要とするサービスを利用することで希望する地域において生活することできるよう、障がい福祉サービス基盤の整備及び相談支援体制の充実を図る必要があります。

## 【施策の方向性】

- ① 障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に向け、重層的支援体制整備事業や精神障がいにも対応する地域包括ケアシステムの推進など、市町村等の取組を支援します。
- ② 障がい児・者がニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう、基幹相談支援センターをはじめとした、市町村における相談支援体制の充実が図られるよう支援します。
- ③ 障がい者が希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して生活できるよう、市町村や障害福祉サービス事業所と連携し、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービスの基盤整備を進めます。
- ④ 相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関する仕組みづくりなどを協議する「地域自立支援協議会」の充実が図られるよう、広域振興局等を通じて支援します。
- ⑤ 地域生活を希望する施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行や地域生活支援を推進するため、地域のサービス基盤の整備とともに、研修による支援者の育成、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補う自立生活援助の利用促進等により、障がい者本人が希望する暮らしを支援します。
- ⑥ 障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備により、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が図られるよう、市町村等の取組を支援します。
- ⑦ 「岩手県医療的ケア児支援センター」における相談支援、関係機関と連携した包括的な支援体制の構築により、医療的ケア児やその家族への支援の充実を図ります。
- ⑧ いわて障がい者就労支援センターにおいて、施設外就労のマッチング支援や自主生産製品の販売、販路や業務受注の拡大等、総合的・多面的な支援を行います。
- ⑨ 障がい児・者やその家族が、「生活のしづらさ」についての自らの経験、ユニバーサルデザインの啓発、各種施策への提案など当事者の立場からの発信、ピアサポート/ピアカウンセラー・メンターなどの支援者としての役割を担うなど、その人なりの社会参画が促進されるよう、相談支援や交流会の開催などにより、当事者や当事者会・家族会等の活動を支援します。

### 【目指す姿】

県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域共生社会の実現が図られています。

### 【課題等】

医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、地域の特性に応じ深化・推進することが必要です。

また、喫緊の課題である介護人材確保に向けた取組を関係団体等と連携し進めることや、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みを踏まえるなど、地域の実情に応じた計画的な介護サービス提供体制の整備や充実が必要です。

さらに、県民の認知症に関する正しい知識と理解を促進し、認知症になっても希望を持って暮らせる地域づくりを進めることや、認知症の早期発見、早期対応ができる体制の整備が必要です。

### 【施策の方向性】

- ① 高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を促進します。
- ② 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所の関係者との協働・連携を推進し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。
- ③ 高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等の軽減や重度化を防止するため、住民主体の通いの場の創出や多職種の参画による効果的な介護予防の取組を促進します。

また、医療や介護、保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力して取り組む「地域リハビリテーション」の体制構築を推進します。

- ④ 増大する介護ニーズに対応するため、介護人材の量的確保と質的向上を図るとともに、職員がやりがいをもって働くよう、労働環境や待遇の改善、業務負担の軽減に向けた取組を支援します。

また、常に質の高いサービスが提供されるよう、研修等の充実を図り、介護職員の資質の向上を促進します。

- ⑤ 介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援するとともに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進し、入所待機者の解消を進めます。

また、高齢者が適切な介護サービスや介護予防サービスを受け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、サービス事業者の育成を図ります。

⑥ 認知症の人の意思が尊重され、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発や本人発信支援を推進します。

⑦ 認知症の早期発見・早期対応が行えるよう、治療体制や相談支援体制の充実、専門医療機関につなぐ一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症の相談・診療体制の更なる質の向上や関係機関の連携強化を図ります。

また、切れ目のない認知症への対応が可能となるよう、認知症ケアに関する医療・介護連携を推進します。

⑧ 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組を促進するとともに、認知症の人の社会参加を促進します。

また、若年性認知症支援コーディネーターが中心となり、若年性認知症の人やその家族への相談支援に取り組むほか、若年性認知症支援ネットワーク会議を通じて、関係団体との関係性を深め、互いの支援体制や実態を把握し、効率的な普及啓発の方法や支援体制を検討していきます。

## ク 困難な問題を抱える女性への支援等

### 【目指す姿】

困難な問題を抱える女性への理解と支援の輪が広がることにより、安心して心豊かに暮らせる、暴力のない社会づくりが進められています。

### 【課題等】

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。

孤独・孤立対策といった視点も含め、支援を必要とする女性が抱える問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供する必要があります。

### 【施策の方向】

いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画に基づき、以下の施策を推進します。

① 支援対象者が相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるほか、自分がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るとともに、暴力を許さない社会づくりのために、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を推進するなど普及・啓発を図ります。

- ② 相談支援は、支援対象者と支援者との間の信頼関係を築きながら、必要とする支援に適切につなげるための重要な過程であることから、支援対象者が、安心して身近なところで相談でき、また、同伴する子どもを含め、安全に保護されるよう、相談支援の充実を図ります。
- ③ 支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することができるよう、住宅の確保、就業支援などを行います。
- ④ 支援対象者の多様なニーズに応じて、地域の関係機関等の連携・協働による支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援ができるよう、行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体等との協働に努めます。

## ケ がん、難病等を有する方への支援

### 【目指す姿】

がん患者や難病患者が、心身や生活状況に応じた適切な医療や支援を受けながら、その人が希望する生活を営むことができます。

### 【課題等】

がん患者や難病患者数は年々増加しており、早期診断や治療技術等の進歩により生存率の向上が図られていますが、長期の療養による心身の負担、治療やサービス利用の経済的な負担が大きいほか、離職により生活困窮となる場合があります。

また、がん患者や難病患者が身近な地域で必要な医療や支援が受けられるよう、地域における医療や福祉支援の体制の充実を図る必要があります。

### 【施策の方向】

- ① がん患者とその家族が可能な限り、質の高い生活を送ることができ、また、住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、在宅医療や介護との連携を含めた地域における連携体制の構築に向けて取り組みます。
- ② がん診療連携拠点病院等に設置した相談支援センターの機能強化を図るとともに、介護・福祉、教育、労働等の、多分野の関係機関との連携、サロン活動の充実などにより、がん患者や経験者に対する適切な相談支援や情報提供体制の充実強化に取り組みます。
- ③ 小児やAYA世代の教育や進学・就職に向けた支援、働く世代が治療と仕事を両立できる支援、高齢者や終末期における生活・介護等の支援など、その人の生活の質の維持や向上を図るために、関係機関との連携・協働により、ライフステージに応じた支援の充実に取り組みます。
- ④ 難病患者等の個々の症状に応じた相談支援を行う難病患者地域支援ネットワーク事業の推進を図るとともに、岩手県難病相談支援センターや岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センターにおいて、在宅で療養する難病患者の日常生活

における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行い、療養生活の充実を図ります。

- ⑤ 在宅難病患者等の安定した療養生活と生活の質の向上を図るため、保健、医療、福祉、教育、雇用等関係機関・団体で構成する難病対策地域協議会を設置し、地域におけるネットワークづくりを推進します。
- ⑥ 長期に治療と高額な医療負担となる難病、特定疾患、小児慢性特定疾病等、患者や保護者への医療費負担の軽減を図るため、医療費助成制度の利用普及に努めます。
- ⑦ がんや難病等の不安や悩みを軽減するため、患者や経験者本人、やその家族同士の交流による分かち合いや経験を踏まえた相談支援など、患者会や家族会等団体活動やピア・サポートの取組を促進します。

## コ 自殺予防

### 【目指す姿】

一人でも多くの自殺者を防ぐため、地域の特性に応じた総合的な自殺対策が官民一体となって実践されるとともに、一人ひとりの実情に応じた相談支援体制が整備されています。

### 【課題等】

本県の自殺者数は平成 15 年の 527 人、自殺死亡率 37.8 をピークに、中長期的には減少傾向にあるものの、令和 4 年の自殺者数は 250 人で、自殺死亡率 21.3 は全国 2 位となっています。

### 【施策の方向】

- ① 自殺対策推進協議会等を通じて多様な関係者と連携・協力を図りながら、人材育成をはじめとする包括的な自殺対策プログラムを推進するとともに、各地域の特性を勘案し、高齢者、生活困窮者、働き盛り世代、健康問題を抱える者、子ども・若者、女性の各対象に応じた対策や、相談支援体制の充実に重点的に取り組みます。
- ② 県内全ての地域において、人材育成や普及啓発などの包括的な自殺対策プログラムを各地域の特性を踏まえて実践します。
- ③ 生活のしづらさや悩みを抱える人が確実に必要な支援につながるよう、各種相談窓口の周知を図るとともに、関係機関のネットワーク強化による相談事業のワンストップ化を図ります。
- ④ 市町村や民間団体における地域の実情に応じた相談支援や普及啓発等の自殺対策の取組を支援します。
- ⑤ 自殺のハイリスク者の早期発見・早期対応を図るため、ゲートキーパー、傾聴ボランティアや心のサポーター等の自殺対策の担い手となる人材を養成します。

- ⑥ 県民一人ひとりが自殺の問題について正しい知識を持ち、身近な人の心の変化に気づき、声をかけ、見守っていくことができるよう、広報活動等を通じて広く普及啓発を行います。
- ⑦ 保健医療福祉関係者等を対象とした、うつ病等の精神疾患の対応力向上のための研修を実施するとともに、支援や治療につながった後も、自殺のリスクの高い人を地域の中でサポートし続けるため、相談対応力の向上を図るための専門研修を実施します。
- ⑧ 民間団体による相談支援や普及啓発等の取組に支援・協力し、官民一体となつた自殺対策を推進します。

## サ 依存症対策

### 【目指す姿】

医療、保健、福祉や事業者等の関係機関・団体等が連携し、不適切なアルコール・薬物の使用やギャンブルの防止が図られるとともに、依存症となった方の適切な治療、支援により再発防止や社会復帰が円滑に進められています。

### 【課題等】

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、健康障害の原因となるほか、本人やその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるだけでなく、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を引き起こすことがあります。

また、これら依存症は、誰にもなり得る可能性があり、適切な支援によって回復可能であるにも関わらず、本人の意思の問題として当事者や家族が問題の深刻さを認識しにくいといった特性や、治療や相談支援等に必要な情報を得にくいといった理由等から、当事者やその家族等に対する支援が必ずしも十分でない現状にあります。

### 【施策の方向】

- ① 依存症に関する普及啓発イベントの開催や学校における予防教育、入場管理制限等不適切なギャンブルの誘因防止等により、正しい知識の普及と不適切な飲酒・薬物使用・ギャンブル等を防止し、健康障害や二次的な社会的問題を予防する取組を推進します。
- ② 相談窓口の設置や家族教室の開催、多重債務相談の実施など、地域における相談支援体制の整備を推進するとともに、研修等により相談支援を担う人材の育成を図ります。
- ③ 依存症治療専門医療機関の整備や、専門治療を行う医療従事者等の養成、多分野の関係機関・団体との連携による適切な治療環境の構築を図ります。
- ④ 依存症である人等の再発防止や社会復帰を促進するため、関係機関・団体の連携により、自助グループへの参加や必要な生活支援等が実施されるとともに、自助グループ等を運営する民間団体の活動に対する支援を行います。

### 【目指す姿】

誰もが、地域住民の一員として社会的に孤立することなく、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ民間のサービス事業者、自治会・町内会等地域団体などから、必要な支援や情報等が提供されています。

### 【課題等】

社会経済状況の変化に伴い、一人暮らし世帯、夫婦のみや親子のみの世帯が増加するとともに、地域社会とのつながりも希薄化しています。

そのような状況下において、ひきこもりの状態にある人、生活困難を抱えながらも自ら相談に出向くことができない人やその家族など、福祉的支援を必要とする状況になっていても、地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」という問題が生じています。

社会的孤立の状態にある人々の中には、自ら積極的には社会と関わりを持たず、近隣住民等との関わりを拒絶するなどにより、必要な支援につながりにくく、生活困難の多重化・複雑化、心身の不調の悪化・遷延化や自殺のリスクが高まるといった課題があります。

### 【施策の方向】

福祉的支援を必要としている人や家族に必要な支援が届けられるよう、近隣住民等による普段からの見守りや声掛けなど、社会的孤立を防止する地域づくりに向けて、市町村が、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各福祉事業者や日常生活に密着したサービス事業者、町内会・自治会等と協働して次のような取組を進めることを支援します。

- ① 地域住民と支援者とが連携したアウトリーチ型の相談支援、居場所づくりなど、市町村におけるひきこもり地域支援センター事業や重層的支援体制整備事業といった地域における包括的な支援体制の構築により、ひきこもり状態にある方、生活困難を抱えながらも社会的に孤立している人や家族への支援に取り組みます。
- ② 民生委員・児童委員や近隣住民の方々は、ひきこもりや社会的孤立状態の早期発見、安否確認などの日常的な見守り、身近な相談相手、専門機関への橋渡しといった大切な担い手となることから、地域住民に対するひきこもりについての正しい理解の促進や相談支援に関する情報提供に取り組みます。
- ③ 岩手県ひきこもり支援センターや各保健所において、相談支援、家族教室やフリースペースを開催するなど、ひきこもり状態にある人やその家族への支援を行うとともに、研修による支援者の資質向上や連絡会による支援者間のネットワーク強化に取り組みます。

### 【目指す姿】

犯罪や非行のない安全安心に暮らせるまちづくりが進められるとともに、たとえ罪を犯しても、再び罪を犯すことなく、地域とのつながりの中で自立した生活を送ることができます。

### 【課題等】

本県の刑法犯の検挙者数は年々減少傾向にありますが、その半数は再犯者という状況であり、再犯の防止は地域の安全にとって大きな課題です。

罪を犯した人の状況をみると、窃盗犯の約5割が65歳以上の高齢者であるほか、知的や精神的な障がいが社会復帰の阻害要因となっている事案もみられることから、犯罪をした人の特性に合わせた支援が必要です。

また、矯正施設出所後に就職や住居確保ができない場合の再犯傾向が高いことから、入所中から就労や居住支援といった生活支援が必要です。

### 【施策の方向】

- ① 県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を図るため、「青少年の非行・被害防止県民運動」や「社会を明るくする運動」など、国、市町村、民間団体と連携した広報・啓発活動に取り組みます。
- ② 市町村における再犯防止推進計画の策定を支援します。
- ③ 地域生活定着支援センターを設置し、高齢又は障がいを有する矯正施設出所者の住居や就業確保、福祉サービス利用の支援など、社会復帰や地域生活への定着支援を行うほか、再犯防止推進法に基づき、矯正施設退所者の社会復帰支援に取り組みます。
- ④ 罪を犯した人であるということが支援導入の壁とならないよう、支援者の意識醸成を図るとともに、生活のしづらさに焦点を当て、生活困窮、高齢者や障がい者など福祉的なニーズを持つ人へのサービス利用を支援するほか、依存症、ストーカー、性犯罪など、精神科医療との連携による治療的な再犯防止支援を行います。
- ⑤ 社会で孤立することなく、地域とのつながりの中で自立した日常生活や社会生活が営めるよう、重層的支援体制整備事業の活用促進など、地域の居場所づくりや参加支援の取組を支援します。

### 【目指す姿】

年齢、障がいの有無、人種、国籍、言語、文化的背景、性別、性自認、性的指向、性別表現のほか、様々な生活上の「ちがい」に関わらず、すべての人がお互いを認め合い、共に地域で安心して暮らすことができています。

### 【課題等】

- 県内在留外国人の増加とともに、県民と外国人との交流機会が増加していることから、外国人にとっても暮らしやすい環境づくりのため、市町村、国際交流協会等の関係機関と連携して、外国人県民等の言葉の壁や生活上の不便の解消、互いの文化や習慣などの多様性の理解促進に向けた取組を進めていく必要があります。
- L G B Tなど性自認や性的指向を理由とした困難さを抱えている方は、不安や悩みを抱えながらも当事者であることを相談できない場合もあることから、安心して相談できる体制が必要です。また、県が実施した意識調査によると、L G B Tの内容の認知度は約3割に留まっており、性的マイノリティに対する差別や偏見が解消されるよう、多様な性への理解促進が必要です。

### 【施策の方向】

- ① いわて外国人県民相談・支援センターにおける外国人相談体制や情報提供体制の充実を図ります。
- ② 地域における国際化や多文化共生を更に進めるため、市町村や国際交流協会等を対象とする研修や、地域づくり関係者を巻き込んだワークショップ等を実施します。
- ③ 岩手県男女共同参画センターにおいて、L G B Tなど性的指向や性自認を理由として困難を抱えている方に対する相談支援を実施します。
- ④ セミナーや出前講座等を通じて、性別を超えた地域共生について県民の理解向上に取り組みます。
- ⑤ 市町村によるパートナーシップ制度の導入を促進するため、市町村に対する支援や県の対応サービスの充実に取り組みます。

## (2) 家族等への支援

介護や支援が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における様々なサービスの充実とともに家族等の果たす役割も大きいことから、ケアを担う家族が、安心して自分らしく生活できるよう、家族支援の取組を推進します。

### ア ケアラー支援の推進

#### 【目指す姿】

家族や親族の介護を担う人（ケアラー）が、自分自身も必要なケアを受けながら、家族の介護と自分らしい生活との両立を図ることができます。

#### 【課題等】

少子高齢化の進展、共働き世帯の増加といった社会構造の変化により、家庭内のケアの担い手が少なくなり、特定の家族に大きな負担がかかっています。

ケアラーの中には、介護や支援を必要とする家族へのケアの負担が大きいもの、誰も頼ることができずに悩みを抱えてしまっていたり、そもそも自分に支援が必要なことを知らずに心身の不調を来してしまうなど、自分が望む生活を送ることが出来ていらない場合があります。

#### 【施策の方向】

- ① ケアラーについての理解が深められ、ケアラー本人や周囲の人の気づきが促されるよう、地域における普及啓発を促進します。
- ② 介護等を必要とする人への支援にあたり、その家族の状態についても把握し、家族によるケアの状況や、家族全体の支援ニーズのアセスメントにより、サービス等の情報提供や相談支援、その他必要な支援につなぐなど、市町村、医療機関、福祉関係者等が連携した取組を促進します。
- ③ ケアラーの負担軽減を図るため、市町村やサービス事業者等が連携し、家族介護者教室やケアラーの交流、レスパイト事業など、ケアラー支援の取組を促進します。

### イ ヤングケアラーへの支援

#### 【目指す姿】

家族の介護や家事などを担っていても、必要な支援によりその負担が軽減され、学校生活、自分が希望する進学や就職など、自分が希望する進路が実現でています。

## 【課題等】

ヤングケアラーは、家族の介護や家事などを担うことで、学業に支障が出たり、年齢相応の子どもらしい生活の機会や進学や就職の制限など、本人の育ち全般に影響が生じる可能性があります。そのため、子どもに関わる福祉・教育関係機関・支援団体等が連携し、ヤングケアラーの早期把握と、必要な支援につなげる取組が求められています。

また、直接介護や家事を担っていなくても、介護等を必要とする家族（とりわけ、病気や障がいのあるきょうだい）がいる場合、日常的な気遣いなど心理的な負担等を抱えている子どもがいます。

## 【施策の方向】

- ① 地域全体がヤングケアラーについての理解が深め、ヤングケアラー本人や周囲の人の気づきが促されるよう、普及啓発や支援者研修を行います。
- ② ヤングケアラー状態にある子どもを早期に把握し、家庭の状況把握と必要な支援につなげられるよう、子どもの身近な居場所である学校等と市町村要保護児童対策地域協議会との連携強化を図ります。
- ③ 介護等を必要とする人への支援にあたり、その家族に子どもがいる場合には、その子どもの状態についても把握し、必要に応じて市町村要保護児童対策地域協議会につなぐなど、分野の枠を超えて、市町村、医療機関、福祉関係者等が連携した取組を促進します。
- ④ 各種情報提供やサービス利用へつなぐことによりヤングケアラーのケア負担を軽減するとともに、相談窓口の開設やサロンの開催などにより心理的な負担の軽減が図られるよう支援します。

## ウ ダブルケアへの支援

### 【目指す姿】

家族や親族等の育児や介護など、複数のケアを担うことになっても、各種サービスの利用とともに、ケアラー自身もケアを受けながら、自分らしい生活を送ることができます。

## 【課題等】

晩婚化・晩産化の傾向が進んだことで、30～40代の働き盛りの時期に、自らの出産や育児、親の介護等の問題に複合して直面することがあり、育児・介護と仕事との両立が難しく、収入の減少や心身のストレスなどを抱える場合があります。

また、複数のケアが同時進行するなか、どこに相談すればいいのかわからなかったり、窓口が複数となるため相談自体の負担が大きくなるほか、比較的ケアニーズが低い家族にしづ寄せが来たり、自分自身のケアを後回しにせざるを得ない場合もあります。

## 【施策の方向性】

- ① 地域全体がダブルケアについての理解を深めるため、セミナーの開催などにより普及啓発を行います。
- ② 育児と介護など、分野を超えた複合的な相談支援やサービス提供を行うため重層的支援体制整備事業など、地域における包括的な相談支援体制の構築に向けた取組を促進します。
- ③ ダブルケアなど複合的なケアを行っているケアラーの心理的負担の軽減を図るため、当事者によるサロンや交流会など、日頃の思いや悩みを共感できる居場所づくり、民間団体と連携した取組を支援します。

## エ 介護離職の防止

### 【目指す姿】

家族の病気や障がいにより、介護や支援を担うことになってしまっても、職場からの支援やサービス利用により、介護等と仕事の両立が図られています。

### 【課題等】

家族介護等を担う世代は、働き盛りで、職場で管理的な立場という人もおり、仕事と介護等の両立が難しい場合があります。職場に育児・介護休業や手当制度があっても、そもそも制度を知らなかったり、うしろめたさから利用していない場合があるほか、介護等の負担の大きさから転職や離職する場合もあり、ケアラーや家族、企業にとっても大きな影響があります。

## 【施策の方向性】

- ① 育児・介護休業や各種助成制度、福祉サービス等について、企業への周知を図るとともに、パンフレットやホームページにより広く情報提供を行います。
- ② 介護等を必要とする人への支援にあたり、その家族の状態についても把握し、家族によるケアの状況や、家族全体の支援ニーズのアセスメントにより、サービス等の情報提供や相談支援、その他必要な支援につなぐなど、市町村、医療機関、福祉関係者等が連携した取組を促進します。
- ③ ケアラーの負担軽減を図るため、市町村やサービス事業者等が連携し、家族介護者教室やケアラーの交流、レスパイト事業など、ケアラー支援の取組を促進します。
- ④ 育児や介護等で離職された方の復職支援のため、岩手労働局と連携した就職相談や新たな資格取得に向けた職業訓練の提供等の支援を行います。

## 4 福祉でまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアや障がい者の地域移行・地域生活支援など、各福祉施策によるまちづくりの推進に加え、住民参加による生活支援の仕組みづくりや多様な福祉活動を展開するボランティア・NPOの支援、社会福祉法人などの民間団体・企業等による地域貢献活動の促進などを通じて、ニーズに対応した新たな福祉サービスの創出や提供など、住民が主体となった「福祉でまちづくり」を進めます。

### (1) 地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり

住民が主体となった地域福祉の取組を促進するため、社会福祉行政の推進に住民が参画しやすい仕組みづくりや、高齢者や障がい者、子育て家庭などの日常の生活を住民参加により支援する仕組みづくりを進めます。

また、災害時に要援護者への支援を迅速かつ的確にできるよう、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定や福祉避難所の充実など市町村の取組を促進するとともに、災害派遣福祉チームの派遣体制強化や防災ボランティアの受入体制の構築を進めます。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心して生活できる「ひとにやさしいまちづくり」を進めます。

#### ア 社会福祉施策への住民参画の促進

##### 【目指す姿】

住民の生活に密着する社会福祉行政分野の計画や施策の立案、事業の実施や評価等に、地域住民が参画する仕組みが整備され、住民の意見等が反映されています。

##### 【課題等】

住民主体の地域福祉を推進するためには、市町村の各種福祉計画や福祉施策などの立案、事業の実施、評価などへの検討過程からの住民参画が必要です。

市町村において、福祉施策等に係る各種委員会や検討会などへの地域団体の代表の就任やパブリックコメント、住民懇談会など住民意見を反映する仕組みを活用し、住民が主体的に社会福祉行政に参画する機会を一層増やしていく必要があります。

##### 【施策の方向】

社会福祉施策への住民参画を推進するため、次のような取組を進めます。

- ① 市町村の各種福祉計画や福祉施策の立案過程において、地域住民が検討段階から参画できる仕組みづくりを支援します。
- ② 住民参画の意識啓発を図るため、広報などを活用し、地域福祉活動への住民参

加の意義や地域で求められている福祉活動、活動への参加方法などの情報提供を行うとともに、社会福祉施策への理解に向けた住民研修などを促進します。

- ③ 市町村と社会福祉協議会が連携し、CSWによるコーディネートの展開や自治会への働きかけなど、市町村が行う住民に身近な福祉サービスを、住民参加で運営・実施できる仕組みづくりを促進します。
- ④ 住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるため、「福祉マップづくり」や住民ワークショップの開催、取組事例の情報提供、重層的支援体制整備事業の活用促進により、相互交流のための拠点整備や地域生活課題に関する相談体制の確保など、地域住民の参画に向けた環境整備を促進します。

## イ 地域に根差した住民参加型の生活支援サービスの展開

### 【目指す姿】

買物や雪かきなど日常生活で必要な様々なニーズに、きめ細かく対応できる生活支援サービスが、住民主体で創出され、多数の住民参加を得ながら提供されています。

### 【課題等】

買い物や雪かき、子育ての悩みなど、日常生活に支援を必要としている住民が、地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の支え合いなどによるきめ細かな支援が必要です。

地域では、多様な生活上のニーズに応じて、近隣の住民や町内会・自治会、ボランティア団体、福祉活動を行うNPOなどによる生活支援サービスや高齢者・子育て親子のための「サロン」などの提供が行われていますが、人口減少、少子高齢化や過疎化の進行等により、外出支援など様々な生活支援ニーズが更に高まる一方、地域活動の担い手不足や、住民の生活上のニーズに応じた住民主体による生活支援サービスの創出と運営を支援する仕組みが十分整っていない、住民主体の活動やサービスの情報がよく知られていない、などの課題があります。

### 【施策の方向】

支援が必要な住民のニーズにきめ細かく応じた生活支援サービスを創出・提供していくため、次のような取組を進めます。

- ① 市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員協議会等が連携し、住民主体の生活支援サービスの創出や運営を支援する仕組みづくりを促進します。
- ② 地域の様々な生活上のニーズに応じた生活支援サービスの創出や提供につなげるためのコーディネーターの活動を促進し、民生委員・児童委員や自治会代表者などの地域住民との連携・協働による地域福祉活動の取組を支援します。

- ③ 県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会のホームページや広報誌等で住民主体の生活支援の実践例を掲載するなど、先駆・先進的な事例の紹介を図ります。
- ④ 福祉のまちづくりのコーディネートを行う市町村社会福祉協議会のCSWや自治会等地域関係者の地域ケア会議等への参画を促進するなど、支援を必要とする人の生活課題を解決するため、地域住民と支援関係機関が連携して取り組むための仕組み、ネットワークづくりを促進します。

## ウ 避難行動要支援者の把握と支援

### 【目指す姿】

災害発生時に自力での避難や被災後の避難生活が困難な住民を、普段から近隣住民等が見守り、災害発生時には、すばやく適切に支援できる仕組みが地域で確保されています。

### 【課題等】

地震や津波などの災害が発生したときに、高齢者や障がい者、外国人、難病患者などの要配慮者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためには、避難行動要支援者情報の共有、避難支援者の選定、避難経路、避難所の確認、ボランティアの受け入れ体制構築など、平常時からの取組が重要です。

災害発時の要配慮者への支援には、防災機関だけでなく地域住民の参加も重要ですが、必要な情報が住民に十分伝わっていない、避難支援者の確保が難しい、被災後の生活支援や精神的なケアなどの支援体制が必要などの課題があります。

### 【施策の方向性】

災害発時において要配慮者の避難支援及び被災者への支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、次のような取組を進めます。

- ① 市町村が避難行動要支援者への避難支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、避難行動要支援者名簿の作成・更新、避難支援等を行うための個別避難計画の作成、福祉避難所の指定や運営体制の充実など、市町村における避難行動要支援者の避難支援の取組を更に促進します。
- ② 県、市町村、市町村社会福祉協議会が連携し、災害時における要配慮者の生活支援やこころのケアなどを総合的に支援できる体制の整備を図ります。
- ③ 市町村、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、町内会・自治会等が協力し、「福祉マップづくり」に取り組むなど、平常時から要支援者の把握や避難支援者の選定、支援方法の取り決めなどの検討が行われるよう支援します。
- ④ 市町村、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会・町内会等が相互に協力し、災害の発生に備えて、地域の民生委員・児童委員等を中心とした近隣住民による普段からの見守りや声掛けの地域の仕組みづくりを促進し

ます。

- ⑤ 消防機関や地域の自主防災組織、民生委員・児童委員など、避難行動要支援者の避難支援を担う関係者と平常時からの情報共有を図るなど、市町村における支援関係者との連携体制の構築を促進します。
- ⑥ 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、平常時から、関係機関・団体による防災ボランティア支援ネットワークを構築するなど地域で防災ボランティアを円滑に受け入れる「受援力」を高める取組を推進します。
- ⑦ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、大規模災害時に避難所等において、要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを担うため、全国に先駆けて設置した「災害派遣福祉チーム（DWAT）」について、官民学の関係団体とともに派遣体制の充実・強化を図ります。

## エ ユニバーサルデザインの普及・促進

### 【目指す姿】

住宅や建物、道路、バス、公園など「まち」を構成する全てのものが、ユニバーサルデザインの理念に基づいて形作られ、子どもから高齢者まで様々な人々が安心して生活しています。

### 【課題等】

障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人の社会参加の機会が確保される地域づくりのために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「ひとにやさしいまちづくり」を推進するとともに、その理念の普及を図ることが必要です。

県では、「ひとにやさしいまちづくり条例」や「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を制定し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共的施設の整備や、ひとにやさしいまちづくりの意識啓発などに取り組んできましたが、ユニバーサルデザインの理念や推進の必要性の周知、ひとにやさしいまちづくりについて多様な人々の意見を反映する仕組みづくり、ひとにやさしいまちづくり条例に定める施設の公共的施設整備基準への適合の促進などを一層進めていく必要があります。

### 【施策の方向性】

ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、誰もが安心して生活できるひとにやさしいまちづくりを推進するため、次のような取組を進めます。

- ① ユニバーサルデザインや心のバリアフリーの理念や考え方などの普及啓発を図るため、講演会やフォーラム等を開催します。
- ② 年齢、性別、国籍、障がいの有無や性自認や性的指向に関わらず、様々な人が社会参加でき、その人らしく生活することができるよう、人権教育やSNS等を活用した広報により、暮らしやすい環境づくりの取組を促進します。
- ③ 援助や配慮を必要としている方のマークとして全国に普及している「ヘルプマ

ーク」や、障がい者や難病患者等の各種マークの活用により、人を思いやる意識の啓発を進めます。

- ④ 県有施設を整備する場合の利用者等の意見を聴取する仕組みにより、意見把握からその反映にいたる一連の取組をモデルとして示し、民間施設への波及を促進します。
- ⑤ 公共的施設整備基準への適合を促進するため、県が策定している「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の一層の周知に努め、事業者の意識啓発を図ります。

## (2) 多様な担い手（主体）による地域福祉の取組

地域の福祉的課題において、地域住民による自主的活動、ボランティアや福祉活動を行うNPOはもとより、社会福祉法人による地域公益事業や農福連携等の取組のほか、企業による地域貢献活動など、様々な担い手が主体となって地域の福祉課題に参画できるよう、その取組を支援します。

### ア ボランティアや福祉活動NPO等の活動支援

#### 【目指す姿】

ボランティアや福祉活動を行うNPO等が、地域の様々なネットワークを活かし、地域住民、各種団体・企業、行政と協働しながら、地域の福祉ニーズに対応しています。

#### 【課題等】

地域の福祉ニーズが多様化、複雑化し、従来の公的な福祉サービスだけでは対応できない状況がみられています。

そのような状況の中、地域の身近な担い手として、ボランティア活動やNPO活動への期待が高まってきていますが、活動の立ち上げや継続のための資金確保や運営支援が必要です。

また、各団体による活動を機能的・効果的に展開させるため、団体相互の情報交換や協働が必要であり、コーディネート機能の充実も求められます。

#### 【施策の方向】

ボランティア団体やNPOが相互に連携し、地域の多様な福祉ニーズに対応した福祉活動を開拓するため、次のような取組を進めます。

- ① 県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が協働し、ボランティア活動への関心を高め、地域の各種ボランティア団体やNPO活動への参加を呼びかけるため、ボランティア講座・体験会の開催や、ホームページ・パンフレット等を活用した情報提供を支援します。

- ② 市町村社会福祉協議会や中間支援団体を中心として、地域のボランティア団体や福祉活動を行うNPO等との連携強化を図るため、社協ボランティアセンター等による情報交換や活動のコーディネートを支援します。
- ③ 県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会や中間支援団体等において、ボランティア団体やNPO等の新たな福祉活動などを支援するため、団体が利用できる各種助成制度の情報提供の促進を図ります。
- ④ 県社会福祉協議会と県共同募金会が連携し、ボランティア団体等が活動に要する資金を確保し、継続した活動ができるよう支援します。
- ⑤ 県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会への支援のほか、広域的な観点から、福祉人材の確保・育成や社会福祉事業経営への指導等、地域福祉の推進において大きな役割を担っていることから、その運営と機能の充実に向けた取組を支援します。

## イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進

### 【目指す姿】

社会福祉法人や福祉サービス事業者が福祉の専門的な知識・技能や運営する施設等の機能を活かし、住民等の相談や福祉活動への支援を行うほか、地域の実情に即した多様な地域福祉活動等の創出に貢献しています。

### 【課題等】

社会福祉法人や福祉サービス事業者は、専門的な知識や技能などを持つ人材や支援のノウハウを有していることから、公的サービス提供の他、近隣住民からの相談やボランティアの受入れ、住民の福祉学習の場の提供など、地域の社会資源としての役割が期待されていますが、その機能が十分に活用されていません。

特に、公益性の高い社会福祉法人は、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」として、地域の関係機関との連携や役割分担を図りつつ、積極的に地域へ貢献していくことが求められていますが、各法人が策定する社会福祉充実計画に基づいた地域公益事業の実践が少ない状況です。

### 【施策の方向】

- ① 県、県社会福祉協議会が連携し、セミナーや各種法人・事業者指導を通じて、「地域における公益的な取組」の事例紹介を行うなど、地域貢献に関する情報提供や意識啓発を行います。
- ② とりわけ、高い公益性を有する社会福祉法人においては、人口減少・少子高齢化の進行や様々な社会資源の有無といった地域の情勢を分析するとともに、地域住民が抱える多様な福祉ニーズを把握し、インフォーマルサービスの提供や新たなサービスの創出など、法人の自主性、創意工夫に基づく「地域における公益的な取組」が行われるよう、その活動を支援します。
- ③ 地域における福祉に関する様々な相談、福祉ボランティア養成、福祉学習、介

護等技能研修や地域福祉活動支援等といった法人の地域貢献活動を通じ、地域住民、各種団体や行政との協働が促進され、地域における福祉活動全体が活性化されるよう、その取組を支援します。

## ウ 企業の地域貢献活動の促進

### 【目指す姿】

多くの企業で、社会貢献を重要な使命に位置付け、積極的に地域貢献活動を行っており、従業員がボランティア活動等に参加しやすい環境が整っています。

### 【課題等】

企業が社会に果たす役割や責任等の意識の高まりを受けて、ボランティア休暇制度の導入や社員の地域活動への参加奨励など、地域貢献活動に対する企業の理解も深まっています。

企業の地域活動への参加は、企業自らが地域社会の一員であることを認識し、活動資金の提供や専門的な技能、技術などを活かした物的、人的な貢献活動が望まれますが、ボランティア休暇やボランティアの情報提供等、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境づくりや、企業に期待される地域活動に関する情報の提供、企業と地域の連携をコーディネートする機能の充実などを一層進める必要があります。

また、県では、「ひとにやさしい駐車場利用証制度による指定駐車施設に関する協定」などのほか、様々な分野で民間企業等との協定締結による連携・協働を進めており、今後も地域福祉の推進に向けて必要な協定締結を進め、企業の地域貢献活動を促進していく必要があります。

### 【施策の方向性】

企業が地域のニーズに対応して、積極的に地域貢献活動を行うため、県、市町村、社会福祉協議会が、民間企業で構成する団体等と連携し、次のような取組を進めます。

- ① 企業が積極的に社会貢献活動に取り組むよう、企業の理解促進を図ります。
- ② 企業の様々な資源（人材、機材、資金等）を地域ニーズに対応した活動に結びつけるコーディネートの仕組みづくりを促進します。
- ③ 自治体との連携による高齢者の見守りや買い物支援など、積極的に社会貢献活動を行っている企業の活動内容等の周知を図ります。
- ④ 第1次産業が盛んである本県の特徴を生かし、行政、関係機関・団体の連携により、障がい者等が農業分野で働く「農福連携」や水産業分野で働く「水福連携」の取組を進めます。
- ⑤ 地域貢献活動を希望する民間企業等との協定締結を進めるなど、県と企業等との連携・協働の取組をより一層推進します。

### (3) 地域福祉活動における多様な財源の活用

ボランティアやNPOをはじめ、住民が任意で組織する団体などが、地域でスムーズに福祉活動ができるよう、各種基金や民間資金を活用しやすいようにするとともに、共同募金や歳末助け合いなどの善意による寄付の意識を高め、地域福祉活動の財源としての活用を支援します。

#### ア 各種基金及び民間資金の活用

##### 【目指す姿】

住民や団体等の地域福祉活動を支える財源として、各種基金や民間資金があり、これらの基金や資金を活用して、地域福祉活動が活発に行われています。

##### 【課題等】

地域福祉活動に活用できる各種の基金や民間資金はあるものの、助成の内容や申請手続などの情報が十分周知されていない、利用するための手続きが煩雑である、助成額や助成対象の範囲が限られており利用しにくい、などの課題があります。

##### 【施策の方向性】

各種基金や民間資金が有効活用されるよう、次のような取組を進めます。

- ① 県、市町村と社会福祉協議会、中間支援を行うNPO等が連携し、福祉活動に利用できる各種基金や民間資金の助成内容、申請手続、クラウドファンディング等の様々な資金調達の手法（ファンドレイジング）に関する情報提供を進めます。
- ② 岩手県福祉基金、いわて保健福祉基金やいわて子ども希望基金による助成について、適宜各種手続きや助成対象事業の見直しを行うほか、助成実績の紹介により活用の促進を図ります。

#### イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進

##### 【目指す姿】

住民や企業、団体などが、共同募金や歳末たすけあい運動に積極的に協力し、共に支え合い、助け合う、共助の意識による寄付への理解が進み、寄付が地域福祉活動を支える重要な役割を担っています。

##### 【課題等】

共同募金や歳末たすけあい運動による寄付は、様々な民間の社会福祉活動を支える財源としての役割を果たしており、「助け合いのこころ」を育む運動として、社会福祉

に対する住民の理解と関心を高めるとともに、募金運動を通じて児童、生徒の福祉教育にもつながっています。

そのため、助け合いなどの意識の醸成とともに、地域福祉活動等の財源として、共同募金や歳末たすけあい運動などの寄付はますます重要となります。寄付の意識が一般化していない、寄付がどのように使われているか分かりにくい、募金の呼び掛けを幅広く展開する必要がある、などの課題があります。

### 【施策の方向性】

共同募金や歳末たすけあい運動への住民等の協力を促進するため、次のような取組を進めます。

- ① 共同募金活動への地域住民の理解促進を図るとともに、積極的な協力が得られるよう、共同募金の意義や助成方法の透明化、使途の公表などの広報活動を促進します。
- ② 岩手県共同募金会による共同募金や歳末たすけあい運動の活性化を図るため、ボランティアによる募金活動と活動のための手引きの充実・普及に努めます。
- ③ 岩手県共同募金会は、社会福祉協議会と連携し、ホームページや広報等による募金の呼び掛けや、企業やイベント主催者等に募金運動への協力を働きかけるほか、クラウドファンディングの導入など、様々な方法による募金活動を促進します。

## 5 被災経験を活かした支援体制づくり

東日本大震災津波の発生により、沿岸部を中心に多くの方が被災され、復興事業が進む一方で、被災された方の高齢化、人口流出による地域の担い手の減少、新たなコミュニティにおける生活の孤立化が懸念されるなど、依然として多くの課題が指摘されています。そのため、今後も中長期的な視点により、被災者や被災地域への支援を継続していきます。

また、平成 28 年の台風 10 号災害など、近年、大規模な自然災害が頻発しており、東日本大震災津波における様々な支援の経験を踏まえ、今後の災害に備える必要があります。

### (1) 東日本大震災津波における被災者支援

被災者の新たな生活環境において、それぞれの実情に応じた生活支援サービスが創出されるなど、被災者が安心して生活できる環境づくりが求められています。そのため、被災者の福祉的ニーズと関係機関・団体間のコーディネーター役となる人材の確保・育成を図るとともに、多職種連携の取組や関係機関・団体等の横断的なネットワークの強化を進め、被災者の生活再建のステージに応じた見守り支援や新たなコミュニティの形成・活動の定着など、中長期的な見守り支援体制の充実を促進します。

#### ア 安心して生活できる環境づくり

##### 【目指す姿】

新たな生活環境で安心して生活できるよう、被災された方のニーズにきめ細やかに対応した福祉サービスや生活支援サービスが提供されています。また、身近な生活支援活動やサービスが住民の参加により運営・提供されています。

##### 【課題等】

災害公営住宅では、令和 5 年 4 月末時点で、高齢者を含む世帯の割合が 6 割以上、一人暮らしの高齢者世帯の割合が約 4 割となっており、住民の高齢化による地域活動の担い手不足や自治機能の低下、新たなコミュニティ形成の難しさなど、災害公営住宅の入居者が地域から孤立することが懸念されます。

また、震災後、市街地から離れた地域に転居したことにより買い物や通院等のための生活支援サービスの確保など、生活環境が大きく変化したことに伴い、様々な課題が生じています。

##### 【施策の方向】

県と市町村が連携し、次のような取組を進めます。

- ① 県と市町村が連携して、ユニバーサルデザインの普及促進に努めるとともに、住民参画によるまちづくりを支援します。
- ② 市町村、市町村社会福祉協議会等が連携して、生活支援相談員や民生委員・児童委員等による被災者の見守り支援を行うとともに、地域住民の参画により、相互に見守り、支え合う地域づくりを進めます。
- ③ 県、市町村、相談機関や医療機関等が連携し、福祉・保健・医療連携による総合的なマネジメントを促進し、ニーズに的確に対応したサービスの創出・提供が図られるよう支援します。
- ④ 被災地支援事業で実施されている見守りやコミュニティ形成支援の取組が、沿岸市町村の一般施策に受け継がれ、中長期的な見守り等支援体制が充実し、地域包括ケアシステムのび深化・推進が図られるよう、地域包括支援センターの機能強化をはじめとした市町村の取組を支援します。
- ⑤ 災害公営住宅等においては、高齢化、住民の自治機能の低下を前提とした支援の枠組みとして、生活支援相談員等の支援従事者による地域支援拠点の設置などCSWと連携した地域福祉活動を進め、周辺地域を含めた福祉コミュニティの形成を支援します。
- ⑥ 生活支援相談員による被災者への個別の支援、応急仮設住宅や災害公営住宅におけるコミュニティ支援の取組を、被災地域全体の地域福祉活動へ発展させて行くため、重層的支援体制整備事業の活用など、地域における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。

## イ 新しいコミュニティの活性化

### 【目指す姿】

被災された方と、その方々を取り巻く地域の住民が、お互いに主体性を持つて、地域の多種多様な交流活動に積極的に参画しています。

### 【課題等】

震災の影響で、人口が減少したり、高齢化が進展した地域の方々や、住み慣れた地域を離れて、災害公営住宅等に移り住んだ被災者の方々では、震災前のコミュニティの仲間との交流の機会を失ったり、新たな地域での交流を持てないでいるなどの課題があります。

### 【施策の方向】

- ① 市町村や市町村社会福祉協議会等が連携して、地域住民が主体となったサロンなどの地域活動を促進します。
- ② 被災者と支援者、あるいは被災者同士による世代を越えた交流、地域の町内会・自治会とのふれあい、さらには、内陸避難者と地域住民との交流を促進します。
- ③ 元気な高齢者や障がい者、子どもなど地域の様々な方々が主体的に参画できる

地域活動の創出を支援します。

- ④ 災害公営住宅など新たなコミュニティに移行した後も、地域住民等による地域福祉活動が行われるよう、市町村や市町村社会福祉協議会等が連携して地域活動の担い手の育成とともに、被災地の支援に必要なボランティアの確保に努めます。

## (2) 今後の災害への備え

東日本大震災津波における地域福祉支援の経験を踏まえ、今後の災害への備えとして、全県的な視点で災害支援における専門的能力を備えた福祉・介護従事者や、施策を立案する福祉行政職員とともに、地域住民の主体的な参画や、地域福祉活動を率先して行うボランティアなどの育成が必要です。

これら福祉専門職や地域住民等との協働により、被災者の実情に応じた生活支援サービスの創出と提供が行われるよう、被災者支援に従事する人材の確保・育成を進めます。

### ア 担い手の育成・確保

#### (ア) 被災者支援に従事する者の確保・育成

##### 【目指す姿】

要援護者のニーズに応じた質の高い福祉サービスの提供や福祉コミュニティ形成の支援が行われるよう、資質の高い福祉・介護事業等に従事する人材が十分に確保・配置されています。

##### 【課題等】

東日本大震災津波から（13）年が経過しましたが、被災された方への支援は中長期的に継続していく必要があります、引き続き、支援の担い手の確保や育成が必要とされています。そのため、今後起こりうる災害に備えるため、発災時の緊急対応から、復興に向けた中長期的な支援まで、復興段階に応じて被災者に寄り添いながら支援する人材育成が必要です。

しかし、福祉・介護従事者の中には、業務負担や待遇への不満等による離職が課題とされているほか、人口減少などによる全般的な労働力不足と相まって、福祉・介護従事者等の人材不足は深刻な状況となっています。

そのため、平常時から、災害発生時の被災者支援を志向した準備を計画的に進めておく必要があります。

##### 【施策の方向】

関係機関、団体が連携し、岩手県立大学等の協力を得ながら、次のような取組を進めます。

- ① 大規模災害時に避難所等において、災害時要配慮者の福祉・介護等のニーズ把

握や応急支援などを担う「災害派遣福祉チーム（D W A T）」について、派遣体制を強化するとともに、研修・訓練等を実施し、災害時に即応できる人材の確保・育成に努めます。

- ② 災害発生時、避難行動、避難所の運営から被災地の新たなコミュニティ形成や中長期的な支援の継続に至る包括的な支援の実施に向け、防災や福祉関係者だけでなく、地域住民を含めた、地域の様々な分野が参画した研修などを実施し、意識啓発や知識・技術の習得による支援者の資質向上を図ります。
- ③ 市町村、市町村社会福祉協議会等が連携し、被災者を含めた地域住民が主体となって、日頃から介護等の支援を要する地域住民の状況を把握するとともに、避難が必要となった場合の対応想定を行うなど、市町村、サービス事業者、社会福祉協議会、地域住民の協働により準備が進められるよう支援します。
- ④ 災害発生時の円滑な情報伝達や避難行動につなげるため、県、県社会福祉協議会、市町村、市町村社会福祉協議会等が連携し、CSWや生活支援相談員など、日頃から地域住民に寄り添う支援従事者の養成・育成に努めます。
- ⑤ 被災者の自立・再建プロセスを支援する災害ケースマネジメントの体制整備に向け、県、市町村の防災や福祉部局、地域の様々な関係機関・団体を対象とした研修などを実施し、取組への理解促進や支援スキルの習得など支援者の資質向上を図ります。

#### (イ) ボランティアの確保・育成、受入れ体制の整備

##### 【目指す姿】

災害ボランティアの円滑な受入れにより、被災者や被災地域のニーズ合わせた支援を行うことが出来ています。

##### 【課題等】

東日本大震災津波において、県内外から多くのボランティアによる支援をいただきましたが、市町村社会福祉協議会が被災するなど、ボランティアの受入・調整が難航したり、被災者のニーズとボランティアが提供する活動とのミスマッチが生じるといったことがありました。

また、各地で自然災害が発生していることから、今後起こりうる災害への対応のため、平時から災害ボランティアの受入体制を整備するなど、「受援力」を高める必要があります。

##### 【施策の方向性】

- ① 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、関係機関・団体による防災ボランティア支援ネットワークを構築するとともに、平常時から各機関・団体の専門性や特徴を共有し、災害ボランティアセンターの設置運営研修等を実施するなど、災害ボランティアによる支援体制の充実を図ります。
- ② 被災者や被災地域のニーズを把握し、被災状況や必要とする支援について積極

的に発信するなど、活動を希望する災害ボランティアや支援団体への適時適切な情報提供を行います。

- ③ 効果的かつ効率的な被災者支援を行うため、災害時にN P O・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う災害中間支援組織との平時からの連携体制の構築を図ります。

## イ 日頃からの備え

### (ア) 避難行動要支援者の把握と支援 《再掲》

#### 【目指す姿】

災害発生時に自力での避難や被災後の避難生活が困難な住民を、普段から近隣住民等が見守り、災害発生時には、すばやく適切に支援できる仕組みが地域で確保されています。

#### 【課題等】

地震や津波などの災害が発生したときに、高齢者や障がい者、外国人、難病患者などの要配慮者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためには、避難行動要支援者情報の共有、避難支援者の選定、避難経路、避難所の確認、ボランティアの受入れ体制構築など、平常時からの取組が重要です。

災害発時の要配慮者への支援には、防災機関だけでなく地域住民の参加も重要ですが、必要な情報が住民に十分伝わっていない、避難支援者の確保が難しい、被災後の生活支援や精神的なケアなどの支援体制が必要などの課題があります。

#### 【施策の方向】

災害発生時において要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、次のような取組を進めます。

- ① 市町村が避難行動要支援者への避難支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、避難行動要支援者名簿の作成・更新、避難支援等を行うための個別避難計画の作成、福祉避難所の指定や運営体制の充実など、市町村における避難行動要支援者の避難支援の取組を更に促進します。
- ② 県、市町村、市町村社会福祉協議会が連携し、災害時における要配慮者の生活支援やこころのケアなどを総合的に支援できる体制の整備を図ります。
- ③ 市町村、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、町内会・自治会等が協力し、「福祉マップづくり」に取り組むなど、平常時から要支援者の把握や避難支援者の選定、支援方法の取り決めなどの検討が行われるよう支援します。
- ④ 市町村、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会・町内会等が相互に協力し、災害の発生に備えて、地域の民生委員・児童委員等を中心とした近隣住民による普段からの見守りや声掛けの地域の仕組みづくりを促進します。
- ⑤ 消防機関や地域の自主防災組織、民生委員・児童委員など、避難行動要支援者

の避難支援を担う関係者と平常時からの情報共有を図るなど、市町村における支援関係者との連携体制の構築を促進します。

- ⑥ 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、平常時から、関係機関・団体による防災ボランティア支援ネットワークを構築など、地域で防災ボランティアを円滑に受け入れる「受援力」を高める取組を推進します。
- ⑦ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、大規模災害時に避難所等において、要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを担うため、全国に先駆けて設置した「災害派遣福祉チーム（D W A T）」について、官民学の関係団体とともに派遣体制の充実・強化を図ります。

## イ 福祉避難所の整備

### 【目指す姿】

災害発生時に介護等が必要な方が安心して避難できるよう福祉避難所が整備され、避難中に必要な支援が受けられています。

### 【課題等】

介護等が必要な避難行動要支援者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下、症状や要介護度の重度化などの二次被害が生じるおそれがあります。

### 【施策の方向性】

- ① 市町村において、バリアフリー化等必要な配慮がされた福祉避難所の確保・充実に向け、社会福祉施設やサービス事業者、宿泊業者との連携を促進します。
- ② 市町村防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じ、要配慮者の状況や意向を踏まえて事前に福祉避難所ごとの受入調整を行うなど、指定施設への直接避難も含めて災害発生時の円滑な避難が促進されるよう体制を整備します。

## 6 市町村の体制づくり

地域福祉推進の中核である市町村は、地域福祉の主体である住民の主体的な参画を得ながら、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、地域の社会福祉事業者等の多職種・多機関と連携し、「地域共生社会」の実現を目指し、地域の生活・福祉課題の解決に向けた取組を進める必要があります。

このため、県では、市町村において、それぞれの地域福祉計画に基づき、住民や関係の多職種・多機関と連携して地域の生活・福祉課題を解決できるよう、重層的支援体制構築をはじめとした、地域における包括的な支援体制づくりを支援します。

### (1) 地域福祉計画に基づいた施策の推進

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉の主体である地域住民や市町村社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す、大変重要な計画です。

県では、市町村が、保健・福祉・医療の各関係団体をはじめ、NPOやボランティア、地域住民等との連携体制を構築し、地域の特性等に応じた地域福祉を推進できるよう支援します。

#### 市町村計画を推進するための支援

##### 【目指す姿】

全ての市町村において、地域福祉計画に基づき、住民や関係機関・団体との連携の下で地域福祉の充実に向けた取組が進められています。

##### 【課題等】

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童などの分野ごとの専門的な支援体系を連結し、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるように、行政と住民が一体となって包括的に取り組む方針を示すものであり、地域住民と行政が協働で計画を策定し、推進していくことの意義について地域住民に十分理解してもらう必要があります。

##### 【施策の方向】

- ① 岩手県地域福祉推進協議会において、社会福祉協議会や関係団体等と地域福祉推進に向けた連携を図り、市町村において、関係団体と連携した推進体制が構築されるよう支援します。
- ② 「地域共生社会」の実現に向け、各市町村で策定された市町村計画に基づいた地域福祉施策が推進されるよう、重層的支援体制構築に向けた後方支援として、研修会の開催や学識経験者等による専門的な支援を行うなど、市町村の業務体制

が充実されるよう支援します。

- ③ 国が示している市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを踏まえるとともに、地域福祉施策の実施状況の評価、地域における福祉的ニーズの把握により、市町村計画の改定が適切に行われるよう、適宜、助言や情報提供等の支援を行います。
- ④ 地域福祉推進フォーラムや福祉に関する各種セミナー等を開催し、県民の地域福祉に関する意識啓発を進めます。

## (2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援

多様化・複雑化する地域住民の福祉ニーズに的確に対応していくため、市町村において、こうしたニーズに包括的に対応できる体制が必要です。併せて相談支援につながりやすい体制も必要です。

このため、多機関、多職種と連携した総合相談窓口の設置や、課題を抱えた住民に対し各相談機関等が協働してアウトリーチにより支援を行うなどの取組ができるよう、重層的支援体制の構築など、市町村における包括的な支援体制づくりを支援します。

### ア 市町村が抱える課題・ニーズ

#### 【目指す姿】

各市町村において、地域が抱える課題を把握し、地域住民や関係機関・団体等と連携した施策が展開されています。

#### 【課題等】

市町村は、住民に身近な基礎自治体として、地域における相談や支援において重要な役割を担っていますが、職員不足により、一人で複数の業務を兼務しなければならないことや、社会福祉士等の有資格専門職員が少ないと、人事異動等により、福祉分野の制度等についての知識がない職員が配置されることがあります。

また、地域の社会資源が少ない自治体では、住民一人ひとりの福祉的ニーズに合わせた適切な支援につなげられない場合があります。

#### 【施策の方向】

- ① 市町村において、福祉分野に留まらず、庁内連携やまちづくりに関連する各分野の事業者等との連携体制の構築、各種支援等のコーディネートを担う専任職員や福祉専門職員の配置が促進されるよう、市町村担当課長会議等を通じて働きかけを行います。
- ② 社会福祉行政職員研修や、各分野における専門研修のほか、専門相談機関による技術的助言等により、市町村職員の資質向上が図られるよう支援します。
- ③ 重層的支援体制整備事業を活用した広域的な多機関連携や、各種支援団体や企

業等との協働による新たなサービスの創出などにより、地域の実情に合わせた包括的支援体制の構築が図られるよう、アドバイザー派遣や各種情報提供など後方支援に取り組みます。

## イ 市町村における包括的支援体制、重層的支援体制整備に向けた支援

### 【目指す姿】

全ての市町村で、地域住民、各関係機関・団体との協働により、支援を必要とする住民へ包括的な支援体制が整備されています。

### 【課題等】

多くの市町村で、総合相談窓口の設置など地域住民の相談を包括的に受け止めるための取組が行われていますが、住民が身近なところで相談をはじめ包括的な支援を受けられるよう、地域への拠点の整備のほか、課題を抱えながら相談支援につながっていない住民を把握し、アウトリーチ等により支援する体制の整備を進め、個別課題の解決を積み重ねていくことにより、様々なニーズを抱える住民を支えることができる地域づくりを進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

- ① 地域包括支援センターなど地域に配置されている既存の社会資源を活用しながら、市町村社会福祉協議会や生活困窮者自立相談支援機関など多機関と連携し、住民の身近なところで、生活上の困難を抱えるすべての人を対象とした包括的な支援が行える体制が構築されるよう、市町村における体制づくりを支援します。
- ② 市町村社会福祉協議会のCSW（地域福祉活動コーディネーター）や、生活困窮者自立相談支援機関など各相談支援機関の相談支援員等が、市町村や民生委員等と情報共有し、アウトリーチにより、住民の身近なところで、相談支援につながっていない住民への支援が行える体制が構築されるよう、市町村における日常生活圏域毎の総合的な相談支援体制づくりを支援します。
- ③ 重層的支援体制整備事業について、実施市町村の事業概要や取組事例などの情報提供を行うなど、市町村における事業の活用を促進します。
- ④ 県庁内関係部局の担当者間の情報共有を図るなど、福祉分野に限らず、消費生活、まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通等様々な分野と連携し、各分野においても地域における包括的な支援体制の構築に向けた市町村の取組を支援します。

## V

## 計画推進の評価・検証

計画に基づいた地域福祉推進の取組等を評価・検証するため、評価の目安とする項目の現状値の比較や施策、各事業の取組状況等を基に県において自己評価するとともに、評価結果について、岩手県地域福祉推進協議会において検証し、今後の地域福祉推進に向けた施策等に反映させていきます。

### 評価・検証の目安とする主な項目

基本方針	項目名	現状値 (R4)	概要
福祉を支える人づくり	コミュニティソーシャルワーカー養成者数	476	県社協と連携し、地域の福祉活動への支援や関係機関等との連携・調整を行うコーディネーターの養成を進めます。
	福祉活動ボランティア数 (ボランティア保険加入者数)	28,837	県社協・市町村社協との連携により、福祉活動を担うボランティアの養成を進めます。
福祉サービス提供の基盤づくり	いわておげんきみまもりシステム延べ利用者数	1,323	県社協によるＩＣＴ機器を活用した見守りサービスシステムの普及を支援します。
	成年後見制度に係る中核機関を設置している市町村数	31	高齢者や障がい者等が成年後見制度を円滑に利用できるよう、市町村における取組を支援します。
福祉サービス提供の仕組み	人口10万人当たりの生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数(件/月)	5.1	生活困窮者の自立に向け、自立相談支援機関における支援を行います。
	地域生活定着支援において、保護観察所からの支援依頼への対応件数	88	矯正施設出所者が、地域で自立した生活が営めるよう、県地域生活定着支援センターにより、必要な相談・支援を行います。
福祉でまちづくり	ふれあい・いきいきサロン箇所数	1,598	市町村や市町村社協等による地域住民の交流や活動拠点となるサロンの設置を支援します。
	ひとにやさしい駐車場利用証制度指定駐車区画数	1,101	障がいなどにより移動への配慮が必要な方を支援するため、指定駐車区画の確保に向けた取組みを進めます。
	地域における公益的な取組を行っている社会福祉法人数	90	社会福祉法人による地域における公益的な取組を支援します。
被災経験を活かした支援体制づくり	避難行動要支援者の個別計画に取り組んでいる市町村数	31	市町村における避難行動要支援者の避難支援の取組を支援します。
	福祉避難所の指定箇所数	391	市町村の福祉避難所の指定を支援します。
市町村の体制づくり	重層的支援体制整備事業を実施している市町村数	4	市町村における重層的支援体制整備事業の導入や運用を支援します。



# 実 践 事 例 集

## 1 地域における包括的支援体制の構築に向けた取組

- ・重層的支援体制整備事業「まるごとよりそいネットワークもりおか」の取組
- ・「小さな拠点」と「新たな地域支え合い」による「福祉でとおのづくり」
- ・重層的支援体制整備事業の取組（包括的支援体制の構築）
- ・地域共生社会の実現に向けた包括的支援事業
- ・地域生活応援システムを活用した住民との協働による健康新しいづくり
- ・小地域ネットワーク事業・地域セーフティネット会議
- ・生活困窮者自立相談支援事業における緊急支援の取組

## 2 地域福祉の推進・ボランティア活動、地域づくりに向けた取組

- ・コミュニティソーシャルワーカーの養成
- ・各地域への地域福祉コーディネーター（CSW）の配置
- ・住民支え合いマップづくりの取組
- ・地域共生社会推進フォーラムの実施
- ・地域福祉ワークショップ開催による住民意見の反映
- ・高校生を対象とした地域福祉ワークショップの開催
- ・県社協ボランティア・市民活動センターの取組
- ・いわて車いすフレンズ活動の取組
- ・仙北地区居場所づくりプロジェクト e-場所せんばく「ほっとⅡ」
- ・みんなの居場所「そらいろ」
- ・山岸五丁目サロン
- ・もりもりおちゃわん盛岡
- ・見前地区ゴミ出し支援事業
- ・Book and Book energy in Morioka
- ・重層的支援体制整備事業の取組（社会参加支援）
- ・地域のネットワークによるひきこもり支援体制の構築

## 3 社会福祉法人・企業等による公益的な取組

- ・IWATE・あんしんサポート事業の取組
- ・社会福祉法人連絡会の設立と取組の推進
- ・奥州いさわ会地域公益プロジェクト
- ・タカトヨ移動スーパー



## 1 地域における包括的支援体制の構築に向けた取組

### 重層的支援体制整備事業「まるごとよりそいネットワークもりおか」の取組

(盛岡市)

盛岡市では、令和4年度から「重層的支援体制整備事業」を実施し、関係機関が協働して複雑化・複合化した課題を解決するために「包括的支援体制」及び「つながり続ける支援体制」を構築することで、地域共生社会の実現を目指しています。CSW（地域福祉コーディネーター）を盛岡市社会福祉協議会に配置し、さらに、市内の社会福祉法人・NPO法人等の職員22名（うち1名は、盛岡市社会福祉協議会に専任職員）を相談支援包括化推進員として配置した上で、体制づくりに取り組んでいます。また、どこに相談すれば良いか不明な地域の様々な困りごとを受け止めるワンストップ相談窓口「まるごとよりそいネットワークもりおか」を設置し、制度の狭間に陥る人がいないようなネットワークを構築しているほか、福祉分野以外の庁内各課及び委託先機関等を対象とした重層的支援会議を開催し、相互に制度の理解を深め、連携体制の強化を図っています。



### 「小さな拠点」と「新たな地域支え合い」による「福祉でとおのづくり」

(遠野市)

遠野市では、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」に取り組み、個人から地域までの困りごとを丸ごと受け止める9名の「丸ごと相談員」が市内11か所の地区センターをカバーし、身近な地域課題の解決に向けて住民自らによる活動を支援するほか、既存の資源を活用した人と人とのつながりあう地域づくりをコーディネートしています。

住民の身近な圏域（第2層）となる市内11か所の地区センターは、「小さな拠点」と称し、地域活動が展開され、多くの地域住民が集う場所です。丸ごと相談員はそこに配置され、交通弱者対策、買い物支援、防災対策、生活支援、ゴミ問題など多くの地域課題について関わり、ワークショップを通じて「それぞれの立場で出来ること」を共有しています。

また、個別の複雑化・複合化した課題の解決については、「包括化推進員」を遠野市社会福祉協議会へ委託して健康福祉の里内に配置。「チーム支援」を前提として、市支援会議（つながる共有会議）・重層的支援会議で支援方針について検討し役割分担を行っています。



「一人暮らしに感謝する会」

## 重層的支援体制整備事業の取組（包括的支援体制の構築）

(矢巾町)

矢巾町では、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」を実施し、複雑・複合化する住民の生活課題に対応するための分野横断的な支援体制づくりに取り組んでいます。

分野別の会議体では対応が難しい複雑・複合的な生活課題について、町福祉課に配置する相談支援包括化推進員（1名・直営）を中心に「矢巾町個別支援会議」を開催（随時）し、支援関係者による課題のときほぐしや支援の役割分担を行っています。

また、令和4年度からは「矢巾町重層的支援体制整備事業研修会」として、幅広い分野の支援関係者を対象として、複雑・複合的な生活課題や狭間のニーズ（ひきこもり・不登校など）に対する共通認識を図ることを目的とした研修機会を設けているほか、「岩手県立大学地域政策研究センター地域協働研究」において、複雑・複合的な生活課題の代表的なものの1つである「住居荒廃（いわゆる「ごみ屋敷」）」を切り口とした多部署連携の促進に取り組んでいます



## 地域共生社会の実現に向けた包括的支援事業

(NPO法人クチェカ・岩泉町)

岩泉町では、平成29年度から国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築」、令和元年度から「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築」、令和3年度の「重層的支援体制整備移行準備事業」を経て、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

町がNPO法人に事業を委託し実施する事業において、相談支援包括化推進員による福祉以外の部門も含めた地域住民の相談を受け止める場づくりや、弁護士、社会福祉士、相談支援専門員など専門職による生活相談窓口の設置、相談を受けた世帯にかかる機関・支援者などを参集し、個別の支援会議などを開催しています。地域の関係者との情報共有や近隣市町村の関係者と連絡調整を行い、役割分担を行っています。

また、弁護士や福祉専門職等による相談支援包括化支援アドバイザーを配置し、支援が困難なケースについては、同アドバイザーとともに行っている出張相談時に合わせて、支援検討会議を開催し、支援の方向性についてアドバイスをもらうことで、単独で抱えこむことがないようバックアップ体制を構築しています。



## 地域生活応援システムを活用した住民との協働による健康安心づくり

(釜石市)

釜石市では、地域コミュニティによる健康安心づくりを実践するために、市内8地区の日常生活圏域ごとに地区生活応援センターを設置しています。センターには一般事務職員に加えて保健師が配置され、地域包括ケアの実働拠点として機能しているほか、出張所業務を含めたワンストップ窓口としての役割を担っています。

各センターでは住民との協働による地域課題解決のために、住民主体の地域会議や、生活支援コーディネーター（釜石市社会福祉協議会）との連携による地区センター会議、また、公民館事業等により住民と課題を共有し解決するための取組を検討・実践しています。

各地区的取組は地域の実情に応じて異なりますが、地区センター会議事業の1つである平田地区の「つながるカフェ（多機能コミュニティカフェ）」は、地域の社会福祉法人清風会の協力も得た住民主体の地域づくりプラットフォームとして、交流・学び・相談・人材育成による「つながり支援」を推進しており他地区への横展開が期待されています。



つながるカフェの相談ブース

## 小地域ネットワーク事業・地域セーフティネット会議

(奥州市社会福祉協議会)

『誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる福祉のまち奥州市づくり』を推進するため、地域福祉関係者が定期的に話し合いを重ね、解決に向けて関係者のネットワークや地域づくりを組織的・継続的にすすめることが福祉課題の早期発見や支えあいの仕組みづくりにつながるを考えます。

地域セーフティネット会議は、行政区を単位に年2回以上開催するものとし、令和5年12月末時点で約73%の行政区に普及しています。個人情報やプライバシーに対する配慮と参加者の申合せをしながら、高齢者や気になる世帯の情報を共有しています。これらの取組みは、見守りや災害時避難行動等の支援に結びつくだけでなく、福祉を支える協力者が増えることで支援者一人ひとりの負担軽減にもつながります。



また、ふれあい・いきいきサロンを地域セーフティネット会議主体の活動とし、自治組織からの協力を得ることで、サロンリーダーや世話人の負担軽減につなげています。また、地域住民の理解と参画が得られる工夫をすることで、高齢者に限らない多世代交流、地域交流の場に発展させることで、地域福祉を支えるネットワークや人づくりをすすめるものです。



## 生活困窮者自立相談支援事業における緊急支援の取組

(一関市社会福祉協議会)

一関市社会福祉協議会では、平成27年より一関市と岩手県（平泉町分）の「生活困窮者自立相談支援事業」を受託し、取り組んでいます。相談内容は、就労相談、家計のやりくりなど多岐にわたりますが、中にはホームレスやDV等により所持金や食料もなく、緊急支援が必要な方もいます。

緊急支援を、より迅速に対応するため一関市社会福祉協議会では、平成29年度より「緊急一時支援事業」、令和2年度より「食料支援事業」を実施しています。どちらも生活困窮者自立相談支援事業と一体的に取り組み、対象者の自立に繋げています。

「緊急一時支援事業」は、生活困窮者自立相談支援事業においても必要性があるため、法人独自の事業として実施してきました。この取り組みから、所内の連携強化はもとより、関係機関との連携、地域企業との関わりも増えています。今後も事業を通じ、地域住民相互の支え合いの意識を育めるよう取り組んでまいります。



## 2 地域福祉の推進・ボランティア活動、地域づくりに向けた取組

### コミュニティソーシャルワーカーの養成

(岩手県社会福祉協議会・岩手県)

岩手県社会福祉協議会では、「重層的支援体制の構築に向けた人材養成事業」において、県内市町村行政職員、市町村社会福祉協議会職員、及び社会福祉事業従事者等を対象に、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉活動コーディネーター、CSW）養成研修を開催し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民が抱える生活課題を把握・解決する人材の養成を進めています。

研修では、事例検討やロールプレイによる対人援助技術演習等講義及びグループワークを行い、コミュニティソーシャルワーカーに必要なスキルの習得を図っています。

令和4年度までに504人が研修を修了し、県内各地域において、多様な担い手とのネットワークを構築しながら、協働による取組を進めています。



### 各地域への地域福祉コーディネーター（CSW）の配置

(一関市社会福祉協議会)

地域住民の多様なニーズへの対応強化や、住民の福祉活動の活性化、地域課題の解決ができる地域づくりを目指して、平成30年度から地域福祉コーディネーターを配置しています。配置当初は、民児協定例会や地域の福祉活動団体が行う事業等への参加や、まちづくりの拠点となる地域協働体（市民センター）やふれあいサロン活動へ訪問し、ニーズ把握に努めました。

令和2年度からは、地域支援として、民生委員・児童委員や関係者との話し合いを重ね、地域で困っていること、ニーズに対応できる事業と一緒に展開しています。地域福祉コーディネーターが関わり、2つの地域で、高齢者の移動手段の確保や買い物支援の必要性について話があがり、地区で行っているふれあいサロンへ移動販売をつなぐ事業を行いました。継続支援を行い、現在では、買い物支援だけでなく、身近な居場所づくり、交流の機会の確保につながっています。

個別支援としては、民生委員等からの相談に応じ、地域包括支援センターや、生活困窮者自立相談支援事業等の専門職へつなぎ、ケース会議を開催するなど、協力して必要な支援へつなぐことができました。

令和5年度は8つの地域を担当制で11名配置しています。

今後も、地域住民や関係者、専門職、専門機関などのつなぎ役となり、多様なニーズ、地域課題に対応できる地域づくりを目指して取り組んでまいります。



## 住民支え合いマップづくりの取組

(岩手県社会福祉協議会)

岩手県社会福祉協議会では、生活支援相談員による被災地でのコミュニティ形成を始め、県内各地域において、住民同士のつながりを再構築し、お互いに支え合うしくみづくりを進めるため、「住民支え合いマップ」をツールとした地域支援に取り組んでいます。

マップ作成に当たっては、おおむね 20~60 世帯の“顔の見えるご近所”の範囲で地区を選定し、地域に詳しい方や長く暮らしている方など、2~5 名に集まっています。地図を使って、地域の「気になる人」と近隣住民の関りなど、ご近所のつながりを書き込んでいきます。

マップ作成の中で、地域の特徴を整理し、住民同士がどのようなつながりを持っているかを可視化し、つながりの再構築に向けての課題を出し合い、住民と一緒に取り組む内容を検討するなど、住民同士の支え合いを生かした地域づくりを目指していきます。

住民支え合いマップの取組は、内陸部を含む県内 22 の市町村社協（令和 4 年 10 月現在）で進められています。



## 地域共生社会推進フォーラムの実施

(盛岡市)

盛岡市では、地域共生社会の実現に向け、地域共生社会の理念を浸透させ、市全体として、包括的な支援体制の構築を目指すとともに、住民参加による地域づくりの意識醸成を図るため、府内各課、関係機関・団体及び市民等を対象に「地域共生社会推進フォーラム」を全 3 回実施しました。

フォーラムでは、「地域共生社会」「居場所づくり」「地域のつながり」などをテーマにした基調講演や、市内外の団体による先進的な取組の実践報告のほか、来場者との質疑応答も交えたパネルディスカッションを行い、地域共生社会の実現に向けて理解促進を図りました。



## 地域福祉ワークショップ開催による住民意見の反映

(盛岡市)

盛岡市では、第3期盛岡市地域福祉計画（令和7年度～令和16年度）を策定するにあたり、市民の参画を促し、市民の意見を計画に反映させるために「地域福祉ワークショップ」を開催し、市内を7つの圏域に分け、それぞれの地区における地域福祉の現状、現在取り組んでいること、今後の地域福祉、今後の取組方向（これからやるべきこと、やりたいこと、やった方が良いこと）などを整理しました。



また、地域福祉ワークショップの集大成として、市内全域にお住まいの方や通勤・通学されている方、盛岡市や地域福祉に関心のある方を対象に「ワールドカフェ」形式の意見交換会を開催するなど、様々な世代や立場の方々からの意見を踏まえ、地域住民と行政の協働による計画策定を行っています。

## 高校生を対象とした地域福祉ワークショップの開催

(一関市)

一関市では、地域福祉計画の実施にあたり、「地域福祉を担う人づくり」の基本目標のもと、将来を担う高校生が、地域の一員としての自覚を持ち、地域や人を思いやる心を育みながら、自分の住んでいる地域や地域福祉の課題を考える事などを目的に「高校生を対象とした地域福祉ワークショップ」を開催しています。

このワークショップは、福祉系大学の協力のもと、高校生の考えを大学生が引き出し、高校生の考えに助言する中で、福祉を学ぶ先輩から学ぶ、キャリア教育的一面を持つ事業ともいえるものであり、高校生の目線で、自分達が取り組める地域課題の解決に向けた取り組みを中心に提案を行う機会となっており、高校生から挙げられた課題解決の提案については、地域福祉計画の進捗評価を行う地域福祉計画推進会議の中で報告され、次世代が福祉に関わる取り組みとして評価を受けています。

今後は社会福祉法人との連携の中で、高校生が参画する取り組みとし、高校生が実践できる機会を増やしていくことで、福祉への关心から、福祉活動への参画、協力につなげ、目標とする福祉人材の育成、確保につなげていければ良いと考えています。



## 県社協ボランティア・市民活動センターの取組

(岩手県社会福祉協議会)

岩手県社会福祉協議会では、「ボランティア・市民活動センター」を設置し、県民のボランティア・市民活動の推進に取り組んでいます。

県民にボランティアの活動状況の情報や活動機会を提供するため、ホームページでの情報発信や、県内福祉施設等の協力によるボランティア体験の実施（ボランティア体験 in いわて）のほか、ボランティア活動を担う人材の育成、ボランティアの集いの開催や出前講座の実施によるボランティア活動の普及、子どもを含む全ての地域住民を対象とした「地域で育む福祉教育推進事業」の実施、県内ボランティア団体等による「岩手県ボランティア団体連絡協議会」の取組など、ボランティア・市民活動の推進を通じ、県民互助意識の醸成と福祉を支える人づくりを進めています。



## いわて車いすフレンズ活動の取組

(岩手県社会福祉協議会)

「いわて車いすフレンズ」は、県内の工業高校生が中心となって、利用されなくなった県内の車いすを修理・整備し、アジア諸国などへプレゼントするボランティア活動で、平成15年度から取り組んでいます。

アジアの国々などでは、車いすを購入することができず、日常生活に困っている人たちがたくさんいます。その方たちに少しでも役立ちたいという思いを込めて修理活動を進めています。

令和4年度末現在、県内工業高校など10校が取組に参加し、32台の車いすを整備、整備実績は取組開始以降累計1,065台となっています。



## —仙北地区居場所づくりプロジェクト— e-場所せんばく「ほっとⅡ」

(仙北地区社会教育福祉推進会・盛岡市)

高齢や障がいなどがあり、地域で孤立していた地域住民への支援をきっかけに、地区の社会教育福祉推進会、市社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センターなどが話し合い、「みんなが集まることが出来る居場所」づくりとして活動を始めました。

活動の立ち上げにあたって、障がい者サービス事業所の協力により、障がい者理解講座で障がいの特性や接し方について学んだほか、事業所利用者との交流などを経て、令和2年10月3日に第1回がスタートしました。新型コロナウィルス感染症の流行時には中断した時期もありましたが、

現在は毎月第一土曜日の14時から16時まで、盛岡市立仙北地区活動センターで開催しています。仙北地区社会教育福祉推進会が運営し、参加対象は仙北地域近郊の方（広域型）で、①障がいのある方②高齢者③子ども④参加対象の家族⑤地域住民の方としています。利用料は無料、参加（出入）自由、申込不要です。読書、映画鑑賞、参加者との自由会話・お茶会、参加者同士での軽運動、参加者による演芸会や、民生児童委員や関係機関による何でも相談もあります。

今後も、様々な団体からの意見や提言をもとに、居場所を必要とする方に寄り添うことのできる持続可能な「居場所づくり」に取り組んでいきます。

## みんなの居場所 「そらいろ」

(権とコンパス・盛岡市)

学校でも、職場でも、家庭でもない誰もが自由に交流できる「居場所」として2018年、山岸五丁目町内会や地域住民の協力を得て開設しました。開催日は、毎月第2・第4木曜日の午後1時から4時。利用する人の年齢や住んでいる地域は問いません。訪れた人が自由に時間を過ごせるよう、行事などは企画せず、「何をしても、何もしなくても」をモットーとしています。

代表の渡辺美由紀さんの長男がかつて不登校を経験したことから、肩書無しで多様な人々が自由な時間を過ごせる場所を作りたいと考えたのがきっかけでした。

赤い羽根共同募金みんなの福祉を応援事業（備品整備事業）の活用や、新型コロナウィルス感染症対策としてのオンライン開催も取り入れて、活動を継続し、地域内外の様々な方に参加いただいているます。

あえて目的や効果を求めるのをせず、多様な人々が交流する場を設けています。

その中で、互いを理解したり、新しく知見が広まったり、交友関係が広がったりということも見られており、現代の孤独感の解消に繋がっています。

## 山岸五丁目サロン

(山岸五丁目町内会・盛岡市)

空き家を活用した山岸五丁目公民館を会場として、2014（H26）年にオープンした、町内の方は誰でも参加可能なサロンです。町内会が運営し、世話人3名が中心となって活動しています。開催日は、毎月第2第4月曜日10時～12時。「みんなが主役」をモットーに、町内の方々から交代で得意なことを教えて頂くなどの工夫をしています（謝金無料）。

毎月「五丁目サロンだより」を発行。町内全班回覧して周知を図ってきました。

これまでに、手芸、コーヒーの淹れ方講座、体操、歌声喫茶などで楽しんできました。そのほか、季節の行事や地域包括支援センターなどの関係機関と連携した講座なども企画しています。

新型コロナウイルス感染症の流行時には、「サロンだより」の内容を「在宅サロン」と名付けて引き続き毎月発行。コロナ関連情報の周知や、おすすめ散歩コースなどを紹介するなど、地域の繋がりをなくさないように継続して活動を行いました。

## もりもりおちゃわん盛岡

(ボランティアグループ：もりもりおちゃわん盛岡)

社会人と大学生（主に岩手大学）で構成されたグループです。団体のモットーは「人と人との関わりの中で、子どもの健やかで豊かなこころを育む。子どもからおとなも学び、ともに支え合える地域コミュニティへ。」

2022年11月26日に「みんなの食堂おちゃわん仁王」をオープンして以来、毎月第2第4土曜日に、仁王地区活動センターにて、子ども食堂を開催しています。食事後は、体育館でメンバーと一緒にドッジボール等で体を動かし、交流しています。子どもたちは大学生と遊ぶことで、気持ちを開放し、体を動かすことが苦手な子は、カードゲームや折り紙で自己表現しています。気持ちがほぐれると、何気ない悩みや気持ちの変化をさりげなく話してくれます。

ときには、保護者同士のティータイムで本音がこぼれることもあります。

地域のさまざまな団体と連携し、子どもとその親を支えることのできる地域コミュニティづくりを目指しています。

## 見前地区ゴミ出し支援事業

(見前地区福祉推進会・盛岡市)

見前地区地域ケア会議（当時）において、あるケアマネジャーから「(担当の)高齢者がゴミ出しで困っている」という相談が上がったことをきっかけに、地域住民を対象とした実態調査を行い、同様の課題があるかたが複数あることを確認しました。そこで、ゴミ出し支援プロジェクトとして、地域住民代表や教育機関、行政、社協などで話し合いを重ね、事業として実施することになりました。

住民主体の活動を展開するため、見前地区福祉推進会を事業実施主体としゴミ出し支援を令和2年10月から開始しました。ごみ収集日に家庭ごみを自宅前に出しておいてもらい、地域住民のボランティアが集積所まで運搬しています。利用対象は、ゴミ出し支援を必要とする高齢者および障がい者で、利用料は無料です。

## Book and Bookenergy in Morioka

(社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会)

重層的支援体制整備事業の参加支援事業として、ひきこもり等、社会とのつながりが薄くなっている方が参加できる場として令和元年から事業を実施しています。盛岡書房との協働により、企業や市民の皆さんから読み終えた本の寄付を募り、再販売するまでの作業工程の一つである“本の仕分け作業”を通してひきこもり経験者等の『居場所づくり』『中間就労の場』を創出しています。

活動日は月2回、市総合福祉センターで開催しています。参加対象は限定しておらず、予約不要で参加を希望される方が自分の参加できる時間に自由に活動できます。また、本会場に来ることができない方のために月1回、障がい者事業所となんカナン（カフェ・おーでんせ）を会場として『となんカナンサテライト』を開催しています。



## 重層的支援体制整備事業の取組（社会参加支援）

(矢巾町)

矢巾町では、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」を実施し、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、社会とのつながりを作るためのマッチングやメニューづくり、マッチング後の継続的な定着支援などに取り組んでいます。

誰でも気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所「フリースペースカフェ」を開催し、参加者の個別ニーズに合わせて、職業見学・体験やボランティア活動などへのマッチングを行うほか、必要に応じて新たなメニューを立ち上げます。

取組開始以降に新たに立ち上げたメニューとして、「農業見学・体験」や「役場庁舎内の農産物の販売活動」などがあります。今後、協力いただける企業・団体などをさらに増やし、幅広い個別ニーズに対応できるよう取り組みます。



## 地域のネットワークによるひきこもり支援体制の構築

(北上市)

北上市では、ひきこもり支援の関係機関が相互に連携し、課題に取り組むためのプラットフォームとして、令和2年8月に「北上市ひきこもりネットワーク協議会」を設置し、関係機関の連携強化、専門性の向上や支援施策の検討を実施しています。

また、市からの業務委託により、アウトリーチ支援員（北上市社会福祉協議会へ委託）及び常設の居場所（労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団へ委託）を設置しており、ひきこもり状態の本人や家族に対する訪問相談支援や、誰かとつながりたい時に気軽に行ける居場所での相談支援を通じて、多様なニーズに合わせて関係機関と連携し、必要な支援につなぐ取り組みを実施しています。



### 3 社会福祉法人・企業等による公益的な取組

#### I W A T E ・ あんしんサポート事業の取組

(岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会)

岩手県社会福祉協議会では、「地域における公益的な活動」として、事業の趣旨に賛同する会員法人からの特別会費を財源に、生活困窮世帯への「上限5万円以内の現物支援」、ひきこもりの方などの一般就労に向けたトレーニング的な役割を担う「就労準備ボランティア事業」及び、地域の子どもたちの居場所づくりを目的とする「フリースペース」事業を実施しています。

現在の事業参画法人は、90法人となっており、現物支給の対応件数は、昨今の社会経済情勢を反映し、年々増加傾向にあります。

また、この事業への参画を推進するため、あんしんサポート相談員養成研修を実施しており、令和5年5月現在で292人が研修を終了し、住民からの相談や取組への対応を行っています。

#### 社会福祉法人連絡会の設立と取組の推進

(花巻市、北上市、紫波町、矢巾町、一戸町の各市町社会福祉協議会)

平成28年の社会福祉法改正により、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務規定が創設されたことを受け、社会福祉法人が持つ公益性・非営利性を踏まえ、各法人が創意工夫を行う多様な「地域における公益的な取組」を推進することが求められるようになりました。とりわけ、少子・高齢化が進む状況の中、住民の生活課題は複雑・多様化しており、社会福祉法人が地域における公益的な取組を進めるためには、住民の生活支援に必要な様々な分野との連携・協働が必要となっています。

法人同士が連携して取組を進めることは、①法人が連携することにより支援力を高めることができる、②連携して実施することで安定的に継続した事業展開が期待できる、③同一圏域内など一定のエリアで取り組むことで社会福祉法人の存在意義を示すことができるという点で効果があると言われています。

県内では市町村社会福祉協議会が幹事役となり、同一市町村内で社会福祉法人連絡会を設立している事例が5事例あり、それぞれ創意・工夫を行いながら、地域ごとの住民の生活課題を踏まえ、買い物や通院などの移動支援や就労準備ボランティアの受入れ、お使いサービスや生活支援、ゴミ出しサービス、福祉や介護の出前講座開催、キャップハンディ体験などの取組を進めています。



矢巾町：つかいサービス



北上市：メンタルヘルス研修会



紫波町：就労準備支援ボランティア事業



一戸町：キャップハンディ体験

## 奥州いさわ会地域公益プロジェクト

(社会福祉法人 奥州いさわ会)

社会福祉法人奥州いさわ会は、令和3年、奥州市胆沢（いさわ）地域で保育・介護・障害、それぞれの分野で活動していた3つの社会福祉法人が合併して誕生した法人です。

法人合併によるシナジー（相乗効果）を発揮するため、職員が主体となって活動する地域公益事業、「奥州いさわ会地域公益プロジェクト」を発足して活動を始めました

プロジェクトでは、保育・介護・障害の各分野から集まった有志の職員が、分野の垣根を越えて協働し、公益的な取り組みを企画、立案し、地域の方の協力を得ながら活動を展開しています。

これまでに、全世代型の集いの場となる「しあわせ食堂」の開催、胆沢の自然を感じ、楽しむことができる取り組みとして、休業が決まったスキー場での「雪まつり」、地域の指導者を招いての「SUP体験会」、消防士の防災講話や火おこし体験・防災食の試食を行った「親子防災ワークショップ」など、様々活動を展開してきました。

地域の皆さんと共に、人と人とのつながり、人と自然とのつながりに触れ、自分たちの住む胆沢の魅力を見つめ直し、その価値を共有する取り組みに挑戦しています。



## タカトヨ移動スーパー

(株式会社高豊・奥州市)

(株)高豊では、令和5年10月から移動販売を開始しました。買物支援が必要と思われる地域を中心に販売に出向いています。

以前から、市内でスーパーを営む傍ら宅配サービスを行っていましたが、自社の店舗にタクシーで買物に来られる高齢のお客さまを見て、買物に困っている人がいると痛感し、この先困る人がもっと増えていくと考え、移動販売を始めることにしました。移動販売専用車両をつくり、販売先のモデル地区を新聞紙面広告にて募集すると、市営住宅のある行政区の民生児童委員から依頼が入りました。市民が主体となって行う介護予防の取組み「住民主体の通いの場よさってくらぶ」を開催している地域で、活動日にあわせて販売に行くことにしました。

地元の不動産会社や地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携し販売地域を拡大しており、販売地域の需要に合わせて品揃えを調整し、ニーズに対応できるよう整えています。身近な場所で買物できるようになり、居合わせた人たちの地域の交流の場にもなっています。



## 資料編

---

- ・ 関連計画・条例の概要
- ・ 本計画における具体的施策を所管する室課一覧
- ・ 用語解説
- ・ 社会福祉法（抄）
- ・ 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項
- ・ 第4期岩手県地域福祉支援計画策定経過
- ・ 岩手県地域福祉推進協議会設置要綱
- ・ 岩手県地域福祉推進協議会委員名簿



## 関連計画・条例の概要

### 総合計画

#### ○いわて県民計画（2019～2028）

##### ◆基本目標

東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて

##### ◆計画期間

平成 31（令和元）年度～令和 10 年度

##### ◆所管

政策企画部政策企画課

### 各分野で策定されている計画等

「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」に示されている関連計画

#### ○いわていきいきプラン 2024～2026

（岩手県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画）

##### ◆基本目標

県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域共生社会の実現

##### ◆計画期間

令和 6 年度～令和 8 年度

##### ◆所管

保健福祉部長寿社会課

#### ○岩手県障がい者プラン

（岩手県障がい者計画、岩手県障がい福祉計画・岩手県障がい児福祉計画）

##### ◆基本目標

障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支えあう仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会

##### ◆計画期間

障がい者計画：令和 6 年度～令和 11 年度

障がい福祉・障がい児福祉計画：令和 6 年度～令和 8 年度

##### ◆所管

保健福祉部障がい保健福祉課

#### ○いわて子どもプラン、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2020～2024）

（次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画としても位置付け）

##### ◆基本目標

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわて

##### ◆計画期間

令和 2 年度～令和 6 年度

##### ◆所管

保健福祉部子ども子育て支援室

## ○岩手県自殺対策アクションプラン [令和6年度～令和10年度]

### ◆基本目標

一人でも多くの自殺者を防ぐ

### ◆計画期間

令和6年度～令和10年度

### ◆所管

保健福祉部障がい保健福祉課

## ○岩手県再犯防止推進計画

### ◆基本目標

県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を図る

### ◆計画期間

令和6年度～令和10年度

### ◆所管

保健福祉部地域福祉課

## ○岩手県保健医療計画（2024-2029）

### ◆基本目標

急性期医療から在宅医療に至るまで、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築

### ◆計画期間

令和6年度～令和11年度

### ◆所管

保健福祉部医療政策室

## ○健康いわて21プラン（第3次）

### ◆基本目標

県民みんなで生涯にわたり健やかで幸せに暮らせる希望郷いわての実現

### ◆計画期間

令和6年度～令和17年度

### ◆所管

保健福祉部健康国保課

## ○医療介護総合確保促進法に基づく岩手県計画〔各年度〕

### ◆基本目標

地域包括ケアシステムを構築していくための様々な課題に対応するため、病床機能の分化・連携の推進、在宅医療・介護体制の強化及び医療・介護従事者の確保・養成のための事業を計画的に展開することにより、県内の各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築する

### ◆所管

保健福祉部医療政策室・長寿社会課

## ○岩手県地域防災計画

### ◆計画の概要

県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するもの

### ◆所管

復興防災部防災課

## ○岩手県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

### ◆基本目標

住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者等）に対し、空き家等の活用により住宅セーフティネット機能を強化し、入居の円滑化を図るもの

### ◆計画期間

平成 30 年度～平成 37 年度（2025 年度）

### ◆所管

県土整備部建築住宅課

## 関連条例

## ○岩手県ひとにやさしいまちづくり条例

[平成 19 年岩手県条例第 74 号]

### ◆目的

すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会の形成を促進し、もって県民福祉の増進に資すること

### ◆施行日

平成 20 年 4 月 1 日

### ◆所管

保健福祉部地域福祉課・県土整備部建築住宅課

## ○障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

[平成 22 年岩手県条例第 59 号]

### ◆目的

障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に關し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進すること

### ◆施行日

平成 23 年 7 月 1 日

### ◆所管

保健福祉部障がい保健福祉課

## 〇いわての子どもを健やかに育む条例

[平成 27 年岩手県条例第 30 号]

### ◆目的

子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって一人一人の子どもを健やかに育むことができる社会の実現に寄与すること

### ◆施行日

平成 27 年 4 月 1 日

### ◆所管

保健福祉部子ども子育て支援室

## 本計画における具体的施策を所管する室課一覧

本計画における各施策を主に担当する県本庁の室課は以下のとおりですが、実際の支援等においては、他の関係室課や広域振興局、各出先機関とが連携して対応するものです。

1 福祉を支える人づくり	
(1) 地域福祉を担う人材の育成	
ア 社会福祉事業従事者の確保・育成	保健福祉企画室、長寿社会課。障がい保健福祉課、子ども子育て支援室、地域福祉課
イ ボランティア・福祉活動NPOの人材養成	地域福祉課
ウ コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉活動コーディネーター）の育成	地域福祉課
エ 福祉行政職員の育成	保健福祉企画室
オ 支援者支援	保健福祉企画室、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室
(2) 地域福祉の意識の醸成	
ア 地域の福祉課題を捉える	地域福祉課
イ 地域で育む福祉教育の推進	地域福祉課、学校教育室
2 福祉サービス提供の基盤づくり	
(1) 地域における包括的支援体制の構築	
ア 相談・支援のワンストップ体制の整備・強化	長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室、地域福祉課
イ 市町村の相談支援機能の充実	長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室、地域福祉課
ウ ケアマネジメント機能の充実・強化	長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室、地域福祉課
エ 民生委員・児童委員活動の充実・強化	地域福祉課、子ども子育て支援室、復興くらし再建課
オ 見守り体制の充実・強化	地域福祉課
(2) 権利擁護の推進	
ア 権利擁護の推進	
(ア) 権利に基づいたアプローチ	地域福祉課、保健福祉企画室、医療政策室、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室
(イ) 子どもの権利	子ども子育て支援室、保健福祉企画室、長寿社会課、障がい保健福祉課、地域福祉課、学校教育室
(ウ) 合理的配慮の推進	障がい保健福祉課
イ 権利侵害への対応	
(ア) 児童虐待の防止	子ども子育て支援室
(イ) 障がい児・者虐待の防止、差別の解消	障がい保健福祉課
(ウ) 高齢者虐待	長寿社会課
(エ) 配偶者間暴力等（DV）の防止	子ども子育て支援室

(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価	
ア 福祉サービス情報提供の充実	地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室
イ 苦情解決制度の利用促進	地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室
ウ 福祉サービス評価の推進	地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室

3 福祉サービス提供の仕組みづくり	
(1) 生活に困難を抱える方への支援	
ア 生活困窮者への支援	地域福祉課
イ 居住確保が困難な方への支援	建築住宅課、地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室
ウ 失業・就職困難な方への支援	地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室、定住推進・雇用労働室
エ 移動困難な方への支援	交通政策室、地域福祉課、建築住宅課、都市計画課、道路環境課
オ 子ども・子育て家庭への支援	子ども子育て支援室
カ 障がい児・者福祉の推進	障がい保健福祉課
キ 高齢者福祉の推進	長寿社会課
ク 困難な問題を抱える女性への支援等	子ども子育て支援室
ケ がん、難病を有する方への支援	医療政策室、健康国保課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室
コ 自殺予防	障がい保健福祉課
サ 依存症対策	障がい保健福祉課、健康国保課
シ ひきこもり・社会的孤立	障がい保健福祉課、地域福祉課、長寿社会課、子ども子育て支援室
ス 地域定着・再犯防止の推進	地域福祉課
セ 多様性・多文化共生社会	国際室、若者女性協働推進室
(2) 家族等への支援	
ア ケアラー支援の推進	長寿社会課、地域福祉課
イ ヤングケアラーへの支援	子ども子育て支援室、長寿社会課、障がい保健福祉課、地域福祉課
ウ ダブルケアへの支援	地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室
エ 介護離職の防止	長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室、地域福祉課、定住促進・雇用労働室

## 4 福祉でまちづくり

### (1) 地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり

ア 社会福祉施策への住民参画の促進	地域福祉課
イ 地域に根差した住民参加型の生活支援サービスの展開	地域福祉課
ウ 避難行動要支援者の把握と支援	復興くらし再建課、防災課、消防安全課、地域福祉課、障がい保健福祉課
エ ユニバーサルデザインの普及・促進	地域福祉課、建築住宅課、都市計画課

### (2) 多様な担い手（主体）による地域福祉活動の取組

ア ボランティアや福祉活動NPOの活動支援	地域福祉課、若者女性協働推進室
イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進	地域福祉課
ウ 企業の社会貢献活動の促進	地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室、復興くらし再建課、農業普及技術課、農業振興課、水産振興課、流通課

### (3) 地域福祉活動における多様な財源の活用

ア 各種基金及び民間資金の活用	長寿社会課、子ども子育て支援室、地域福祉課、若者女性協働推進室
イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進	地域福祉課

## 5 被災経験を活かした支援体制づくり

### (1) 東日本大震災津波における被災者支援

ア 安心して生活できる環境づくり	復興くらし再建課、長寿社会課、地域福祉課
イ 新しいコミュニティの活性化	復興くらし再建課、地域福祉課

### (2) 今後の災害への備え

ア 担い手の育成・確保	
(ア) 被災者支援に従事する者の確保・養成	復興くらし再建課、地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援室
(イ) ボランティアの確保・育成、受入れ体制の整備	地域福祉課、復興くらし再建課、防災課
イ 日頃からの備え	
(ア) 避難行動要支援者の把握と支援	復興くらし再建課、防災課、消防安全課、地域福祉課、障がい保健福祉課
(イ) 福祉避難所の整備	復興くらし再建課、防災課

## 6 市町村の体制づくり

### (1) 地域福祉計画に基づいた施策の推進

○ 市町村計画を推進するための支援	地域福祉課
-------------------	-------

### (2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援

ア 市町村が抱える課題・ニーズ	地域福祉課
イ 市町村における包括的支援体制・重層的支援体制整備に向けた支援	地域福祉課、長寿社会課

## 用語解説（五十音順）

### 【あ行】

#### アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら相談機関に相談に行けない個人や家族に対して、支援者が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援方法です。

#### いわて子ども希望基金

公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営する基金で、岩手県の少子化対策を一層推進することを目的として、未婚男女の出会いの場創出に関する事業、児童等の健全育成を支援する人材を養成する事業、仕事と子育ての両立支援など男女が働きやすい職場環境づくり事業等に対して助成を行っています。

#### 岩手県福祉基金

公益財団法人岩手県福祉基金が運営する基金で、社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体などが行う民間福祉活動に、活動資金等の助成を行っています。

#### いわて保健福祉基金

公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営する基金で、高齢者の保健福祉や地域福祉の増進を図るため、団体、法人、個人が行う営利を目的としない先駆的、先導的な事業に対し助成を行っています。

#### インフォーマルサービス

インフォーマルサービスは、家族、友人、近隣住民、ボランティア・NPOなどによって行われる住民の自発的な支援や援助をいいます。

#### ウェルビーイング（well-being）

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。単に心身が健康であるということではなく、社会的にも主観的にも満たされている状態。

#### NPO（エヌ・ピー・オー）

行政・企業とは別に、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の組織・団体をいいます。また、NPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称です。

## 【か行】

### キャップハンディ体験

高齢者や障がいのある人が日常生活のなかで体験していることを、疑似体験として学ぶことです。アイマスクをつけて歩行したり、段差やスロープのあるところを車いすや白杖を用いて移動するなど、障がいのある人の身体的な感覚を体験するとともに、生活のしづらさが環境や周囲の条件から生みだされるということを理解する取組をいいます。

### グループホーム

地域のアパート、一戸建て住宅などで高齢者、障がい者などが、専任の世話人等による入浴、排せつ、食事の介護や健康管理などの支援、相談を受けながら共同で生活する場をいいます。

なお、認知症の高齢者を対象としたものは「認知症グループホーム」といいます。

### ケアマネジメント

病気やけが、障がい、加齢などで生活上の支援を必要としている本人及び家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、身体的・精神的・社会的に必要な支援・サービスためのケア計画を作成し、継続的に支援を行うことをいいます。

### コミュニティソーシャルワーカー

地域の生活・福祉課題や支援が必要な人の福祉ニーズなどに対応して、地域の社会資源（地域住民、サービス、情報、施設など）を活用・調整し、必要な支援を構築する、地域でコミュニティソーシャルワークの活動を担う者をいいます。

### コミュニティビジネス

地域の住民が主体となり、人材やノウハウ、施設・資源、資金などを活用して、地域の抱える課題をビジネスの手法を用いながら解決を図っていく地域密着型の事業活動をいいます。

### コンサルテーション

主に対人支援の業務に従事している職員（コンサルティ）が、対応が難しい事例への対応や支援の資質向上などを目的として、他の分野の専門家（コンサルタント）から業務上のアドバイスや専門的なスキルの指導を受けることをいいます。

## 【さ行】

### 社会資源

地域で暮らすために活用できる施設・設備、医療・福祉制度やサービス、各種団体・

人材、技能、情報等のあらゆる社会的資源を総称していいます。

### 社会福祉協議会

社会福祉法において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人をいいます。

### スーパービジョン

主に対人支援の業務に従事している職員（スーパーバイザー）が、継続的な面接等により、同じ職場や職種等において経験ある指導的立場の職員（スーパーバイザーアドバイスや現場トレーニングなどを行う指導・教育的機能、職員の自己覚知や心理的負担を軽減する支持的機能があり、より良い支援の提供や職員の資質向上などを目的として実施される専門教育のプロセスの一つです。

### ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方をいいます。

### 相談支援事業所

市町村から委託を受けて相談支援専門員が障がい児・者やその家族の相談に応じるとともに、障がい福祉サービスを利用するためには必要な計画（サービス等利用計画）の作成を行います。

## 【た行】

### 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

### 地域福祉活動コーディネーター

⇒ コミュニティソーシャルワーカー

### 地域包括支援センター

介護保険法に基づいて市町村が設置する機関で、地域住民の心身の健康の保持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に担う地域の中核的機関です。

## 【は行】

### バリアフリー

主に高齢者、障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で支障となる、物理的な障壁、制度、人々の考え方など様々なものを改善したり取り除くことをいいます。

### ピアソポーター・ピアカウンセラー

病気や障がいがある人の自立支援に向け、自らの病気や障がいの体験に基づいて、同じような病気や障がいがある人等を支援する人。

### 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する者（災害対策基本法による定義付け）のこととで、一般的に高齢者、障がい者などをいいます。市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要があります。

### ファンドレイジング

民間団体（公益法人、N P O 法人、社会福祉法人、大学法人等）が活動のための資金を個人、法人、行政等から集める行為のことをいいます。

### フォーマルサービス、

フォーマルサービスは、法律などの制度に基づいた福祉や介護サービス等をいいます。

### 福祉活動専門員

地域の生活課題や福祉課題に対して、住民や福祉活動団体、福祉サービス事業者、行政等が連携して取り組み、解決していくように支援する社会福祉協議会職員の職種をいいます。

### 福祉コミュニティ

地域に生活する人々が地域の福祉に関心を持って積極的に活動に参加し、日常的に援助を必要とする人々に対して、様々な福祉サービスを提供したり、住民同士で支え合うような地域社会をいいます。

### 福祉避難所

災害発生時に、高齢者、障害者、乳幼児や妊産婦、外国人などのうち、入院や施設に入所するほどではないが、一般の避難所では生活に支障が生じることが想定される方々が滞在することを想定した避難所です。

## **ふれあい・いきいきサロン**

自治会や町内会などの小地域で、一人暮らし高齢者等の孤立防止や生きがいづくり等を目的に、高齢者と地域の人たちが協働で活動を企画し、参加者が会話や食事、趣味などを楽しむ場をいいます。

## **ヘルプマーク**

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。平成24年から東京都が作成・配布し、平成29年にはJIS（案内用図号）として採用され、全国に普及しています。

### **【や行】**

#### **ユニバーサルデザイン**

年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方をいいます。

#### **要配慮者**

災害時に特に配慮を要する者（災害対策基本法による定義付け）で、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児のほか、傷病者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、日本語が分からない外国人、その場所の地理に疎い旅行者なども含まれます。市町村は、要配慮者が滞在する避難所等において良好な生活環境の確保に努める必要があります。

### **【わ行】**

#### **ワンストップサービス**

保健・福祉サービスの利用や生活上の悩み事など、住民一人ひとりの相談に一つの窓口で対応が行なわれ、保健・福祉サービスを一体的に提供できる支援体制をいいます。

# 社会福祉法 (昭和26年3月29日法律第45号) (抄)

## (目的)

**第1条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

## (福祉サービスの基本的理念)

**第3条** 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

## (地域福祉の推進)

**第4条** 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## (福祉サービスの提供の原則)

**第5条** 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い

つつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

## (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

**第6条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならぬ。

## (地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

**第106条の2** 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五

号) 第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制

整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するため必要な環境の整備に関する施策
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たつては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の

二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (市町村地域福祉計画)

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### (都道府県地域福祉支援計画)

**第108条** 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的

とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日子発1212第1号／社援発1212第2号／老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知 令和3年3月31日改正）から項目を抜粋

### 2 都道府県地域福祉支援計画

#### （1）都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ア 様々な課題を抱えるものの就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
  - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
  - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
  - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
  - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
  - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
  - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
  - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
  - コ 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
  - サ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をしたもの等への社会復帰支援の在り方
  - シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
  - ス 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
  - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取り組みの推進
  - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施して行くための補助事業等を有効に活用した連携体制
  - タ 全庁的な体制整備
- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
  - ア 市町村に対する支援
  - イ 市町村が実施する広域事業に対する支援
  - ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
- ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項
  - ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
  - イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
  - ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めて行くための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
  - エ その他必要な事項
- ⑥ その他
  - 都道府県社会福祉協議会の活性化等

## 第4期岩手県地域福祉支援計画 策定経過

	岩手県地域福祉推進協議会	その他
令和5年 1月	令和4年度協議会（1/31） 『協議内容』 ・計画見直しの概要について ・次期計画の策定方針について	いわて福祉コンソーシアム（1/15）
2月		
6月		地域福祉に関する意識調査（希望郷いわてモニターアンケート）
7月	令和5年度第1回協議会 (8/23) 『協議内容』 ・第3期計画の評価について ・第4期計画骨子案について	
8月		
9月		
10月		（市町村アンケート）
11月	第2回協議会（11/21） 『協議内容』 ・第4期計画素案について	岩手県社会福祉審議会（11/27）
12月		
令和6年 1月		パブリック・コメント（12～1月） 岩手県地域福祉支援計画（素案）に係る説明会 1/12：県南地区、1/16：沿岸地区、 1/18：盛岡地区、1/25：県北地区
2月	第3回協議会（2/7） 『協議内容』 ・第4期計画最終案について	岩手県社会福祉審議会（2/9）
3月		第4期岩手県地域福祉支援計画の策定

# 岩手県地域福祉推進協議会設置要綱

---

## (設置)

第1条 県の地域福祉に関する施策の推進について意見を聴くため、岩手県地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県地域福祉支援計画の策定、変更及び評価に向けた意見聴取に関すること。
- (2) 社会福祉法人の地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に向けた意見聴取に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県の地域福祉に関する施策の推進に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、20人以内をもって組織し、構成員は、地域福祉に関する専門的な知識経験を有する者のうちから知事が就任を依頼する。

2 構成員の在任期間は、就任の日から2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の構成員の在任期間は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置き、構成員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

## (特別構成員)

第5条 協議会に、特別構成員を置くことができる。

2 特別構成員は、社会福祉に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が就任を依頼する。

3 特別構成員は、所掌事項に関し専門的な見地から助言等を行う。

## (会議)

第6条 協議会は、必要に応じて知事が招集する。

## (構成員以外の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議への構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

## (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年1月16日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

## 岩手県地域福祉推進協議会 構成員名簿

任期：令和4年6月21日～令和6年3月31日

区分	所属	職	氏名	備考
学識 経験者	公益財団法人テクノエイド協会 特定非営利活動法人日本地域福祉 研究所	理事長	大橋 謙策	特別構成員
	公立大学法人 岩手県立大学社会福祉学部	教授	佐藤 哲郎	会長
市町村	一関市	保健福祉部長寿社会課長	佐藤 和幸	
	二戸市	健康福祉部健康福祉企画 課健康福祉支援センター 所長	坂川 真美	
	岩手町	健康福祉課福祉支援係長	金澤 浩美	
社会福祉 協議会	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	事務局次長	加藤 勝洋	令和4年度
		参事兼地域福祉企画部長	斎藤 穂	令和5年度
	社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会	地域福祉課長	工藤 和徳	令和4年度
			熊谷 良治	令和5年度
	社会福祉法人 山田町社会福祉協議会	事務局長	高橋 富士雄	
民生委員	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
福祉関係 団体等	一般社団法人 岩手県社会福祉士会	社会福祉士	及川 里和子	
	岩手県地域包括・在宅介護支援セ ンター協議会	理事	吉田 均	
	一般財団法人 岩手県老人クラブ連合会	女性部会副部会長	工藤 ミナ	
	岩手県ひとにやさしいまちづくり 推進協議会	副会長	大信田 康統	
	認定特定非営利活動法人 いわて子育てネット	副理事長	両川 いづみ	令和4年度
		理事	千田 志保	令和5年度
	一般社団法人 岩手県P T A連合会	副会長	金野 貴博	
	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会	理事	館澤 敏子	
地域活動 団体	特定非営利活動法人 いわて地域づくり支援センター	常務理事	若菜 千穂	令和4年度
	特定非営利活動法人 いわてN P Oフォーラム21	事務局長	中村 恭香	令和5年度
	盛岡市町内会連合会	会長	小枝指 好夫	
	特定非営利活動法人 いわて連携復興センター	常務理事・事務局長	大吹 哲也	
	認定特定非営利活動法人 インクルいわて	理事長	山屋 理恵	

〔構成員 敬称略〕